

第百二回 参議院商工委員会會議録第五号

昭和六十年三月二十八日(木曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

三月二十二日
辞任 梶原 敬義君
補欠選任 佐藤 三吾君

三月二十六日
辞任 杉元 恒雄君
補欠選任 園田 清光君

三月二十七日
辞任 佐藤 三吾君
補欠選任 梶原 敬義君

三月二十八日
辞任 園田 清光君
補欠選任 杉元 恒雄君

三月二十八日
辞任 対馬 孝且君
補欠選任 和田 静夫君

出席者は左のとおり。

委員長 降矢 敬義君
理事 斎藤栄三郎君
前田 勲男君
梶原 敬義君
市川 正一君

委員 石井 一二君
岩本 政光君
佐藤栄佐久君
杉元 恒雄君
鈴木 省吾君
松岡満寿男君
山本 富雄君
福岡 知之君

国務大臣

通商産業大臣 田代富士男君
井上 計君
木本平八郎君
村田敬次郎君
金子 一平君

政府委員

経済企画庁調整局長 赤羽 隆夫君
経済企画庁調査局長 横溝 雅夫君
通商産業大臣官房長 杉山 弘君
通商産業大臣官房総務審議官 児玉 幸治君
通商産業大臣官房審議官 矢橋 有彦君
通商産業省通商政策局長 黒田 真君
通商産業省通商政策局長 鈴木 直道君
通商産業省通商政策局長 福川 伸次君
通商産業省基礎産業局長 野々内 隆君
通商産業省機械情報産業局長 木下 博生君
通商産業省生活産業局長 篠島 義明君
資源エネルギー庁長官 柴田 益男君
資源エネルギー庁石油部長 畠山 襄君
特許庁長官 志賀 学君
特許庁総務部長 小川 邦夫君
中小企業庁長官 石井 賢吾君
中小企業庁計画部長 末木風太郎君

事務局側

中小企業庁小規模企業課長 井上 正君
常任委員会専門員 野村 静一君
大蔵省関税局輸入課長 剣持 宣揚君
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長 加藤 三郎君
建設省住宅局住宅政策課長 内藤 勲君

説明員

本日、の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査(通商産業行政の基本施策に関する件)
(経済計画等の基本施策に関する件)
○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、対馬孝且君が委員を辞任され、その補欠として和田静夫君が選任されました。

○委員長(降矢敬義君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

梶原敬義君が一時委員を異動されましたことに伴い理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に梶原敬義君を指名いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

前回の委員会において聴取いたしました所信に對し、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梶原敬義君 先般、通産大臣並びに経済企画庁長官から所信をお聞きいたしました。さらにこの所信につきまして何度か反復して読みましたんですが、内容は非常に結構であります。私は非常に根本的に幾つかやはりどうにもならない、そういう点が落ちていっているような気がいたしておりますから、以下質問をいたします。

最初に、経済企画庁長官にお尋ねいたしますが、五十九年度の経済見通しにつきまして、当初四・一%が途中から五・三%になり、また、もうあと三月わずかありますが、締めましてこれまた変わるんではないかという気がしております。が、一体どうしてこの見通しがこんなに大幅に狂うのか、この点についてどうしても納得ができません。

経済企画庁とは一体何なのか、経済見通しとは何なのか。見通しでありますから、これはやっぱりある程度確度が高くなければいけないと思うわけですが、内需、外需、そういう振り分けについても随分狂っておりますから、ひとつその点についてぜひお答えをしていただきたい。なお、五十八年度当初見込みとそれから実績がまた大幅に狂いました。一体これで信頼ができるのかどうか、くどいようですが、どうも納得ができない

んですが、御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(金子一平君) 梶原さんにお答え申し上げますが、五十九年度の当初見通しにおきましては、GNPの実質成長率を四・一％程度と見ておりまして、現在の実績見込みでは五・三％程度というふうにしまして一・二％程度当初見通しを上回る結果となっておりますが、これは内需の寄与度を、初め三・六％程度と見ておりましたのが四％程度になりましたことと同時に、外需の寄与度を当初〇・五％程度と見ておりました。これが一・三％になったからでございます。外需寄与度が当初の見通しを大きく上回りました原因は、アメリカの景気予想外の拡大に伴いまして我が国の輸出が非常に大きく伸びて、經常収支が最初の見通しの二百三十億ドル程度を大きく上回る三百四十億程度と見込まれるに至った、これが基本的な原因だと考えていいと思うんでございす。内需寄与度が当初見通しを上回ることになりましたのは、個人消費等の寄与度が低下する一方で、設備投資が順調に増加して寄与度を高めたのでございす。

国民所得統計の十月から十二月期のQ.Eを見ますと、GNPは季節調整済みの前期比で名目二・六％、実質二・三％と、比較的堅調な伸びを示しております。これまでの実績を合わせると名目六・五％程度、実質五・三％程度という五十九年度のGNPの成長率の実績見込みは、達成が可能であると考えております。

先生御指摘の、一体経済見通しとは何かというのは、やっぱり私どもとしては努力目標と申しますか、大体狂わないところの堅実な見通しがこの程度であって、これはぜひ実現しようという努力目標と考えておるのでございまして、何と申しましても、世界経済全体がアメリカの高金利で大きく引き回された昨年の経済状況でございすから、ある程度の当初見通しの誤差ができるのはやむを得ない結果であつたかと考えておる次第でございます。

○梶原敬義君 先ほちょっと聞きにくかつたんですが、五十九年度の最終実績はどのくらいに落ちつきそうだとおっしゃるのですか。

○国務大臣(金子一平君) 五十九年度の最終見通しは、現在は名目六・五％程度、実質五・三％程度というふうに私は考えております。

○梶原敬義君 これは三月十六日の日経新聞であります。経済企画庁が十五日発表しました昨年十一月の国民所得統計速報云々というところをずつと読んでみますと、五十九年度の実質成長率は五・六％に達する見通しと、こういう記事が載っておりますが、これは間違ひですか。

○政府委員(赤羽隆夫君) お答え申し上げます。十一月の国民所得統計速報が発表になりました。その十一月の国民所得の実質成長が二・三％、これを一年間平均ということで年率に計算をいたしますと九・六％も伸びた、こういうことを踏まえて、五・三％以上になる可能性はあるというところをその記者が考えましてそのように書いたものと思っております。私もそのように書いては、五・三％という実績見込みの達成が確実になったと、こういうふうに考えておる次第でございます。

ですが、五十九年度の最終実績はどのくらいに落ちつきそうだとおっしゃるのですか。

○国務大臣(金子一平君) 五十九年度の最終見通しは、現在は名目六・五％程度、実質五・三％程度というふうに私は考えております。

○梶原敬義君 これは三月十六日の日経新聞であります。経済企画庁が十五日発表しました昨年十一月の国民所得統計速報云々というところをずつと読んでみますと、五十九年度の実質成長率は五・六％に達する見通しと、こういう記事が載っておりますが、これは間違ひですか。

○政府委員(赤羽隆夫君) お答え申し上げます。十一月の国民所得統計速報が発表になりました。その十一月の国民所得の実質成長が二・三％、これを一年間平均ということで年率に計算をいたしますと九・六％も伸びた、こういうことを踏まえて、五・三％以上になる可能性はあるというところをその記者が考えましてそのように書いたものと思っております。私もそのように書いては、五・三％という実績見込みの達成が確実になったと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○梶原敬義君 もうきょう三月二十八日ですからあと三日ですね、三日ですから、五・三％ということとを長官言ひ切りしましたが、これは五・三が五・五とか五・六になることはないわけですね。

○政府委員(赤羽隆夫君) 民間の有力な調査機関あるいは有名なエコノミストの中には、六％近くまでいくとか、五・六あるいは五・七というふうな五十九年度の成長率を見る方がおるわけでございます。そういう意味から言いますと、その可能性が皆無であるということをおしえたいと思っております。

○梶原敬義君 どうも僕は昔から経済企画庁といったいろいろな尊敬しておつたんですが、あと三日後のことが非常に高くなるかも知れぬと、あるいは五・三と、こう言い切っておるが、一体どういうことなんですかね、そこはわからぬということですか。

○政府委員(赤羽隆夫君) 三日後と仰せられますけれども、経済情報の把握というにはやはり若干の時間がかかる、こういうことでございまして、この個人消費、例えばGNPのうちの六割近くを占めております個人消費に關します基礎情報であります家計調査なども、やつと先日十二月分が判明したと、こういうことでございす。私も現にその瞬間瞬間に起こっていることをとらえるという、それだけのことというのはなかなかできないわけでございます。個人的な問題としては、このように動いているのではないかと、いややうではない、このように動いているはずだと、こういうことは議論できるわけでございますけれども、役所の立場で公的な推計ということでやるといたしますと、基礎統計というものがそろっていない限りできない。そういう点でございます。統計のラグと申しますか、認知のラグというのがやはり二カ月余りあるということでございます。統計的には現在なお十二月末あるいは一月ぐらいの時点の把握しかできていないと、こういうことだと思ひます。

そういたしますと、その後はいわゆる感傷でありますとか、いわば推測でやらなければいけない、こういうことになりまして、一人の個人的な専門家という立場でどういふふうになっているのか、そういう推測はできますが、経済企画庁という公式の見解ということになりますと、先ほど申し上げましたように、五十九年度の実績見込みの達成というのには確実になった、この程度のことしか申し上げられないと、こういうことだと思ひます。

○梶原敬義君 どうも、随分遠い先のことを見通せといつたらなかなか狂うかも知れぬですが、もうここまで来てそれが見通しできないというの、これはあなたたちが発表しております経済見通しという言葉自体がこれはもうちょっとおかしいんじゃないでしょうかね。長官が先ほど言われました、アメリカの対米貿易輸出が二百三十億ドルが三百四十億ドルに、予想以上に上がったとい

いうことですが、去年の商工委員会でもたしかこれはちょっと甘いんじゃないかと、もつとふえるんじゃないかということ、随分同僚議員なんかからいろいろ議論があらち出たと思うんですが、そういうことはわかつておらなかつたわけですか。

○政府委員(赤羽隆夫君) 經常収支の見通し、こういうものが当初見通しに比べて実績がそれを大幅に上回るような事態になりましたのは、私どもの予測能力、こういう点においてなお研さんの余地がある、こういうことだと思ひます。その当時におきまして、もう少し黒字が大きくなるという見通しがあつたことも事実でございます。それに比べて、事実によつてそういうことで実績がそうなつてしまつた、そういうことで、私どもとしてはさらに予測能力を高めるための研さんを積んでいかなければいけない、こういうふうにして、この次第でございす。

○梶原敬義君 くだいようですが、やっぱり長官はしゃあしゃあと、見通しが狂つたのは、これはアメリカの關係でこうなつたんだということ、つとや言われましかつたけれども、私はやっぱりそういう言い逃れとか、言ひわけとか、結果がまず大きく違つておりましたと、間違つておりましたと、あつたやうなことを言ひますが、間違つた理由はこうこうこれでありまして、こういう姿勢であれば我々としては納得ができる。しかし、いややうこうこうなつた、それはこうこうこういう理由でこうなつたという理由を先につけて結果を言うやうなやり方というの、どうも国会答弁を聞いておりましたも、絶えず責任の所在を逃がれ、次へ次へとやつていくやうなやり方で、どうもこの点はやっぱり基本的な姿勢として納得ができません。長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子一平君) 去年は特にアメリカの高金利に世界経済全体が引き回された次第でございすので、やはり予想以上の、今赤羽局長が申

しましたような輸出の伸びが出たことは事実である
らうと思うのであります。

それからもう一つは、例えば大麥予測が苦しい
と、難しいと先ほど来申し上げております一つの例を
申し上げれば、例えば昨年は久し振りに、一兆円
足らずでございますが、所得税の減税をやりました
た。その減税効果がある程度消費の喚起に役立っ
たはずだと当初見込んでおったわけですが、その効
果がずっとタイムラグと申しますか、内需喚起に
及ぼす影響がずれてきておる。ようやく年末から
ことしの年始にかけていろいろな消費の面にはつ
きり出てきておるといふふうな状況でございますし
て、半年あるいはそれ以上のずれが出ておるとい
うような現実がございますので、私は経済の見通
しというものはなかなかやっぱり難しいものだ
という感じがいたします。

今いろいろ御指摘でございますので、今後もし
いう点は十分注意しながらやりますけれども、役
所側としては公の見通しを立てるという意味にお
いてある程度堅実さを見込むやり方をとるのは、
これはやむを得ない点とひとつ御理解を賜りたい
と考える次第でございます。

○梶原敬義君 もうこれでこの点については質問
打ち切ろうかと思つたんですが、どうもそこまで
言われますとね、じや五十八年も大幅にまた狂っ
てるんでしょ、五十九年もでしよ。それから
減税効果の問題を言われましたけれども、内需の
面で減税を、当初内需の見込みよりも、今先ほど
おっしゃられました、〇・四％も伸びているじ
やないですか。減税の関係がおくれたから結局結
果的には見通しが狂つたということにもなりませ
んですね。一貫性がないと思ふんです、今御答弁
されていることはですね。竹に木を接いだような
お話を、長官ともある人がそんな答弁を次々に
されますが、五十八年も狂い、五十九年も大幅に
狂い、こういうことですからね、率直にこれは認
めて、そして原因は何なのか、そこをやつぱり素
直に反省をしていただいて取り組んでいただきた
いと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(赤羽隆夫君) 五十八年度も狂つた、
五十九年度も狂つた、毎年誤差が大きいのではな
いか、こういう御注意は確かにそのとおりでござ
いまして、私どもとしてさらに努力を続けていき
たい、こういうふうな考えでございます。

五十八年度でございますけれども、五十八年
度、確かに項目別に見ますと、かなり見通しと実
績のずれということがございますけれども、全体
として見ると、比較的良好と申しますか、かなり
誤差の幅が小さかつた年ではないか、こういうふ
うに思っております。もちろん経済見通し全体で
当たらばいいというものではございません。その
前提条件とそれからその見通しの構成、こうい
たものと実績とが違つておるにもかかわらず、全
体として数字がそれほど差がなかつたということ
になりますと、それはたまたまそういう数字にな
つた、偶然性ということになりますので、そうい
つたようなものであつては経済見通しはいけな
い。経済見通しというのは、まさしく予算編成の
前提になりますところの見通しでございますか
ら、そういう意味で、さらに努力を続けて精度を
高めるように努力をしていきたい、こういうふう
に思ひます。それにつきましては、国会の方にお
かれまして、私も御指導御鞭撻のほどをお願い
したい、こういうふうに考えます。

○梶原敬義君 それでは、ちょっと次に移ります
が、六十年度の経済見通しは、長官の所信にあり
ますのは、「政府の諸施策と民間経済の活力とが相
まって、実質で四・六％程度の成長」云々と、こ
うなっておりますが、これは大体もう長官狂わな
いんですね。

○国務大臣(金子一平君) アメリカの経済成長率
が最近スローダウンしてまいりまして、輸出の伸
びがこれまでに比べますと非常に緩やかになつて
まいっておりますので、成長率に対する外需の
寄与度というものが低下せざるを得ない。単にア
メリカに対する輸出だけではございせん、E
Cや中東の産油国に対する輸出も緩やかな伸びに
なつておるような状況でございます。

設備投資は輸出の伸びに伴ひましてある
程度影響を受けておりますけれども、内需中心
のハイテク関連の投資が引き続いて活発に行われ
ておりますし、それから卸、小売などのサービ
ス関連業種にも動向が見られておりますような
ことで、まあ堅調に推移すると考えておる次第で
ございます。個人消費も物価が安定しておるもと
で所得が順調に増加いたしますのと、消費マイン
Dに明るさが見えてまいりましたので、今年度よ
りその伸びが高まるものと私も期待しておる
次第でございます。

この結果、内需は全体として順調に増加するん
じやなからうかと考えておるような次第でござい
まして、現在の実績を踏まえて、六十年度の実質
成長率は四・六％程度、このうち内需の寄与度が
四・一％程度、外需の寄与度は〇・五％程度にな
るものと、私もただいま見込んでおる次第で
ございます。

○梶原敬義君 次に、今内需のお話が出ました
が、長官が所信で述べられております「国内民間
需要を中心とした景気の持続的拡大を図るとも
に、雇用の安定を確保することでありま」とい
うことで、「持続的拡大を図る」と。図るといふこ
とを強調をされておりますが、どうもその中身
は、具体的にそれが内需喚起に結びつくような政
策になつてゐるのか、どうも中身はびんとこない
んであります。一体何を具体的に考えておるの
か、やろうとしておるのか、少しそこら辺をお願
いをいたします。

○国務大臣(金子一平君) 梶原さんの御指摘の
点、これは一番大事な問題だらうと思ふんでござ
います。政策的に、私も財政的な余裕がござ
いましたならば、思い切つて財政政策をしっかりと
活用すると、また金融政策も機に依つて敏感な発
動をするというふうなことで、財政金融政策を思
ひ切つて発動することによつて景気の刺激をや
り、あるいは伸び過ぎた景気を抑えるというよう
な手を使ふかと思ふんでございますが、御承知
のような財政状況でございますので、例

えば公共事業費をうんと増額するというような簡
単なわけにまいりませんし、また思い切つた所得
税の減税その他の減税をやるような状況にもこ
としいっておりません。

ただ、幸いと一般公共事業の事業量はここ数年
減少ぎみでございましたけれども、ことしはいろ
んな工夫をこらしていただきました、三・七％程
度五十九年度に比べて伸ばすことに成功できた
し、それから一般的減税は行いませんでしたけ
れども、ハイテクを中心に技術関係の投資減税あ
るいは中小企業を中心とした投資減税を、昨年実
行しております投資減税にあわせて実行するよう
なことにいたしましたので、これは今御審議をい
ただいておるわけでございますが、ある程度や
ばり景気回復の呼び水の役割を果たしてくれ
ることを期待しておる次第でございます。金額はそ
う大きな金額ではございませんけれども、中小企
業等にとりましてはある程度のプラスになるうか
と考えておる次第でございます。

金融面では、今すぐはとにかく、ある程度金融
緩和の状況でございまして、すぐ打つ手はござ
いせんけれども、必要に応じて私どもは今後も
こういった面を考へることが政治としては大事な
ことではなからうかと思つております。

ただ、やはり経済の中心になるのは民間の活力
でございますから、やはり基本的には民間活力を
うんと伸ばすことを考えていかんやないませ
ん。それには、御承知のとおり、認許可事務が大
変たくさんございまして、民間の活動を縛つてお
ります。あるいはまた、法律的な行政的な規制が
もろもろの仕事にかぶさつておるような状況で
ございますので、これは大変手間のかかる仕事で
ございまして、一遍に、一斉にどうこうというわけ
にはまいりませんけれども、着実にこれを一つづ
つはぐして、もう少し民間の経済活動が伸び伸び
とできるような環境づくりをしつかりやることが
基本的には大事なことでなからうかと考えてお
るのでございまして、今政府を挙げてそういう方
面の仕事をやつておる、手をつけておる最中で

ざいます。

同時にまた、行政改革、財政再建を今やっておりますけれども、高度成長時代につきましたぜい肉落としを中央、地方を通じてやって、ある程度民間でできる部分は民間に移譲するようなことによつて民間活力をひとつんと伸ばしていったらどうか。例えば財政につきましても、今取り上げられておりますのは所得税、法人税等の減税の問題ですが、そういうことによつて、これはことしでまかせんけれども、できれば来年という気持ちで私も持っておりますのでございまして、そういう方面の手を講ずることによつて持続的な経済の活性化を図っていくことが基本的に大事で、急がば回れになりますけれども、今はそういうようなことをいろいろ各省を挙げてやっておるといふことを申し上げておきたいと思つております。

○梶原敬義君 今、少し全般的にアメリカの景気に引張られて日本の景気がよくなった、特に輸出関連を中心にしていいことを言われておりますが、私も地元に戻りまして、いろいろ中小企業の経営者の皆さんや、そこで働いている人や、あるいはいろいろな業界の人と話をすると、これが地域的な要因も相当あると思うんですが、大変厳しいということを訴えられるわけです。

倒産件数あたりを見ますと、東京商工リサーチの数字によりますと、暦年でいきますと昭和五十九年は二万八百四十一件で、負債総額は約三兆六千四百四十億、これは最悪の数字になっておるわけですが、また、雇用情勢も非常に厳しい、特に中高年齢者の再就職もなかなかない。まあ、あったとしても、もう賃金が半分ぐらい田舎ではやっぱ下がる、こういうような状況にあるわけですし、この点につきまして、通産大臣あるいは経済企画庁長官の認識が一致するの、異なるのか、ひとつお考えをお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(金子一平君) 梶原さん御指摘のとおり、

り、昨年の倒産件数なり負債金額は相当従来に比べると大きくなっておりまして、この一、二月の状況を見ますと大幅に下がりがかつてございまして、私は私ども大変強く思つておる次第でございまして、御指摘のとおり、地域によりましてあるいは業種の偏りによつて相当まだ全国的に見ますと景気のばらつきがございまして、このまだ模様を景気全体の回復の過程において何とか一日も早く吸収したいなあというの、私の率直な気持ちでございまして。お話のとおり倒産件数なり負債総額、これは景気調整の過程においてこういう状況になったことを大変残念に思つておる次第でございまして。

○国務大臣(村田敬次郎君) 梶原委員にお答え申し上げます。

中小企業の倒産の問題で、昨年の件数、額等について御指摘がございました。まさにそのとおりでございまして、景気が一方では上昇しつつあるのに中小企業の倒産は多い、これは非常に憂慮すべきことである、こういうふうに思つておったわけでございますが、一月、二月の倒産については少なくなつておる。六十年二月の倒産件数が千四百十九件でございまして、これは先月、一月に比べてまして四・二%減じております。それから、昨年の二月に比べて、一三・四%減じておるわけでございます。

それから、負債総額は二千二十五億円で、昨年の一月に比べれば五%減、二月に比べれば四六%減という非常に大幅に負債総額、倒産件数も減つておるといふことで、明るさが出てきたのではない、これが今後引き続き好調に推移をしていくことを心から願つておるわけでございます。いずれにいたしましても中小企業の倒産の問題は大変深刻でございまして、その内容を調べてみますと、またいろいろと御質問があるかと思つておりますが、いろいろの要因がある。したがって、今後は新しい時代に対応し得なくなった中小企業の倒産が多いのではないかとというデータがいろいろ

出ておりますので、ひとつ中小企業の技術力を向いたしたり、情報化への対応をいたしたり、人材養成の強化をいたしたり、また金融、倒産防止対策等々諸般の施策を講じて対応してまいりたい、このような認識に立つて努力をいたしております。

○梶原敬義君 通産大臣が一月、二月の例を出されましたが、三月はちょっと厳しいではないでしょうか。ですから、季節的なこともあるのではないかと思つております。

いづれにいたしましても、私も帰つて、ある小さな信用金庫の理事長さんと話をしておりましたら、どうにもならないと、取引先が利益も出さぬし、金を使つて設備やれたつて、これやたつてうまくいかないし、どうにもならない。しかし、政府はようなら、ようになったといふことをよう言うがなという話をしましたら、一休中曾根総理大臣やなんか外国へどんどん飛んで行つたり派手なことをよくやりますが、ああいふところもいけれども、実際にこういう本当に厳しい実態というのを見てほしいと、それは相当な人がそう言っているんですよ。ですから、中曾根総理大臣になりまして、行革はいけれども、本当に厳しい瀬戸際に立たされた人がたくさんいるといふことをやっぱ私は忘れてもらつたら困ると思つてます。

それから通産大臣にお尋ねしますが、情報化社会や新しい時代についていけない中小企業が倒産をするのではない、だから人材の育成なりいろいろやる、こういうこと、ようすが、東京商工リサーチが出している資料を見ますと、倒産原因が一体どうなつておるのかということを見ますと、不況型倒産、これがずっと最近五年来おいてまして、五十九年に入りまして六三%、高いところまで六三・四%から六六%ぐらいのところへ上つておるんですよ。それに連鎖倒産が一〇%から一二%ぐらゐりますから。

実際に言われておりますような、だれでもそういう言い方をよくするんですが、どうも何か情報

化社会についていけないところがつづけるような言い方をしておりますが、約六百万ぐらいの中小零細企業で、その大半はそう情報化社会に關係するような仕事ではないんですよ。だから、ごく一部をつかんで全体を推しはかつて言われるような、そういうところから政策をやつていくとすればやっぱどこか手落ちが出てくる。どうしてもかゆいところに手が届かない。このところをぜひ私は訴えたいと思つて、大臣、もしその点についてお考えがあればお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 梶原委員の御指摘は非常に適切な点をお突きになつておられると私も思います。詳細につきましては中小企業庁長官からお答えをいたしますが、業種別の倒産件数を見てみますと、建設業が六千三百五十五件で三〇・五%、これ五十九年度です。製造業が三千九百九十二件で一九・二%、商業が七千二百八十五件で三五%、サービス業等が三千二百九十九件で一五・四%、これを全部合わせますと、梶原委員が先ほど御指摘になりました二万八百四十一件という数字になるんでございまして、その企業倒産をいろいろ調べてみますと、私が先ほど申し上げましたのは、一年、二年の非常に経験の浅い中小企業が倒れるという件数も多くございまして、十年ぐらゐの経験を経た企業が倒産をしていく件数が意外に多い。これは先ほど申し上げましたいわけの技術革新であるとか、情報化社会であるとか、そういう時代の非常に激しい勢いで進んでいく方向になかなか適応できなかった中小企業も多かったのではない、そういう意味で御指摘を申し上げさせていただきます。つきましては中小企業庁長官の方から申し上げます。

○政府委員(石井賢吉君) 補足いたしますが、御指摘の六〇%程度が不況型原因といふんですか、そういう分類に基づく原因に基づきまして倒産しているのではないかと、御指摘、数字的にはそのとおりかと思つております。私も、それぞれ民間信用

それから、市場構造の変化についていけないんじゃないかということ。これもやはり国民の消費力なんかも決まっているものですから、やはりデパートなんか、正月も普通は三日まで休んでお休みのを、それがもう二日から営業を始めると

そういう面で建設省を中心にいろいろ御努力なすっておられるのでありますけれども、例えば一番問題になっているのは土地でございますが、土地の規制が非常に厄介なことになっております。調整地域だとか、市街化区域だとかあるいはまた農振地域だとか、建設省、農水省、自治省で

つかのことをずっと出されたんですが、どうも公共事業の点とハイテク関係の所得税減税、それから中小企業対策に若干の施策と、こういうことでやろうと、こういうことであります。今問題になっているのは日米貿易摩擦でありますし、これはやっぱり解決する手段としては、抜本的には日本

五%まで中小企業対策ではなからうかと。」「こう答えておられるんですね。これは、私の質問に対して答えていただいたんですが、私は賛成なんです。がね、これは長官、異論がありでしょうか。○国務大臣(金子一平君) 今、梶原さんからお話のございました河本前大臣のその御指摘、まさに

基本的にはそのとおりだと思つてございまして、全体の景気をうんと回復することによって中小企業の活性化を取り戻す、またなかなか恩典に浴せぬような面については、きょう、先ほど来通産大臣からいろいろとございまして、先ほど来を施していくことが大切なことであらうかと考えておる次第でございまして、私も、中小企業関係につきましても、やはり身につまされた思いを自分のところへ帰るといふおわけでございまして、やはり第一産業だけの地域ですとなかなか地域の活性化が取り戻せませんので、いろいろお氣を使つておるわけですが、幸いと輸出貿易に關連のないハイテク産業等が各地にどんどん進出してきて、部分的ではございまして、設備投資をやり雇用をふやして、あるいは工業団地を用意している地域にどんどん工場が進出して、くれるような傾向が今新しく見えてきております。

そういうところを拠点にして、漸次景気の回復のてこにしたいなという気持ちで、私の方から通産大臣や中小企業庁の長官にもお願いしながら一緒にやつておるというのが現実の姿でございまして、やはり日本の経済を支えている大きな柱は中小企業でございまして、これは梶原さんのおっしゃるとおり、ここであらうと元氣を出してもらえようという方策をこれからもしっかりと続けていきたいと思つておる次第でございまして。

○梶原敬義君 僕は、これはぜひ閣僚會議で、中曾根総理大臣にもっと積極的に両大臣が物を言っていたらいいと思つておる次第でございまして。

中曾根総理大臣が財政を改革するために行政改革をやるということで、彼が行管庁長官になつたのが五十五年七月で、五十七年の十一月に総理大臣になつておるんですが、五十五年の七月といふと、国債の残高が七十兆五千億なんです。今、百三十三兆なんです。中曾根さんがそう言つて、確かに努力はされておりますが、最近、努力のされ方も、補助金を一律カットで地方に押しつけてみたり、結局、目先を変えていけるようなやり

方を幾つかやっておりますが、実際にどうにもならないような形で百三十三兆円に膨らんでおる。彼がやつておるやり方というのは、国民には何かやつておるような氣はいたしますけれども、百三十三兆円、倍ぐらいいに膨れ上がつておるんです。だから、これはだれがやつてもそうかもわかりませんが、彼がやつたからよくなつたというより、むしろ悪くなつておるんじゃないでしょうか。

だから、そういう意味では、もっと手を打つところは打つ、金を入れるところは入れる、国民の一番困つておるところを、そこをどうするか、こういう施策というものを、私はやっぱり思い切つて両大臣が閣僚會議やなんかで強く言つて、流れを変えていただきたいと思つておるんですが、ちょっとそこら辺を両大臣から。

○国務大臣(村田敏次郎君) 先ほど来、金子経済企画庁長官からいろいろ詳細なお話をしてくださつたわけがございまして。今、梶原委員の御指摘、私は中曾根総理からどういふ指示をいただいておるかということ具体的に申し上げたいと思つておる。

十一月一日に私は通産大臣に就任をいたしましたのでありますが、その日に中曾根総理に官邸に呼ばれて、指示された項目が三つありました。

その第一は、今非常に話題になっております新しいラウンドをひとつぜひ推進をしてほしい。もう一つは、太平洋協力を推進をしてほしい。そして第三点、これがまさに梶原委員の御指摘の問題でございまして、貿易摩擦が非常に激しいので、このためには内需をひとつ拡大をして、いろいろな問題について日本国内で起きてくるそういう活力によつて対応をしていくべきだと思つて、ひとつぜひ内需拡大についての施策を講ぜようということでありました。

そしてそれについては、私は先ほど来梶原委員の御発言を承つておまして、大変いい例だと思つておりましたので申し上げますが、例えば建設業であります。私は公共事業に關連をする仕事をずっと

やつておりました關係がございまして、建設業、特に中小企業と大企業の關連については非常に関心を持つておるのでございまして。御指摘のように、例えば官公需発注などを見ても、大企業向けに発注が多い、中小企業向けの発注が少ない、だから梶原委員が御指摘になるように、もつと中小企業に対する発注を拡大したら全体がよくなるんじゃないか、本当に苦んでおる中小企業が救えるんじゃないかという点が挙げられるわけがございまして、例えば政府では、官公需について中小企業者に対する受注機会をできるだけ増大するようにという指示を総理からいただいております。

昭和五十九年度の国等の契約の方針においても、中小企業向けの契約目標を三兆七千億圓、それから比率で三七・四％ということを決めまして、そしてそれをずんずんと推進をしておる。これも恐らく梶原委員のお氣づきの点では三七・四％というのは少な過ぎるんじゃないか、それをもつと四〇・五〇と拡大できないのかという御指摘が必ずあると思つてございまして、これは私は現実にかつて県において水道部長であるとか建築部長であるとか、発注の仕事を担当しておりますからよくわかるのでございまして、大規模な工事だとか、高性能技術などを要する物品などがございまして、どうしても中小企業に発注しにくいものがございます。そういったものも含めておるために発注比率が連年努力するにもかかわらず三七・四％ということになっておるんですが、これは長

いタームで見ると昭和四十一年が二五・九％でありまして、一一・五％も拡大をしております。

中曾根内閣はこの点も非常に努力をいたしております。また中小企業の倒産問題などにつきましても、それはひとつ四本柱を立ててやつていくべきである。金融、信用保証、共済貸し付け、相談・指導といったような四本柱を中小企業庁長官が中心になつて推進をしておりまして、梶原先生の先ほど来言われております点はできるだけ限りの努力をしていけるわけがございまして。中小企業発注

にいたしましたも、現実にはランクの問題でいろいろ考へるとか、あるいは大企業が中小企業に対して下請代金を早く払うとか、契約を適正化するとか、それからまたジョイントベンチャーで地方企業を参画させるとか、いろいろな工夫を凝らしておるのでございまして、これは中曾根総理の内需拡大という私に対する御指示に従つていろいろと關係閣僚相寄つて相談をしていける点でございまして、一生懸命中曾根内閣は努力をしておるという点を御理解いただきたいと思つておる。

○国務大臣(金子一平君) 今、公債の残額と申しますか、発行額が五十五年以来急速にふえておるぞという御指摘がございました。これはまさにおっしゃるとおりでございまして、昭和五十五年に比べますと六十年が倍近くなつておるような状況でございまして、これ御承知のとおり、第二次石油ショックの後の世界的な不況の波を受けて、日本経済が非常に苦勞をしたその結果で国債が今日このような状況になりました。国債を十兆発行しても、九兆は元利払いに充てなきゃいかぬというようなどころに追い込まれておるわけですが、私も、もといたしましては、一日も早く景気の回復を急ぎまして、何とか自然増収でもどんだんふやすというところによつて民間の活力を回復させるように持っていきたいと思つておるような次第でございまして、ちょうど第一次の石油ショックの福田内閣の後、大変やっぱり日本経済は悪くて、その当時初めて赤字国債の発行をやつたわけがござい

す。前に私が大蔵大臣をやりましたときは五十四年でございまして、五十四年の歳入を、五月分まで五十三年で食つてしまつて、財源が全然なかつたものでありますから、そのとき思い切つた手段として公共事業費を二割もふやしたことがあるんです。前年に対して。そのせいもあると五十四、五は比較景氣もよくなつたのでございまして、そのまゝ急速に世界景氣の波の中に落ち込んだという状況でございまして、経済はやっぱり生き物ですから、ときどき刺激ができれば何とか刺激をするこ

とが必要だと思ふんでございまして、そういう気持ちを持ってこれからは経済全体に当たり、特に中小企業の皆さんにも御安心いただけるような方向に一日も早く持っていきたい、これから努力したいと考えておることを申し上げておきます。

○梶原敬義君 一生懸命福祉や何かを抑えて、ずっと予算を抑えていったけれど、どうしてこんなにふえるかというのは、やっぱり思ったより税収が伸び悩んでおる、そういう面もあるんじゃないでしょうか。

〔委員長退席、理事前田勲男君着席〕

特に、私は去年の商工委員会でもちょっと数字を出して質問したんですが、大企業と中小企業を分けて法人税の上がる割合を調べてみたんですが、昭和四十八年に大企業と中小企業の割合は、中小企業が四八・一％でありました、法人税の比率が、大企業と中小企業に分けて、それが五十六年度にいきますと三七・九、これは国税庁から出していただいたんですけれども、もっと最近も落ちていっているんじゃないかという気がしております。

中小企業で働いているのはもう国の大多数だと、こう皆さん言われますが、従業員も圧倒的にそこが多いわけですから、これは源泉所得もそういう形で伸び悩んでおりますし、同時に中小企業で働いている人や家族の皆さんが負担しております間接税もやっぱり落ち込んでいますから、このところはよくするような手当てを考えないと、いつまでたっても日本の財政はよくならないんじゃないでしょうか、締めるだけ締めても、要望を申し上げておきます。

それから個人消費を高める方法としては、内需を拡大するためには個人消費が高まるのが一番いいと思いますが、そのためには大幅な所得のアップ、賃上げとかあるいは大幅な減税、減税については今暗いお話がありました。またベースアップについても、一部脚光を浴びている企業につきましてはある程度明るい見通しがあると思うんですが、多くは今こういう状況です。なかなか暗い

状況、そうすると両方ともやっぱり暗い。消費マインドが明るいとか何とかさっき言うわれておりましたが、簡単にはいかないんじゃないでしょうか。

そこで、私はそういう状況の中で、先ほど大臣が言われました、経済は生き物で、刺激ができれば何か刺激をしてやるといふことなんです。私はやっぱり住宅政策を少し議論をしてみたいと思います。

最近の新聞にもよく住宅問題のことでローンの問題が載っております。三月二十日の日経では、「住宅ローン返済ズリ 可処分所得の一四・三％」、これは総務庁の統計局の出した内容です。同じ日に朝日新聞も「家々の重みズリ」、こういうそれぞれタイトルをつけているんですが、「ローン返済家庭、三割超」と、こういう状況、内容は省略しますが、載りましたですね。これは両方とも三月二十日ですが、その後読売の夕刊に載りました「よみうり評」によりますと、「東京神田小川町の公団賃貸住宅は戸数も多くなかったが三割の競争率だった」、こういうのが載っているんですね。びっくりしてね。これは宝くじを引くより厳しいような数字になっております。

〔理事前田勲男君退席、委員長着席〕

こういう状況でありまして、いろいろ読んでみますと、国民の非常に多くの人は賃貸住宅におつたり、あるいはその中におつても、あるいは持ち家の中に住んでおつても、さらにその住宅に対する狭いとかあるいは間仕切りが悪いとか、いろいろ不満が出ていようなのを何かで読みましたが、非常に国民のニーズは、やはり同じ短い人生ですから、できれば無理をしないでいい住宅に住めるといふことが希望でしょう。諸外国に比べまして日本はGNP世界第二番と、こう言っておりますけれども、やっぱり住宅問題というのは非常に厳しい状況になっておると思います。

建設省お見えですかね。こういう状況で、私はちょっと調べておりましたら、住宅金融公庫の六

十年度事業計画を見ますと、計画戸数が昭和五十七年五百四十、五十八年五百十、五十九年五百、六十年四百九十、実績はそれぞれありますが、省略いたします。こうなっております、減っております。

それから、住宅金融公庫に対する補給金の推移なんです。これも昭和五十五年までは住宅金融公庫が資金運用部から借りた金利と、それから貸し出した金利との差だと思ふんですが、五十五年は大体とんとんに来ておりますが、五十六年からはずっと赤字になっておるわけです。その赤字を今度はまた借りてきてやっております。そして、昭和六十年の予算では、補給金の政府の措置額が三千四百十三億、そして繰り延べ額が一千万三千四百億、こうなっております。

これは建設省、間違いないでしょうね、この数字は。こういう形で、何か住宅問題についてはほとんどどんどん、それは先ほど何か住宅云々と、こういうことを言われましたけれども、それに反して厳しい状況になっております。やっぱり住宅金融公庫がその気になって火をつけたとこれはなかなかそう簡単にいかないと思うんですが、いかがでしょうか。さっき言いました数字について建設省から、間違いないか、お伺いします。

○説明員(内藤勲君) 先生の申されました数字は、ほとんど間違いないんですが、金融公庫の戸数が、五百万、四百九十万と言われましたけれども、五百万、四百九十万という違いはございまして、あとの数字は正確でございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 通産省でも実は建設省の住宅建設の委員長代行をやっております関係で、全般のことをいささか承知をしておると思ひますので、お答えをさせていただきますかと思ひます。

先ほど来委員の御指摘にございました内需の拡大、まさにこれは根本論であります。その中で、公共事業の事業費の増大、それから民間設備

投資の拡大、そして住宅建設というのは非常に大きな内需拡大の要因であるということが従来指摘をされておるわけでございます。なぜなら、住宅産業は非常に需要が広いし、広がり大きいわけでございますが、その意味で、委員が御心配になつておられます、最近住宅がスローダウンしているんじゃないかという御指摘であります。確かに五十五年、五十六年、五十七年、五十八年というのにはスローダウンでありまして、百万戸内外ということであつたわけでございますが、どうも、五十八年の後半から五十九年にかけて非常に見通しが明るくなつてきた、住宅戸数がだんだんふえてきたということが指摘をされておりました。計数的にもこれを納得させる数字が出ておるわけでございます。

したがって、建設省でも、住宅局長以下のスタッフに懸命にこの住宅戸数の拡大、そしてまた量より質であるということで、住宅建設についていろいろと努力をしておるわけでございます。内需の方向の問題について非常に政府関係各省が努力をしておる、そしてその実績が五十九年あたりから上がりつつあると。それは、アメリカの住宅建設はすごい勢いでふえてまいりましたから、それに比べれば日本の方が立ちおくれしておりますが、日本の人口に比べれば、この百数十万戸ないし百二十万戸という新規建築戸数、改築戸数は決して少なくないでございまして、委員御指摘の内需の拡大についても相当な役割を果たしつつある、これからもっと果たしてもらわなきゃならぬ、こういうことであらうかと認識をしております。

○梶原敬義君 通産大臣は、建設大臣になつてやたらいいんじゃないかと思ふんですが。

それはそれといたしまして、そうは言われますけれども、新日鉄が予測をいたしました「住宅需要を推計」云々というものが、これはことしの三月十四日の日経に出ておまして、建てかえ需要がこれからあると、こういうことで、もっとあるんだと、百三十万あるいは百六十万くらいずっと統

くんではないかと、こういうことを指摘をしておきます。

それから、私も田舎の古い町を歩いてみますと、やはり建てかえの時期に来ている家がたぐさあるわけですね。あるいは高度成長の前後に建てて、ちよつともう狭くなったので建て増したいという希望も随分あるんですが、どうも最近の傾向は、最近というか、高度成長以降ですが、建てたけれども、なかなかローンを払えない、それで売るとか、あるいは財政が厳しいので、家はつくったが、夫婦げんかの対象になるとか、あるいはそれが原因で自殺者が出るとか、そんな話を幾つかずつと聞いておりました、もう少しこの支払いを延期するとか、場合によりますと、失業中には何かその間は一時見合わせてやるとか、あるいは取得して何年間は当面金利だけ負担をすればいいとか、何かそういう幾つかの手を打てないものかと。通産大臣、建設大臣のような気持ちでぜひ考えていただきたい。そこら辺がやっぱり一つは問題がある。

しかし、それより前に、今おっしゃられましたね、通産大臣もいよいよよくなったと、こう言われておりますが、住宅金融公庫のある人をこういう関係で呼んで私は事情を聞いたんですが、とにかくこういう状況ですから、政府が金を全部措置をしてくれぬから、足らぬ分は借りかえていっておりますから、もうどうにもならぬから、余り新しい事業はしたくないと、非常に閉じ込めて、もう何にもしないと、こういう状況を率直に、これはだれと言ふと悪いですが……、語ってくれましたよ。そういう状況というのは建設省の方も大体認識は一致してはいますか、住宅金融公庫の状況について。

○説明員(内閣府) 住宅金融公庫につきましては、我が国の住宅政策の基本的な柱だと考えておりまして、現在、六十年年度予算では四十九万戸というところでございますが、無抽選体制というものを維持して、国民が借りやすい状況にしているわけでございます。

ただ、御指摘のように、財政的な繰り延べ措置を講ぜざるを得ない、今そういう状況でございます。必要の補給金が財政的には確保できないという状況で繰り延べという措置を講じているわけですが、ただ資金的には無抽選体制を維持できるような公庫の資金力は確保する、そういうことにしております。国民の需要にはこたえていきたくないと、そういうことでございます。

○梶原敬義君 経済企画庁というのはどういう仕事をやるのか、私もさっきから話を聞いていてちよつとわからなくなつたんですが、経済企画庁長官、ですから国の全体の経済の調整を図り、計画を達成するということであらば、やっぱりこういう住宅金融公庫で繰り延べを一千億もやらにやならぬような状況に追い込んでいくというのは、これはちよつとおかしいと思ふんですが、それはおかしいじゃないか、こんなものはやりなさいと。家は確かに国も財政が厳しいときに負担になるかもしれないませんが、住宅というのはやっぱり資産になります。個人の資産になるか、あるいは公共住宅が国の資産にもなっておりますから、先でやるよりは今やれば安いんですから、これは物の考え方はやっぱり違ふと思ふんです。だから、そういう繰り延べ額がもう一千億にもなつておつて、住宅金融公庫はもう何もしたくないような状況になつておるんですが、金子経済企画庁長官、いやこういう状況についてはひとつおれは頑張ると、こういう御決意をお聞かせください。

○国務大臣(金子一平君) 梶原さんのおっしゃることもとてもございまして、総合調整官庁といたしまして、特に経済の発展、活性化のために住宅政策につきましてもいろいろ発言をしておる次第でございますが、個々の小さな家自体はもう既にある程度充足しておるのかもしれないけれども、量よりも今質の時代になつておりますから、これは先生御指摘のとおりでございます。

例えば公団の住宅にいたしまして、二間をぶつ通して一軒で使えるようにするとか、建てかえをどんどん進めるとかいうようなことによつて、

すそ野の広い建築業界の活性化を図っていけば日本経済の大きな力になるわけでございますので、そういう意味において今までも努力してきたんですが、これは本当に、御承知のとおり大変厳しい財政事情でございます。やむを得ず建設省も公団住宅につきましてこの程度に落ちつかれたわけでございますが、今後とも私どもは、住宅は大事業な産業の柱として大いに推進してまいりたいと考えておることを申し上げたいと思ひます。

○梶原敬義君 後段の御答弁につきましては理解できますが、前段の個々についてはもう心配ないんじゃないか、充足しているんじゃないかと言いますが、住宅統計調査の資料によりますと、東京都で言いますと、持ち家が百七十六万二千で、借家が二百二十三万八千三百、こういう数字が出てくるんですよ。だから、ニーズをいたしましては、この中で全部とは言いませんが、相当まだ余裕があれば、何かいい方法があれば、やっぱり土地問題なんかもありますが、あると思ひます。

私は大分県ですがね、大分県で言ひましても、持ち家が二十四万三千、それから借家が十一万九千七百です。私はまだまだ建てたい人なんかもよく知つております。これは所得とあるのは何かのそういう手が、施策があればやるんではないか、こう思つておりますから、ぜひひとつ認識を変えていただきたいと思ひます。

それで、住宅に関する生産の誘発効果といひますか、これは非常に高いと思ひます、ある意味では。住宅関連に従事している人は約八百万人とこう言われております、その住宅関連産業というのは、特に中小企業が大きいわけでありまして、したがって中小企業の振興とか地域振興にも非常に意味があるわけ、もちろん住宅を使う人はさらに助かるわけですから、ひとつ力を入れていただきたい。

それから、乗数効果を試算した数字をちよつと持っておりますが、やはり公共投資に次いで非常に大きい、二年目には一・八ぐらいになると。ま

た税収もそういう関係からしますと、一兆円投資したらその半分近くは少しタイムラグを置いて返ってくる。またそれがぐるぐる回るわけですから、非常に大きな意味を持っております。私は産業だけという立場ではなくて、人間の一生でありますから、できるだけやはり、外国からも批判されておりますが、住みよい環境に住んで快適な生活をする。そういうためにも、住宅金融公庫の利子補給が全部できぬような形で、そこを削つて、どうしてそういうことに発想が行き着くのか、私はやっぱり今の中曽根政治のやっていることはよくわからないんですが、これは今度予算の委嘱審査のときにも建設省の方で言つて、いろいろ議論をし、お願いをしようと思ふんです。

この点について、ひとつそういう観点から見ても、やはり通産大臣もあるいは経済企画庁長官も当面する内需の拡大、しかもその一つのポイントというのは中小企業、ここを一体どうするか、そこで持続的な経済の拡大を図ると、そういう観点からやるというのですから、やはりやるるときに、なかなかあつちこちやつたつてやれぬですから、もうちよつと絞つて、こういう面についてはちよつとこうする、それで国民のためにこれはこうやつたらこうなる、ためになると、こういうような施策を、もっとしんの入つたやつをやつてもらいたいと思ふんです。お二人から決意をお聞きしまして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(金子一平君) 今梶原さんから御指摘の点、十分心して明年度の予算編成にも取り組みたいと思ひます。また、政策の遂行に当たりまして、住宅政策に重点を置いてしつかりやつてまいりたいと考えておる次第でございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 委員御指摘のよう、内需の拡大、それからまた住宅建設について部品の他で深くかかわつておりますから、通産大臣としてもあるいは国務大臣としてもぜひこれはおこたえたいと思ひます。

先ほど住宅金融公庫についての繰り出し金が千六百億も不足しておるといふ御指摘でございますが

すが……

○梶原敬義君 一千億です。

○國務大臣(村田敬次郎君) これは御承知のとおりでございます。実はこれはいろいろ法律上の経緯がございます。大蔵省としては金のないときに、ひとつこれは繰り延べにされてくれという話を建設省当局と会ってしたわけでございますが、昨年暮れの話し合いで建設大臣が努力をなさいます、その一部については今回一般会計で繰り出しさせる、一般会計に大蔵省から出させる、その後の問題についても責任を持って大蔵大臣が相談に乗るということで妥結をしたわけでございます。

これは非常に聞くも涙の大変な妥結だったわけでございますが、この点を委員は御指摘になられたと思いますが、これは建設省が引き続いて努力をいたしまして、具体的な住宅建設にマイナスにならないように、無抽選主義ということで、申し込みのあった住宅についてはこれを建てさせるという方針は今後も堅持をするわけでございます。予算の執行その他について、そのために住宅が建たなくなるという状況はないかと存じております。ぜひそうしなければならぬと思っております。

それから、持ち家住宅と貸し家住宅の問題でございますが、実は住宅の建てかえというのを含めまして、百十数万戸あるいは百三十万戸を目標に頑張っておるわけでございますけれども、日本国民の全般的な志向からすれば依然として持ち家志向が非常に高いわけで、恐らく大分県などの場合は、委員御指摘のように現実にも持ち家が多うございまして、恐らく住宅の希望調査をすれば、貸し家住宅より、どうしても狭いながらも欲しい我が家という、自分の小さな土地を持って建てたいという希望が非常に多いかと思っております。そういう志向は、建設省当局でいろいろと住宅五カ年計画の中で緻密な計画を立てておることであらうと思っております。

答へ申し上げましたように、住宅建設は公共事業や民間設備投資と並んで非常に大きなファクターであるということは委員御指摘のとおりでありまして、ひとつ今後、いろいろな分野で関連をいたしまして、住宅建設が国民のニーズに沿ったような、経済企画庁長官が御指摘になられましたように、量より質の時代である、住みよい住宅に住まわせるような配慮をしなければならぬというところで努力をしてまいりたいと思っております。

○松岡満男君 両大臣の所信表明を拝聴いたしました。経済の現状並びに過去におきます国会の論議を十二分に踏まえて、それぞれの分野につきましても的確なる政策の実施をするというところでございますので、大いに賛意を表する次第であります。私自身は地方自治を体験してまいったわけでありまして、やはり経済の安定的な成長という基盤がない限り、国民生活の文化、教育、福祉あるいは環境整備、各般にわたります。総合的な国民福祉の向上はないわけでありまして、どうかひとつ、それぞれの産業政策あるいは経済の運営につきましても、中曽根内閣のいわゆる仕事師内閣としての実績を上げていただきたいと思っております。

申し上げるまでもなく、我が国はほとんど資源のない貿易立国であるわけであります。輸出弾力性が諸外国に比較して飛び抜けて高い、また輸入弾力性は断然低いという黒字累積型の体質があるわけであります。特に日米貿易ではこの点が最も顕著にあらわれておると思っております。昭和五十八年の貿易収支は、輸入が三十兆円、それから輸出が三十五兆円、五兆円の輸出超過になっておるわけでありまして、問題は、この輸入の三十兆円の内訳のうち、資源エネルギーで二十二兆円買っておるわけですね。そして、それを買った国に対しては相殺するべきものは五兆円ぐらいいかない。そうすると、その残りの十七兆円というのをよそに持っていてさばいていかなければいけないという厳しい状況になっておるわけであり

まして、そうなりますと、それぞれの国におきましては対日貿易が入超になっていく。そうするとやはり産業、企業の疲弊につながるし、あるいは失業という問題が出てくる。非常にそれぞれの国の内政に深刻な影響を与えるわけであります。これが貿易摩擦ということだというふうに思うわけでありまして、

この問題につきましても、いわゆる日米間を初めとしまして、いわゆる貿易摩擦、これをしかし解決していかないと、我が国は貿易立国でありますから、これはまた国内でも深刻な問題が出てくるというわけでありまして、この我が国の対外政策上、最重要の私はこれは課題だというふうに思うんです。この貿易摩擦の問題につきましても通産大臣はどのようにお取り組みになるか、その辺の所見をまずお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 非常に重要な御指摘であらうかと思っております。今松岡委員が御指摘になられましたように、日本の貿易の実績をみてみますと、まさに端的に言えば、資源エネルギーを中心とする他の国々から買って、その金を賄うために自動車産業であるとかハイテク産業であるとか、そういうもので一生懸命貿易でドル、円を稼いでおるという状況でございます。だから、貿易問題がいかに重要であるかということは、もう本場に委員御指摘のとおりでございます。ただ全体からいえば、先ほど来の御質問にもありましたように、貿易だけに依存をしておると大変な貿易摩擦を起こすというので、したがって内需を拡大していき、それを主体にしていこう、こういう経済政策があるわけでございます。

したがって、全体の展望はまさに松岡委員の御指摘のとおりであります。対米貿易に例を申し上げてみますと、ことしの一月二日に中曽根・レーガン会談がロサンゼルスで開かれた、そのときに、貿易問題は非常に重要であるということから、四分野の問題について特にこれは早急に対応をしてくれという要望があったわけであります。四分野というのは、言うまでもなく、エレクトロニクス、電気通信機器、それから薬品及び医療機器、さらに木製品、この四品目でありまして、この四品目品目についてアメリカが非常に急いでおるということで、高級事務次官レベルの会合をもう一月の下旬からたび重なって東京でやり、またアメリカにも赴いているというのは御承知のとおりであります。

それ以外にも、私の方で専ら対応をいたしております。例えば鉄鋼の輸出自主規制でありますとか、今一番話題になっております自動車の輸出自主規制の問題でありますとか、こういった問題を、本当にゆるがせにできない問題であるということから、国内の体制としては、中曽根総理が陣頭指揮をなさいます。M9というのがございまして、これは経済企画庁長官や私も皆参画をしております。九人の閣僚が河本國務大臣を中心に貿易問題に対応をしていく。それからまた、対米貿易問題については、安倍・シュルツ会談に基づいて、安倍外務大臣がこれを総括をするというシステムで進んでおられます。これらの経済摩擦への対応は、日本の通商政策上の最重要課題の一つであるということを考えておるわけでございます。

今や日本は世界の二割の国家でございますから、一割の国家とアメリカの生産を合わせれば全世界の約三分の一の生産を担っておる。また、日米貿易は全世界の貿易の二割以上の貿易量を持つておるというように、まさに言うなれば中心的位置に立つ日米関係であり、日米貿易関係である。こういう認識のもとに、中曽根総理は、この四分野については、いかなる犠牲を払っても、五月のサミットまでに妥結をさせるべきである、そして、サミットの場合に、レーガン大統領と直前に会っていろいろ打ち合わせをされるということ。これを私は承っておりますが、そのときに、レーガン大統領が、中曽根さん、よくやってくれたと言ふような実績をしっかりと上げて、日米親善の大きな前進をさしていくべきである、こういう認識であります。

○松岡満男君 ただいま村田大臣から基本的な問題につきましてお答えいただいたわけでありまして、二、三日前ですか、新聞に、ハインツ上院議員が輸入課徴金法案を、本日ですか、提出するとういような動きが出ておりました。

非常に立法府、行政府とそれぞれ関係があるわけですが、立法府の中で過激な動きが出てきておる。二〇%一律に課徴するということになると、これはもう大変な事態になるわけでありまして、しかし、立法府の動きと行政府の動きという、これがまた微妙にいろいろ絡みながら動いておるようでありまして、必ずしも課徴金をかけるということが米国にとって利益になるかどうかということについてはまた議論もあるようでありまして、このようないきなり動きにつきまして、当局の方はどのように判断をしておられるのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 御指摘のハインツ上院議員によって提出された輸入課徴金法案の問題でございますが、松岡委員御指摘のように、きょう議會に提出される見込みである、こういうふう聞いております。引き続き、まず上院において審議をされる予定である。これはもう大変重大なニュースで、そのニュースが出ましてから、私のところへもうメモがいつぱい来ております。現時点では同法案の内容は明らかでございせんが、伝えられるところによると、日本のみを対象とするものというのである、これは大変である、自由・無差別原則に反してガット上も問題がある、こういうふうには判断をしております。また、米国においても、政府を初めとして反対論も強いと承知しております。我が国としても引き続き同法案を初め輸入課徴金をめぐる米国内の動向を十分注視をしながら、種々の機会にこのような動きに対して懸念を表明していく所存でございまして。

こういったことはいわゆる保護貿易主義につながるわけございまして、新ラウンドの精神なんかと真向から対立をすることでございますので、私どもは理論的にも思想的にもこういうもの

を納得することができませんし、絶対にこういう法案は通らないようにということを心から願っております。

○松岡満男君 ぜひこの問題は、我が国の利益に立たれて頑張つていただきたいと思うんです。対米鉄鋼輸出の問題ですけれども、昨年の大統領決定に基づきまして、日米間の協議の結果今回合意に達したようでありまして、五・八%。新たにまたフアブリケーティッド・ストラクチャーをこれは含むという合意内容のようであります。かなり鉄鋼業界にとりましても厳しい状況だというふうに思ふんです。特に鉄鋼の場合は、御承知のように粗鋼ベース換算で一億トンのうち五千万トン、半分ぐらいを輸出に頼っているという構造になっておるわけでありまして、この辺が非常に心配なわけでありまして、この合意に達した経緯と、それから合意内容について伺いたいと思います。

同時に、今回の問題は、昨年も本委員会で御質問申し上げておるんですけれども、いわゆる第三国からの急激な鉄鋼輸入というものが一つの起爆になっておるわけでありまして、どうも道連れにされてしまったという感じがしないでもないわけですから、日本に対する措置はああいふ形になつたわけですが、いよいよ中南米とか第三国、さらにECに対してはどのような対応をアメリカがしているのか、あわせてちょっと伺いたしたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) この問題は、現実には、衝突に当たりました野々内局長が来ておりますから、詳細については野々内局長から申し上げますが、米國政府は、米國內の鉄鋼輸入の急増というところを背景にいたしまして、昨年の九月に輸入対策等の鉄鋼業再建を目的とするレーガン大統領の決定を発表いたしました。この中で、米國內での鉄鋼輸入比率を約一八・五%に抑えるということを目指して、輸出国と交渉を進めていくことを明らかにしたわけでございます。これを受けてまして、日米両国の政府関係者が日米鉄鋼協議の

場で半年にわたって話し合いました。そして、昨年の十二月に、我が国としても米國鉄鋼業の再建に協力するために、対米鉄鋼輸出の自主規制を行うというところで、基本的な合意をいたしました。私はこのとき、日本国内でもどうしてもアメリカに出発できない事情がございまして、若杉審判官と野々内局長を派遣をいたしました。専ら鉄鋼問題を話し合つてもらつたわけでございます。その際、ブロックUSTR通商代表に私からの親書を持っていってもらいまして、日本政府としてはこの問題について真剣に話し合う用意があるということを持っていてもらいましたところ、非常によく交渉を粘り強く日本代表がやってくれました。そして第一次の合意をしたわけでございます。

これは御承知のように、アメリカ国内で消費する鉄鋼の見掛総量の五・八%を日本から輸出をする、従来より大分下げるわけでございますが、それから六分野にわたつてこれを行うということ、細目はことしに入ってからやろうということ、そして、そのときは留保をしたわけでありまして。したがって、レーガン大統領の三月の期限の中に見事に対応することができた。中曽根総理は非常にこれは日米の関係でいいことであつたということ、いろいろな指示もいただき、また評価もしていただいたわけでございますが、その後の交渉はワシントンで実質的に行われたわけでございます。この問題は非常に細部にわたつておりますから、野々内局長から御報告を申し上げます。

○政府委員(野々内隆君) 若干補足させていただきますと、まず、トータル我が国からの輸出量といたしましては、アメリカの見掛消費の五・八%ということになっておりますが、絶対量で見ますと大体五百三十万トン程度かと考えております。これは八四年、昨年の日本の輸出量が六百六十万トンとございまして、百三十万トンと減少したもので、百三十万トンと減少したもので、これが非常に残念に思つております。ただ、八三年の日本の輸出が少なかったもので、これに比べま

すとかかなりの増加でございまして、大体八二年の日本の対米輸出量、これに近い数字かというふうな考へております。

それから、できるだけ自由な取引ができるようにということで交渉いたしました。アメリカ政府は日本の伝統的なトレードパターンというものを交えないでほしいというのが基本的な原則でございまして、私も余り大きな変更はしないということでは話し合ひをいたしました。六つのカテゴリー、七つのサブカテゴリー、そのほか若干の監視的なカテゴリーを置きまして、過去五年間の日本の伝統的なパターン、これを基準にして今後取引を行うという形でセツトされております。その辺昨年に比べますといろいろ変更もございまして、取引がしにくくなる点もあるかと思ひますが、長期的な観点から業界に協力をお願いをいたしております。

国内体制につきましては、現在検討中でございますが、なるべく早く、できるだけ民間の自主的な形で、ただアメリカの独禁法上の観点もございまして、政府関与も行ひまして、体制をつくり上げたいと思つております。できれば五月中旬にもそういう体制を発足をさせたいというふうに考へております。

それからアメリカの他の国との間の交渉状況でございますが、ECとの間では既にでき上がった協定がございまして、これはことしの末に改定をして、我が国と同じようにトータル五年間にすると先方が言つておりますので、年末の改定交渉を見守りたいというふうに思つております。

それから、それ以外につきましては、ほぼまとまつたというふうな聞いておりますが、ただ、アメリカは内容をまだ公表いたしておりません。実は先週、日本と韓国との交渉につきまして、アメリカの下院の委員会が政府側から報告が行われておりますが、これも秘密会になっておりまして、したがって詳細はわかつておりませんが、私ども聞いております範囲では、韓国との間では実質的に合意に達して、現在条文整理が行われてい

るというふう聞いております。そのほかの数カ国ともほぼまとまった聞いておまして、スペイン、オーストラリア、ブラジル等の間で、自主規制を行うことについて実質的に合意ができたというふう聞いております。近く全体についてアメリカ側で発表されると思っておりますが、それまで、いろんな情報は受けておりますが、詳細についてはまだ聞いておりません。

○松岡満寿男君 昨年もブーメラン現象の問題につきまして質疑をさせていただいたんですけれども、その後の発展途上国から我が国に対する鉄鋼の輸入の現状、相当価格の安い物も入ってきておるといふふう聞いておりますけれども、これはどうなっておりますか。

○政府委員(野々内隆君) 今回のアメリカの大統領決定の中で、日本が輸入を抑えている、これがアメリカに回ってきけるからぬというふうな議論がございまして、たしか昨年先生の御質問がありました直後、私アメリカに参りまして、アメリカが言っていることは間違っている、実は私はここに来る寸前に、国会の委員会が日本が輸入が急増して対策を考へる必要があるという国会で要求があったという説明をいたしまして、先生の御質問を私は逆に応用させていただいたわけでござい

ますが、御承知のように、普通鋼鋼材輸入五十五年度七十八万トンから急激にふえてまいりました、五十八年度では三百二十四万トンというふうになっておりまして、相当な勢いで増加をいたしております。中身は韓国、台湾、ブラジルというふうな、いわゆる中進製鉄国と言っておりますものが大部分でございまして、品目別に見ますと値段の安い物、厚中板、ホットコイル、これがほとんどでございまして、最近では冷延鋼板について若干の増加がございまして、

五十九年度に入りまして若干様子が変わってまいりまして、五月ごろまでは大体月間三十万トンぐらいのペースで相当大幅に増加をいたしてまいりました。六月ごろから月間二十万トンぐらゐに大体落ちついてきております。この原因を完全

には把握いたしておりませんが、輸入の急激な増加から国内の市況が非常に冷えてまいりまして、輸入品の売れ行きが落ちた。それで在庫がたまりまして、岸壁在庫と言っておりますが、そのために輸入がもうからなくなったというふうなことが主たる原因ではないかと思っております。かたがた円安というところもございまして、採算が悪化したということかと思っております。その結果、五十九年度の普通鋼鋼材の輸入につきましては、五十九年四月からことしの二月を年率に換算いたしますと三百十五万トンぐらゐで、年度を通しますと余り大きな増加はないというふうな結果かといふふう

に考えております。

○松岡満寿男君 我が国の鉄鋼業は、米国からそういう形で自主規制される、第三国も米国の関係でそれをやる。そうすると、ますます我が国にいわゆる発展途上国からの鉄鋼の輸入というものが出てくるんじゃないか、それを非常に危惧もするわけですが、

御承知のように、鉄鋼業は現在六割操業でも利益を出していくというふうな体質改善を随分しておるわけですが、それぞれ合理化努力を厳しくしておるわけですが、それはそれぞれの地方に立地をしておるわけですから、こういう鉄鋼業の問題につきまして、それぞれの地域の雇用とか、あるいは税収とか、そういう面と与える影響は非常に大きいものがあるわけでありまして、どうか今後この鉄鋼業の問題につきまして十二分な対応をしていただきたい。特にこういう基礎素材型産業につきましての再活性化につきまして御指導をお願いしたいというふうに思っています。

また、先ほど大臣お触れになりましたけれども、日米首脳会談に基づき進められております、いわゆる四分野の問題でございまして。特に電気通信につきましては、四月一日からの新電電への移行という問題も踏まえておるわけでありまして、こういう問題につきまして、次官レベルでの協議を進められておるといふふうに伺っておりますけれども、その進捗状況等につきまして、簡単に

ひとつ御報告いただけないでしょうか。

○政府委員(黒田真君) いわゆる四分野の第一はテレコミュニケーション、電気通信の分野でござい

ますが、これはただいま先生御指摘のように、四月一日に新しい電気通信事業法の施行を控えておりますので、もうあと何日もないわけでございます。現在、郵政省の小山次官が、米国におきまして直接先方の関係の役人と話し合いをしておられるという現状でございまして、私どももいた

しまして、何とかここでいい形で決着がついて進むことを心から希望をしております。

それから、その他の分野といたしましては、エレクトロニクスという分野がございまして、これは、ただいまの通信機器等もある意味では含むわけでございますが、電子計算機とか、あるいはその他半導体等々を含む分野でございまして、この分野につきましては、非常に市場自身が拡大しておる分野でございまして、相当積極的な貿易拡大の話し合いができるのではないかとこのように考えております。

特別のバリエーションがあるわけではございませんので、関税等につきましては、既に半導体につきまして、ことしの三月から日米相互の話し合いで、お互いの関税を世界に対して撤廃するというような思い切った措置もとられておりますので、そういうような考え方がエレクトロニクスの分野でどこまで広げられるかというふうなことを議論していることがございまして、

また、ソフトウエア関係の保護の問題というのがインシュールになっておりますが、これも御承知のように、半導体のマスク法につきましては御審議をお願いするということにしておりますが、ソフトウエアについても著作権法においてできるだけ早く処置をするということを決めておりまして、これはアメリカ側といたしまして非常に積極的な評価をしているというふうに考えております。いわゆるフォールストプロダクツといいますが、林産物なり紙パルプ等につきましては、若干入

何と日本への市場の浸透をふやしたいというところで、これから議論が進められる分野だと思

います。医療品につきましては、医療あるいは医療機器という分野でございまして、これらにつきましては、国民の健康、安全という見地から各種の規制が行われているわけでございます。これらの規制に当たって、外国で行われた検査のデータをどの範囲で採択していくかというふうなことを含む幾つかの項目について、現在アメリカと議論が始まったところでございまして、これについても厚生省とされましては大変積極的に対応しておりますので、相当な進展を期待できるのではないかとこのようにことが現状の四分野についての御報告でございまして、

○松岡満寿男君 日米間の貿易摩擦の背景には、それはアメリカの巨大な貿易収支の赤字という問題があるわけですが、それとそれと両国間の内政の問題も私はあるだろうと思っております。アメリカの財政赤字の問題あるいはドル高、金利あるいは貯蓄率の低さとかね。逆に我が国の方は、非常に内需の振興をもっと図っていかねばいけないという問題とか、あるいは市場開放の問題とか、それぞれあると思うんです。ブロック通商代表の上下院での証言を聞きますと、そういう状態というものを十分認識した上でいろいろ対応しているという感じがするわけです。私は、米国の身も、やはり我が国に対して、もっとこういう問題について市場開放を一方的に求めるだけではなく、国内政策としてもみずから対応すべき問題がありはしないかと思うんですけれども、その点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 松岡委員御指摘のとおりであります。

これはレーガン大統領自身が、教書の中でもアメリカ側の原因について高金利やドル高ということも挙げておられるとおりでございまして、財政赤字を含めて米国内のいろいろな事情があると思っております。しかし、日本側にも、今御指摘になり

○松岡満男君 はい。

せんだつて企画庁の月例報告伺まして、今回の景気回復の特徴はやはり地域的な跛行性もある。北海道と私の方の中国地区が非常にいろんな基礎素材型産業に片寄っているとか、いろいろ問題あるわけですけども、落ち込んでおるといふことでございます。しかし、それぞれの地域を支援しているのはやはり中小企業であるわけでございます。そういう停滞している経済や地域の中小企業に対する対応、そういうのはやはりそれぞれの地域の実情に応じて的確にひとつお願いをしたい。地域を支援するのはあくまでも中小企業だ、それを大切にしていって、先ほど大臣の御意見もあつたわけでありまして、そういう角度でひとつぜひこれからの施策を進めていただきたいというところをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○国務大臣(金子一平君) 今松岡さんから御指摘の点でございますが、企画庁におきましても、地域経済の動向につきましても、二カ月ごとに景気をまとめて発表しておりますような状況でございます。通産省とも十分連絡をとりながら必要な手を打つてまいるように努力をしてみたいと考えております。

○委員長(降矢敬義君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後一時四十五分まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時四十六分開会

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田代富士男君 通産大臣の所信に對しまして質

疑を行つていきたいと思つていますが、我が国の産業が目指すべき方向の教科書的存在として、御承知のとおりに通産政策ビジョンがあるわけでございますが、現在の八〇年代政策ビジョンは、五十四年の八月の大臣諮問に基づきまして五十五年三月産権審より答申されたものであります。これはよく御存じのとおりでございますが、それでちょうどビジョンの折り返し点を過ぎるところでありますし、そういう立場から、その示す方向と現実の流れを比較してどのように評価していらっしゃるか、まず最初にお答えいただきたいと思つてい

○国務大臣(村田敬次郎君) 田代委員にお答え申し上げます。

通産省といたしましては、ただいま御指摘のとおり、五年前の一九八〇年代の幕あけに当たりまして、八〇年代の通産政策ビジョンを策定したわけでございます。このビジョンにおきましては、転換が進む内外の経済社会情勢を踏まえ、日本が世界の二割国家として自由貿易体制を維持するなど世界経済の安定的発展のために積極的に貢献すること、技術立国の道を旨とするともに産業構造の創造的な知識集約化を図っていくことなど通産政策の基本的方向についての考え方をとりまとめたものでございます。ビジョンが対象となす八〇年代の中間点にある今日において、この方向はおおむね妥当ではないかと、このように思料をしております。

○田代富士男君 この数年間、産業経済を初めあらゆる面で、御承知のとおり国内あるいは国外情勢が大きな変化を見せ始めておるわけでございます。例えば国内ではニューメディアを中心とする高度情報化の進展、国際面においてはNICSの台頭といった新たな潮流が顕著になりつつあるわけでございます。これらの対応を含めまして我が国がどのような道を歩んでいくのか、その方向性を考えるときではないかと思つておりますけれども、どうでございますでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 委員御指摘のとおり、我が国の経済社会は近年技術革新の胎動、情報化の飛躍的な進展など、広範かつ多様な変革に直面しております。通産省といたしましては、これらの変化を先取りし、さまざまな政策分野において迅速な対応を図ることによって、二十一世紀に向けての長期的な我が国経済社会の発展基盤の確立と国際社会への積極的な貢献を図るべく全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

今申し上げましたような観点から、通産省では六十年代において中長期的観点を踏まえながら技術開発の積極的推進を最重要項目として取り上げていく。技術開発を私どもは一丁目一番地と呼んでおるわけでございますが、同時に、高度情報化社会の実現に向けて総合的な政策を展開すること、また自由貿易体制の維持強化や総合的経済協力の推進などによって国際国家日本として国際社会に積極的な貢献を図ることなど、技術開発あるいは情報化への対応、また自由貿易体制の維持強化、総合的経済協力の推進など、諸般の施策を強力に推進をしていきたいと、このように考えております。

○田代富士男君 今も申し上げましたように、このような大きな流れがあるわけでございますが、その中で、「八〇年代ビジョン」はおおむね妥当な線を描いておられるという大臣の今さっき御答弁がございましたけれども、これを見直して、そしてここで新たな昭和六十年代を展望したビジョンを策定しようというような動きがあるやに聞いておるわけでございます。そうしますと、この「八〇年代ビジョン」というものは陳腐化したのかという考えがあらますけれども、この点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今の時代というものは、世界的に非常に大きな潮流をもつて進んでおるわけでございます。特にそのことがどういふことに集約されるかといへば、ただいま申し上げました技術開発あるいは情報化の進展ということとでございます。今はやりとしてよく言われる言

葉に、情報化時代である、インフォメーションエージである、あるいは電子工学時代である、エレクトロニクスイヤーである、またアメリカの社会学者のダニエル・ベルは脱工業化社会だといふようなことを言っておるのでございまして、まさに十八世紀以来進めてきた産業革命による大きな世界の変革がここへきて新たな胎動を二十一世紀に向けてしようとしておる。こういったこともよく考えていかなければならないわけでございます。

先ほど申し上げましたように、基本的には八〇年代ビジョンで示された考え方の方向については、今日でもおおむね妥当ではないかと考えておりますが、今、田代委員御指摘のような新しい観点というの是非常によく理解することができるとございまして、通産省としては、今後とも常に内外情勢の変化に十分関心と注意を払いながら、中長期的な経済社会の展望を踏まえて各般の具体的な施策を講じていきたいと思つております。

○田代富士男君 村田大臣は、今、情報化時代である、あるいは電子工業の時代であるという、いろいろな立場を含めてそういうことを申されました。先日村田大臣の所信表明を伺ったところでございまして、それには、今御発言なさったとおり、情報化やあるいは技術革新が一段と進歩するとの見込まれておる現在の我が国の産業に対する評価、社会経済の発展や効率化を促進するといふ、そういうようなプラス面ばかりが強調されているような感じがして仕方がないわけでございます。そういうような強調されるその反面、例えば構造不況産業への対策やあるいは技術革新の波に乗りおくれた零細弱小企業への対応といふこの取り組みがその中において弱くおるに考えられるわけでございますけれども、この点についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 御承知のように、産業の中には盛衰といふものがございます。事実、これは国際的に見てみましても、かつて世界を風靡した繊維産業が英国から例えば日本のような当

時としては新興国家に移り、そしてまた現在はいわゆるNICSと呼ばれる国々にそっくりした繁栄が移っていくような実態もございいます。

具体的に業種を考へてみますと、石油化学だとか合繊だとか電炉だとかアルミ製錬などの基礎素材産業、これは田代委員も御指摘になられました。こういふ産業については、二度の石油危機によつて構造的な困難に陥つております。優秀な素材の安定供給を通じて、我が国産業構造の高度化を支える重要な産業群として位置づけられるわけでございます。

現在これらの基礎素材産業については、五十八年度より、特定産業構造改善臨時措置法に基づき、過剰設備の処理でございまして、省燃料・省エネルギー型生産プロセスの導入でございまして、個別企業の枠を超えた事業提携による生産、流通、販売の合理化など一連の構造改善を推進しておるところでございます。これは御承知のように、石油化学であるとか電炉など合計二十六業種を指定して対策を講じております。これらの基礎素材産業の構造改善のためには、例えば石油化学工業におけるフライングケミカルへの転進、バイオテクノロジーの開発、あるいはアルミ製錬業及び合金鉄製造業における割高な電気を使わない新製錬技術の開発といったような技術開発は再活性化への有力な手段となっております。また、生産、販売、在庫などの情報処理システムの構築、さらに企業間の情報処理システムのオンライン化など、情報化もこれら産業の活性化の手段として着実な進展を見せておるところでございます。

以上申し上げましたように、構造的な不況に陥つております基礎素材産業につきまして、それぞれ業界の困難に際した構造改善を推進するに当たりまして、技術開発及び情報化の進展という我が国産業全体が直面している新たな潮流をそれぞれ基礎素材産業の再活性化の中に積極的に位置づけましてその促進を図ってまいりたい。こういったことで全産業に対する対応を、その産業の現在

の態様に即した政策を推進してまいりたいと、このように考へておるところであります。

○田代富士男君 今も大臣が申されたとおりに、時代は新たな潮流の時期を迎えていると言つても間違いないのではないかと思います。

そういう立場から、先ごろ、もう既に御承知と思いますが、経済同友会がまとめた意見書によりまして、ME化による余剰人員とそれから新しい時代の潮流に沿った特定分野での集中的な人材不足といふことが、これが将来深刻な社会問題になるのではないかと、こういうようなものが出されているわけなんです。

また、このME化による需要構造の変化とそれに伴う新しい事業機会あるいは雇用機会の出現、及び既存産業の業態の変化というのに対して注目しているというような考え方が表明されているわけでございます。そういう立場から我が国の産業政策を担当する通産省といたしまして、こうした状況をどのように受けとめて考へているのか。今も一貫して新しい時代の潮流に対する対策を述べられましたが、経済同友会のこういう意見が出されている。あわせてもう一度お答えいただきたい。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、経済同友会で、このME化のインパクトが同時発生すると、あるいはそのデメリットの集中的な発生がある、したがって今から十分その対応を考へておくべきであるという御報告が出ていることは、私も十分承知をいたしておるところであります。

確かにマイクロエレクトロニクス化という技術革新の進展が大変目覚ましく、これは日本の産業構造そのものを非常に知識集約化していく、あるいは高付加価値化していくという意味で、経済成長の原動力になっているという面があるかと思ひます。それによりまして、各産業においては一つには生産性の向上が進む、あるいはまた新しい設備投資が起こる、あるいはまたニュービジネスといわれるような新しい産業群が出てくるというこ

とで、産業活動の活性化ということにこういったME化は大きく貢献はしているという面があるかと思ひます。

また一方、雇用関係に対する影響にいたしましても、この技術革新の進展が一つには労働時間の短縮につながる一つの契機になり得る、また労働災害の防止といった労働者の福祉の向上にもつながる、あるいは単純作業を機械に置きかえる、こういう意味があるかと思ひます。しかし反面、私どもも例えばロボット化あるいはオフオートメーション化あるいはファクトリーオートメーション化といったようなことを通じまして、雇用にとつては大きな影響があるのかという点、これから大変注目していかなければならない面であるかと思ひます。事実、現在までのところこのME化ということは職場内の配置転換といったような格好で失業の発生ということにはならず、雇用を吸収してきているという面がございまして、そういう意味では今までも各企業も従業員の能力開発に努める、あるいは円滑な配置転換を進めるといったようなことで、解雇の発生という問題は生じない対応をしてみているわけでありまして。

しかし、今後の進展を考へてみますと、さらに今後、いわゆる今までもあらわれておりますように、直接の生産部門よりも企画部門あるいは販売部門への従業員のウェイトがふえていくという面がございまして、今後ともいわゆる職業教育あるいは従業員教育といったような問題が非常に重要になってまいりまして、そういう意味では労働力の流動化という点が重要な施策になってまいりと思つておるところであります。私どもも、技術革新の進展あるいはハイテク化、オートメ化、情報化、こういうような問題がどのような産業活動に影響を及ぼしていくかという点については十分関心を持って見守り、労働者とも十分連絡をとりながら、今後の雇用対策という点については産業の側面からも十分意を用いてまいりたい、かように考へております。

○田代富士男君 今局長の御答弁でも、この技術開発の進展に伴つて産業にどのような影響を及ぼすかについては労働者とも連絡をとり、注目していきたいという御発言がございましたけれども、村田大臣の所信では、課題の第一に技術開発の推進を挙げていらっしゃつたわけでございまして、大臣の決意のほどの並み並みならぬものを感じたわけでございまして、このように技術開発が強力に推進されてきますと、今もお話がありましたとおり、産業構造また国民生活に与える影響は大ではないかと思ひます。この状況の中で技術開発がいたしまして、こうした状況の中で技術開発が産業構造にどのような影響を及ぼしていくかということは注目するという局長のお話ありましたけれども、それはもちろん必要でありますけれども、まず実態を把握していかなくてはならないじゃないかと思ひますけれども、この点大臣どうでございましょうか。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘いただきましたとおり、この技術開発の進展、これは私どもとしても政策の最重要課題として取り上げておるわけでありまして、それが産業構造あるいは産業組織の面にどのような影響を与えるかという点は、この新しい事態に即応いたしました十分実態を把握し、今後の方向を展望してまいらねばならないと思つておるわけでございまして。新しい製品も出てまいりまして、また新しい生産プロセスも出現してまいりまして、設備投資のパターンも変わつてまいりまして、また需要も新しい需要が出てくるという意味で、投資も需要も構造を変えながら拡大していく可能性があるのでございまして。これは産業構造にもまさに御指摘のとおり大変大きな影響を与えるものでございまして。そういう今御指摘のように、産業構造などにどのような影響があるか、こういったことで私どもとしても少し子細に調査検討する必要があるというところで、昭和六十年からひとつそういった面の調査に着手しようということを考へて予算上の措置を講じたところでございまして。若干時間は

かけてでもひとつ詳細に将来の方向を調査をしてまいりたい、実態を把握してまいりたい、かように考えているわけでございまして、そういった調査の成果を今後の産業政策の展開に十分活用してまいりたいと考えております。

○田代富士男君 今局長は、この問題は大事な問題であるから、子細に調査を進めていくためにそれなりの予算の措置をとったという御発言でございしますが、私ちょっと調べてみました予算上の措置は、総合的な調査費だけで一千二百万円ぐらいだったと思うんですけども、三年単位で調査というふうなことでございすけれども、私は今聞けば聞くほど、これは新しい時代の潮流に沿った今からの仕事でありますけれども、このくらの予算でこれ達成できるだろうか心配なんですけれども、大臣いかがでございすか。

○政府委員(堀川伸次君) 六十年度に一般会計の委託調査費で千七百万計上をいたしました。これはもちろんいろいろ子細に検討いたしましたり、専門的な知識を活用していただくという意味で委託調査ということをやっておりますけれども、これはまたもちろん調査の進展の過程におきまして、私も通商産業省の機能もこれに合わせてその実態分析等に活用してまいりたいと思っております。そういう意味では委託調査で専門的な知識も調査をしていただくと同時に、私も通商産業省の機能を十分發揮活用いたしまして、総合的にこの調査の効果が上がりますように努力してまいり存でございます。

○田代富士男君 現在御承知のとおり、ファクトリーオートメーションの推進などによりまして、このまま進んでいけば労働集約型の産業でもコスト的に十分競争力といたしますが、それがつく見通しが一部あるわけでございす、例えば申し上げますと、合繊あるいはそういうような長繊維織物ですか、そういうものではウオータージョーネット織機の導入によりまして、特に福井方面なんかの産地におきましては、途上国との国際競争にも勝てるという自信を深めているところもある

ように聞いているわけでございす、このような事態が急激に進んでいきましたと、近隣の途上国の経済基盤までも脅かすようなことになるんじゃないかと心配されるわけであるわけですが、でも、そういうことが長い目で見た場合に、日本の国益にとってプラスと言えないとの意見も一方にあるわけでございす、そういう立場から、通産省の産業調整の立場からいかにこれをお考えになっているのか、またどうしようとするのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(堀川伸次君) 今御指摘のように、確かに繊維産業におきましてもいわゆるファッション化ということをやっています、多品種少量生産への対応を、例えばコンピュータ等を使いながらやっております。大要努力をいたしておるわけでございす、繊維産業は、先生も御承知のとおり、日本の賃金が高いというようにございす、発展途上国の追いつけに苦しんでおるわけでございす、そのために何とかして生き残るということで、新しい技術を導入をしながら、小回りのきく中小企業のメリットを發揮して、こういった多品種少量生産に対応しながら生きていこう、こういう大要努力をしております。業があるわけでございす。

しかしまた、そうかと言って、それではファッション性の低い部門というのが果たして競争力があるかということになります、これは発展途上国の追いつけはまた急でございす。

そういう意味で言えば、これからの産業調整の考え方ということを考えてみますと、経済合理性を失ったような部門というのは、ある程度これは規模を縮小していかねばならない。しかし、付加価値の高い技術集約的な部門というものをこれから伸ばしていく、日本の経済全体の成長力を保持をしていく、培養をしていく、こういうことが産業政策として非常に重要になってまいります、その意味では日本も技術部門に集約した形で産業構造を守っていきますと同時に、また発展途上国との水平分業を進めていくということ

で、この産業調整政策を進めていく必要があると思ひます。

もちろんその場合には、日本の産業社会に国内の摩擦現象が起ころはならないわけで、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、産業構造改善臨時措置法といったようなものあるいは中小企業関係の諸施策を活用しながら、そこを円滑に産業調整を進めていく、こういうことが必要になってくるわけであります。先ほど産業構造改善臨時措置法に触れましたわけであります、それが、そういった過剰設備の処理、あるいはそれを生き延びるための新しい技術部門の開発、あるいは今後の成長部門への進展といったような格好であります、そういう点に伸びていく、こういうわけであります、そういう点に伸びていく、この産業調整政策という点は内外の諸条件を十分見ながら安定的に進めていかなければならない、かように考えているわけであります。

他方、先端的な部門につきましては、大臣の所信表明にもございすように、今後の二十一世紀を目指す日本経済の成長の源泉でもございすので、そういったいわゆる技術開発政策、特に基礎研究、日本が特におくれていると言われております基礎研究、応用研究にも力を入れ、また民間の活力を發揮していく環境条件の整備をしていく、こういうことでございまして、競争力が衰えてきた部分につきましては産業調整策を実施して、いわゆる水平分業を進めていくと同時に、今後の新しい成長の源泉というものをまた培養していく、こういう格好で今後の産業政策を展開してまいりたいと思っております。

○田代富士男君 ただいま産業調整の考え方について御答弁をいただいたわけでございまして、この考え方については、付加価値の高いものについてこれを培養し、伸ばしていきたい、こういうお話でありまして、それと、発展途上国に対しても話し合いを進めて、円滑なこういう分業というか、そういうものについても考えていかなければならないという今のお答えでございまして、

そういう立場から、現在韓国また台湾、そういうところから日本の優秀な産業技術の供与を求めているように聞いておりますけれども、またこれら以外のアジアの諸国においても日本の技術に強い関心を持っていることは御承知のとおりだと思ひます。これらの要請に対しまして我が国の技術供与の現状はどうなっているのか、まずこのことをお聞かせいただきたいこと、あわせて、韓国またシンガポールなどアジア近隣の技術が向上して、ひいては日本との間で今もちょっとお話が出ておりました国際分業が進展していくことについては、通産省といたしましては基本的にどんな考えをお持ちであるか、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木直道君) 現在韓国、台湾など、御指摘のございましたようなアジア地域にございす中進工業国は、いずれも産業開発に大変熱意がありますし、技術力の強化にも熱心でございす。これらの国々は、やはりすぐれた工業技術を持っています。我が国からの積極的な技術導入につきましまして従来から実績を持ち始めております。これら近隣諸国に對しましては、電気、機械関係等比較的高度な技術を含みます相当な数及び金額の技術移転が民間ベースで行われていると聞いております。

本年の一月に総務庁統計局が発表いたしました科学技術研究調査報告というものがございす、それによりますと、八三年の数字でございすけれども、韓国に對します技術輸出は九百三件、百七十億円に上っているようでございす。韓国側統計を見ましても、日本からの技術導入は百九十九件で、全体の五五・三%を占めておるといふことで、日本に對します導入実績は非常に多いといふことでございす。

このような現状を踏まえました我が国の考え方ということですが、韓国、シンガポール等々発展途上国が技術力を向上するということと自身世界経済の当然活性化につながりますし、世界経済の発展それ自身日本の世界経済との相互依存

関係を深めるという意味で基本的に望ましいという考え方を持っておるわけでございます。

このような考え方をベースにいたしまして、私も通産省といたしまして、発展途上国に対しては技術力向上を支援するという意味で、かねてから専門家を派遣するとか研修生の受け入れを行う等々技術協力を実施しているところでございまして、このような技術協力自身今後とも重視してまいりたいと考えている次第でございます。

○田代富士男君 また、日本の経済にとってこれは離すことができないのがアメリカの経済との関係ではないかと思うわけでございます。

一昨年来米因経済は強い拡大を示しまして再活性化しつつあると言われております。その影響をこうむる我が国といたしまして、米国の経済産業動向に注目をしていかねばならないと思うわけでございますが、我が国においても経済の活力を維持増進していくために中長期的な観点からどのような政策を推進していくのか、これをまずお聞きしたい。

それと、昨日テレビでも取り上げられておりましたが、日米の貿易摩擦に関連いたしまして、ハインツ上院議員が議会に、日本製品に対し三年間にわたり二〇%の輸入課徴金を課すとの内容の課徴金法案を提出するというふうになされておるわけでございますが、このアメリカの議会で強まっている輸入課徴金問題について、どのように通産省として受けとめておられるのか、もちろんこれに対する考え方をもちかと思ひますが、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 米因経済は、所得税の減税あるいは投資減税などによる個人消費、住宅投資、設備投資の増大等によりまして、委員御指摘のように、一九八二年末以降強い拡大を実現をいたしております。

一方日本の経済は、米因を初めとする海外経済の回復を背景に、一九八三年以降外需に牽引された形で景気回復局面に入っております。その後個人消費など家計部門の需要の伸びは依然として

緩やかでございますが、技術革新の進展等を背景として設備投資が順調に増加をしております。一九八四年は実質成長率五・八%と五年ぶりに五%の成長を達成をいたしました。

そこで、通産省といたしましては、今後とも日本の経済社会の活力を増進し、中長期的な発展基盤を整備していくために、基盤技術研究円滑化法の制定でございますとか基盤技術研究開発促進税制、中小企業技術基盤強化税制の創設などによる技術開発基盤の構築を初めとした各般の施策を推進してまいりたい、こうして中長期的に今後の日本経済に対応してまいりたい、こういう考え方であります。

なお、後段のハインツ上院議員が我が国からの商品に対する輸入課徴金法案を提出をしたというニュースについてでございますが、非常に重要なニュースでございます。実はもうその日に私委員会に出ておりましたらメモが回つてきて、これはかねてから言われておったことがいよいよ法律案の形で出てきた、これは重大であると受けとめておりまして、きょう米因の議会に提出される見込みであると承知をしております。引き続きてまず恐らく米因上院において審議をされる予定でございます。

現時点では同法案の内容はまだ必ずしも全部つまみづかにはなっておりません。伝えられるところによりますと、日本のみ、日本だけを対象とした法律案のようではございまして、自由無差別原則に反し、ガット上も非常に大きな問題があるというふうな判断をしております。また、米国内においても米因政府を初めとして反対論も強いと承知をしております。また、そうした報道につきましても、この法案が成立する可能性は非常に少ないのではないかとこの予測も行われております。我が国としては、引き続き同法案を初め輸入課徴金をめぐり米国内の動向を十分注意しながら、種々の機会にこのような動きに対して懸念を表明していく所存であります。

な動き、また特に日本商品に対してのみ輸入課徴金をかけるというような動きは、これは世界の動向として非常に好ましくない動向である。我々は、中曽根総理が言われますように、新ラウンドを推進する、そしてまた各国が自由、開放の貿易体制を広げていく、展開していくという基本的な認識のもとに努力をしてまいりたい、こういうことでございまして、よろしくお願い申し上げます。

○田代富士男君 村田大臣が、こういう動きに対して、この法律は恐らく成立しないんじゃないかという見方を持っていらつしやるわけなんです。が、保護貿易的な動き、この輸入課徴金の問題等は世界の動きとして好ましいことではないとおっしゃるけれども、こういう動きがあること自身、成立されることを望むものではありませんか。でも、そういう成立は不可能だろうというような考案であつたらば大変であります。やはり最大の対策を講じてもらいたい、これは、こちらからの要望として申し上げておきますけれども、次の質問に移ります。

コンピュータソフトウェアの権利保護について伺つてまいりたいと思ひます。

去る三月の十七日に、ソフトの権利保護について一年余意見の対立を続けておりました通産省と文部省が、御承知のとおり合意に達したと伝えられておりますけれども、このような急激な展開に我々も実は驚いておるわけでございます。

一九八二年のIBM産業スパイ事件以降急速に問題化してまいりましたソフトの権利保護に対しまして、その後の東京地裁やあるいは横浜地裁のプログラム判例による、ソフトは著作物であるとの判断がなされて、著作権法がソフト保護の法律として位置づけられようとの動きの中で、御承知のとおり、通産省だけはソフトの権利保護に特別立法をもちて臨むとの決意のもと、プログラム権法上程を図りまして、文化庁との間で激しく渡り合ったのは昨年のことでありまして、記憶に新しいところであるわけでございますが、こういう

ような各省との省際争いや世界の大勢に逆らつても通産省が特別立法を主張してきたのは何であるのか、まずこれを明確にさせていただきたいわけでございます。

それとまた、なぜ今回ドラマチックにといいますか、急遽このような形で決着をしたのかという、そこあたりの経過、それから合意の内容はどのようなものなのか、あわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 御指摘のコンピュータプログラムに係る権利保護の問題につきましては、今委員御指摘になったようないろいろな非常に重要な経過がございます。

昨年の四月二十七日の経済対策閣僚会議において「より良い権利保護の在り方につき、国際的調和にも留意しつつ更に調整を進めるものとする」と、国際的調和にも留意しつつ更に調整を進めるものとする」という決定を受けまして、通産省としては、本問題に係る国際的秩序形成に我が国が積極的に貢献するという立場で内外関係者との調整を精力的に行つてきたところでございます。このほど、本年二月に行われましたWIPPO、世界的所有権機関専門家会合におきまして検討されておる状況等に留意しながら、本問題の処理の緊急性にかんがみ、当面の対応としては著作権法の改正によつてコンピュータプログラムの保護を図るということに、よりよい権利保護のあり方については中長期的視点からさらに検討を続けることとしたものでございます。

なお、今回の決定は、昨年来日米通商問題上の最大の懸案の一つとなつていたコンピュータプログラムの権利保護問題を解決するものでありまして、日米経済関係改善に寄与するものとして高い評価が与えられるものと考えております。

ついでには、著作者権法で対応をしてほしいと、著作権法は期限六十年になっておりますから、そういった手厚い保護でやってもよろうの心をから希望するといふ問題がございまして、私もこれはこうい

ったブロック通商代表の提案や、先ほど申しましたいろいろな経緯にかんがみながら、通産省として文化庁その他と折衝をいたしました結果、通産省のいろいろな考え方については、ひとつづつ著作権法の改正の中に盛り込んでまいらう、そして今申し上げましたように、今後の問題もいろいろ中長期的視点からさらに検討を続けていくということがよいであろうという判断で、文化庁に協力をするという形で著作権法の改正に踏み切ったわけでございますが、このことは非常に米国内でも高く評価をされておるといふ反響が来るところでございます。

○田代富士男君 今、村田大臣から、この問題についてはよりよい権利保護のあり方について検討をしていく立場から、通産省としても積極的にこれは貢献していくと、こういう姿勢で臨まれ、特に二月に京都の国際会議場の四極貿易大臣の会合のときに、個別にブロック通商代表とお会いになって話をされたという経過です。

あれは、ノーネクタイでやりになったた合合じやないかと思うわけでございますが、ノーネクタイでおやりになったそれだけの効果が出たかどうかまだわかりませんが、その際に、著作権法の改正に盛り込んでいくと、こういうことと進んだと。文化庁に協力する形になったということとでございますが、これは私は蒸し返すようなことになるかわかりませんが、通産省の立場というもの、御承知のとおり、プログラム権法提出の理由としておっしゃったことは、著作権法による保護では不十分な理由を挙げられていた、これは現実でございます。それが、今おっしゃったような説明では、ちょっと私、これは整理する必要があります。それと、今回の合意で、いろいろ各点についてのそれぞれの解釈がなされた

かと思いますが、もうちょっと具体的に御説明をいただけたらありがたいと思います。

○政府委員(木下博生君) 通産省といたしましては、コンピュータプログラムのよりよい保護を図るために、産業構造審議会にソフトウェア基盤整備小委員会を設けまして、関係者に非常に広く御議論いただいたわけでございます。その結果、一昨年の十二月の中旬御答申をいただいて、それによって、特別の立法でコンピュータプログラムの保護をやった方がいんではないかというううな御答申をいただいたわけでございます。

その答申におきましては、ソフトウェアのよりよい保護を図るためには、従来の著作権法とは異なる点を持つ新法の必要性があるだろうという御意見だったわけでございますが、その当時、国際的にも、世界的な所有権機関、WIPOといいますが、その事務局の意見あるいはオーストラリア、カナダ、フランス等におきましても、必ずしも著作権法にとらわれない別の法体系による保護について検討がなされておったと承知しております。そういうような当時の情勢を踏まえつつ、御指摘のように独自の特別立法のプログラム権法の提案をすることを検討したものでございまして、プログラムのよりよい保護を図ること、その目的があったということでございます。

その後、ただいま大臣の方から御説明がありましたように、ことしの二月の終わりにWIPOの会議がありまして、そこで各国の専門家が集まって議論をいたしましたときに、そのとき以降、例えばオーストラリアは、短期的にはやはり著作権法で保護した方がいんではないか、しかし長期的にはやはり特別の方策を国際的に検討していくべきだというような立場で、著作権法に一つ踏み込んだ国がございまして、それ以外の国でも当面のプログラムの保護としては著作権法の方がいいんではないかという意見の国もふえてきています。そういうような状況もございまして、それから先ほど大臣の方から御説明ありましたように、アメリカとの関係等も考え、当面の対策として著

作権法によってコンピュータプログラムを保護していった方が適當ではないかという立場に立つたわけでございます。

したがって、文化庁との間で御相談いたしましたのは、コンピュータのプログラムのよりよい権利保護のあり方につきましては、今後とも中長期的観点から両省で協力して国の内外の場におきまして検討を続ける。特に例えばプログラムの使用についての権利保護の問題とか、保護期間等の問題、こういう点は国際的に検討を続けていくと。それから二番目に、当面の対応としては、著作権法によりコンピュータプログラムの保護を図ることとし、著作権関連条約の範囲内で通産省の言っており主張を極力盛り込むということになって、一応合意ができたわけでございます。

○田代富士男君 今回のあれは当面の対策としてやっていくということで、今後よりよい権利保護のあり方を両省で研究し、検討をして、国際的にも検討をやっていくということでございますが、果たしてこれいづつごろ話し合いがつくかということとは今のところ疑問でございます。私これだけちょっと申し上げておきたいと思ひます。

それで、ブロック代表と会われたときには、六十年という今村大臣からのお答えがございましたけれども、通産省といたしましては保護期間を、五十年を短くすることに最も力を入れ主張しておいでになったのではないかと思いますけれども、これがまた未解決のようでありまして、これによって通産省も言ってきたように、新しいソフトウェアの開発というものが妨げられる心配はないのか。この点については通産省としてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、また対応はどうであるのか。今もちらん今後両省において研究、検討していくということでございますし、これ文部省からの考え方も聞かずに、一方面的な御発言もちょっとしにくい面もあることは承知の上で質問しておるわけでございますけれども、この点どうでございますでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 国際的な動きが、コンピュータプログラムの保護は著作権条約の体系の中で当面は処理した方がいんだろうということになっておるわけでございます。今回の合意で、文部省との間で著作権法の条約のもとで、著作権法の改正という形でコンピュータプログラムの権利の保護をやるということになりましたこととでございますので、保護期間の問題につきましては、その条約の関係もあり、直ちにそれを短縮を図ることは困難であると思っております。

ただ、御承知のようにコンピュータプログラムにも、コンピュータ本体を動かすための基本的なプログラムが一方ではあると同時に、それからいわゆる子供が遊ぶゲームソフトというふうなもの、そのときそのときにどんな使つて使ひ捨てられていくようなプログラムもいろいろあるわけでございます。こういう種類の違い等も今後考えながら検討していくべきだと思いますが、そういう基本的なプログラムについては長い期間保護した方がいんではないかという意見もあるわけでございます。もう少しコンピュータプログラムの実態に即したものを、国際的な場で、中長期的な観点から今後検討していくべきものだと思います。その間におきまして、私は長い期間で保護されておるためにコンピュータプログラムが開発が著しく阻害されるというようなことはな

いんではないかというふうにお考えしております。○田代富士男君 もう一つお尋ねをいたしますけれども、裁定制度についても合意が漏れているわけでございます。これは御承知のとおりだと思いますが、そうしますと、仮に開発権者の許可がなくして特定のソフト使用ができないようだと、これによって公正な競争が妨げられるおそれはないのかというのが心配なのでございましてけれども、この点についてはどのようにお考えになつていらっしゃるのか。それともう一つ、あわせてもう一点の検討事項であります使用の権利保護についてはどのように考えていらっしゃるのか、こゝろあたりが明確に

されておられませんから、あわせてお答えいただきたい。

○政府委員（木下博生君） 通産省が検討しており

ました。プログラム権法の中に入っておりました。裁定制度につきましては、米国においてその内容につき誤解があった面がございまして、産業構造審議会の中間答申の趣旨が必ずしも明確に伝わっていません。いなかたのではないかとということで、私どもは非常に残念に思っております。いづれにいたしましても、著作権条約との関係におきましても、中間報告にあるような裁定制度を著作権法体系の中で設けるということは困難でありますので、今後ともそういう必要性を含めて中長期的に議論してまいりたいというふうに考えております。

ただ御承知のように、日本の特許法にも裁定制度はございますけれども、實際上その規定を運用した事例はないというようなことで、そういう点についてのアメリカ側の十分な理解がなかったということがあったらうと思います。ただその場合、アメリカにおいて本件のこの点が非常に大きな問題になったのは確かでございますして、それは単に著作権法体系のもので行わないことになるかと、そのような規定がほかの国でも入れられると

いうようなことで、国際的にいろいろ今後問題が
 大きくなるのではないかと、懸念をアメリカ側
 が持ったというようなこともあるのではないかと

すので、この点は何らかの形で著作権法の中に入れてもらえることができないかどうか、文部省の間と今御相談しているところでございます。

○田代富士男君 一番最初にも私が御質問いたしましたけれども、今回の合意に対しまして、業界の反応というのはどうであるかということをお尋ねしたいわけでございます。

特になぜ尋ねるかと言えば、特別立法を通産省が主張されることによりましてこの業界を先導してきた立場であるわけでございますが、そういう立場から賛同していた関係者が突如としてこういうことになったことに對して混乱はないのかどうか、そこらあたりはいかがでございましょう。

○政府委員(木下博生君) 通産省といたしましては業界を先導していたわけではございませんで、

コンピュータプログラムというのは普通の著作物で考えているような文化財というよりむしろ経済財であると、それでコンピュータを動かす動かし方というような意味を持ったものであるというようなこともあって、むしろその著作物とは異なった特殊なものであるという理解が業界の中にもあったというようなこともあって、私どものコンピュータプログラム権法の考え方に賛同をしていただけであります。

ただ、業界におきましても現行著作権法による保護を全くすべきではないというような強い意見であるわけではございませんで、現に地方裁判所

で幾つかの裁判も行われているわけでございますし、それからコンピュータープログラムの権利の保護のあり方自身が不安定なままであるということとは、かえって産業界におけるコンピュータープログラムの開発を阻害するというような心配も持

っておったわけでございますので、私どもが当面の対策として著作権法でいこうというふうに見解を変えたことに對して特に当惑しているとは考えておりません。

○田代富士男君　今私が、先導していらつしたんじゃないかということでしたが、先導はしていないと言われたけれども、先導という言葉がま

ずかったならば、そういう立場で指導していって
しゃったことは事実でございます。

だから、言葉の違いはありませんでも今言われた

とおりに、こういうような著作物ではないという立場で賛同をいただいていた。しかし不安定な状態であったから何とかしなきゃならないと、努力されたことも事実であるわけなんです。それ

で、関係業界にとってコンピュータのソフトの権利をどのような法律で保護するかということよりも、今の不安定な状態をどうするかということなども勘案し、むしろ早く法的な整備をするところが先決であるというのが本音ではなかったかと私も思うわけでございます。

問題は、通産省が業界をこれまた巻き込んだと言えば、そうではありませんと言われるかわかり

ませんが、一番わかりやすい言葉で言うと、こういうことで表現できるんじゃないかと思いが、巻き込んだ形で文化庁と一年有半にわたって省際争いをし、一応いろいろな立場でたがったがあつたのは事実でございませうけれども、こういうことは、業界の監督官庁としての通産省は、こういうことは余り好ましいことではないと思うんですが、これは大臣にお尋ねしますけれども、どうでしょうか。大臣答えてくださいよ、それは。

○政府委員(木下博生君) 私どもが関係業界を指導してそういう立場にさせたということではございませんで、十分お話し合いをしてきておりまし

話し合いをされている過程においてアメリカの著作権保護法による保護の考え方の強さということをも十分御認識になっておられたものですから、私どもの方針を先日決めましたときに業界の方々にお話ししたら、十分その間の背景は御納得いただくというふうに考えております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 先生、先ほど来木下

局長からいろいろ詳細に御説明申し上げたとおりでございます。またこの問題は先生非常にお詳しいわけでございますから、大臣からということでございますから一言申し上げますが、先ほどブロックさんのお話を申し上げました、これは一例として、ヨーロッパのいろいろな動向やアメリカの動向その他いろいろと勘案をいたしまして、今回の国会に臨む考え方としてひとつ先ほど来申

し上げておるような著作権法に乘るという形で現在在は事をおさめようと、そして今後中長期的にはまたいろいろと検討をしようではないかといった考え方で、これは新聞その他にもいろいろ報道されておりますので特に申し上げておきますが、対外協力という意味も大きく含めて妥結をしたというふうに考えていただいたいと思います。

○田代富士男君　今の局長の言葉をお返しするわけじゃありませんが、先導から指導、指導にかわ

それで、いずれにしても話し合いをいたしまして、話し合いをされている段階においても特別立法の必要性を強力に主張してきた、これは事実でございます。そして今ある御答弁にいたしましては、さまたげな思惑があったとはいえず、国会提出ということも断念せざるを得なくなつたと、これも事実でございます。これは通産省の政策決定の中に、こういうことを言つては過酷であるかわかりませんが、見通しの甘さがあつたのではないかと指摘されても仕方がないことではないかと思ひますけれども、世界のMITIとしてどうお考えになるのかお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(木下博生君) さきに御説明申し上げましたように、プログラム権法の構想をまとめた段階の、世界におけるコンピュータプログラムの保護のあり方についての考え方というものは、必ずしもまだまとまっていなかつたという感じは私も考へておるわけでございます。それで、そういう状況下におきましてコンピュータプログラムにつきましても、開発、利用、両面にわたつて国際的に進んだものを持つております我が国にいたしましては、そのよりよい保護について検討し、提案を行うことは極めて重要なことだと考へておつたわけでございます。

そのようなことでございますので、今後WIP Oの場におきましても、中長期的にはコンピュータプログラムの保護を、著作権法でうまく保護できない部分はどうかというところを各国共同して研究しようじゃないかということをおつておられますので、そういう研究の場におきまして私どもの考え方も十分出して、各国の中で話し合ひをしていきたいというふうに考へておるわけでございます。

○田代富士男君 今も局長がお話しされたとおり、この著作権法の範囲内で対処できないものはどうするか、今後研究していくという、これに対して通産省としてもその政策を出していくのだというところでございますから、今回の合意によりま

してソフトの権利保護はもうこれは著作権法の見直しという形で進められているのが現実でございます。そういうわけで、通産省として今後そういうものの対策を出していくということでございますが、中身について現時点において御答弁にいたしている範囲内であつただけでございましょうか。

○政府委員(木下博生君) プログラム権法において保護すべきと考へた点が幾つあつたわけでございまして、先ほど先生御指摘になりましたような使用権の問題等もありましたし、それから人格権の問題というふうな問題もあつたわけでござい

ます。例えば人格権につきましては、著作権法の場合には著作物を創作した人の人格を尊重するというところで、勝手に改変することを禁じておるわけでござい

ます。ところがコンピュータプログラムの場合は、御承知のようにユーザー側では、毎日使ひながらそれをどんどんどんどんいふに改

善していくというふうな形のことをやっておるわけでございますので、そういう意味で、コンピュータプログラムの実態に合った権利保護の仕方を十分考へていただきたいということでは文部省の方にお話ししておりました、文部省の方も、コンピュータプログラムの特殊性は十分わかるからという

ことで、通産省と文部省との間で十分その点協議していただくという立場でおられます。したがつて、現在文部省の方で検討をされておりますので、具体的にどの条項がどういふふうに変わるかというところは、まだちょっと早い時点でございますので、御答弁は差し控へさせていただきますと思ひます。

○田代富士男君 今後の高度情報化社会におきまして我が国の情報産業の育成は重要であります。これは今さきから大臣を初め局長が申されたところでありまして、そのためにこのソフト保護の問題を抜きにしては考へられないと思ふわけなんです。そういう立場からこの一年余の論争の中で、通産省が論拠としたソフトウェアは著作権法上の他の著作物と違つた点がある、こういうこと

もまた事実ではないかと私は思ひますし、また、今回の合意によりまして、ソフトの権利保護の今後にはさまざまな難問が山積していると思ひます、今局長のお話のとおりでございますが、殊に、この技術革新が急速に進展する状況の中で、今後の内外の諸情勢をにらみながら、今までのような省際争ひのような愚は避けて、さらに適切な方策を、今回特別立法として出すことができなかった、こういう失敗にもめげず、継続して検討していく必要があるんじゃないかと思ふわけなんですけれども、これは大臣いかがでございます

ようか。

○政府委員(木下博生君) 先ほど申し上げましたように、文部省文化庁との間で合意をいたしたわけでございますので、当面は著作権法の改正により対処するというところで、むしろ文部省が国会に提出しようというところで作業を進めておられる著作権法の改正作業に十分御協力すると同時に、その法律の早期成立には協力したいというふうな考へております。

ただ、今、先生御指摘ございましたように、コンピュータプログラムの極端な今後の情報化社会にとつて重要なものでございまして、また、技術革新が早い分野のものでございまして、そのよりよい権利保護のあり方につきましましては、今後とも文部省と通産省との間で十分協力しながら中長期的な視点から検討を続けていきたいというふうな考へております。

○田代富士男君 最後の質問にいたしますけれども、この情報関係行政の所管争ひは、今回のソフトの権利保護に限らず、コンピュータシステム

の安全対策、ニューメディア・コミュニケーション構想とテレビ・ピア構想、また電気通信事業法に基づく大規模V A Nの区分け問題等々、この事例を挙げますと限りなくいろいろあるわけでござい

ますけれども、これを解決するために新たに所管する省庁を設けるといふことは、御承知のとおり現在進行中の立場から、これは反するのではないかと

思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 経済社会の情報化というものは、これはもう先ほど先生が指摘しておられるように時代の趨勢であります。これは世の中を突くのはどの勢いで進んでおるわけでござい

まして、こういった情報化に対応する問題は一省庁のみでは対処し得ないという問題がいろいろ出ております。安全化対策もそうでありまして、あるいは著作権、コンピュータ問題もそうござい

まして、こうした問題に対処していくためには、関係省庁が、それぞれ設置法に基づく職務を全うするといふことはもちろんでございます。

通産省で言へば、産業政策を中心とした立脚点ということになるかと思ひますが、こういった設置法に基づく職務を全うすることはもちろんでございますが、必要に応じて機動的、弾力的に、関係省庁の連絡会議の開催でありますとか、あるいは内閣官房の調整機能を活用するというような方法によりまして、適時適切な対処を図つてい

は自治省であるとか、財政に關しては大蔵省とか、いろいろ横糸と縦糸があざなわれたような形で国民のニーズにこたえていくということが必要であると思ひます。

それと同時に、従来ならば縦糸であつた官庁が横糸を掛けてよく話し合うということが非常に必要な時代が来ておると思ひます。その例をば一例を挙げれば、今お挙げになりました文部省文化庁との対応もそうでありまして、あるいは通信問題に關係をしてみますれば、通産、郵政の關係もそうであると思ひます。そういった新しい時代の要請にこたえた新しい行政の展開というものがやはり一番必要な時代であるということとを私は認識しております。田代委員の先ほど来の御高説はよく承りましたので、できるだけそうした御質問の意図を体して進んでいきたいと思ひます。

○市川正一君 通産大臣はその所信表明において、日米間のいわゆる貿易摩擦の解決についても触れておられます。そこで、この問題の基本的あり方について、まずお伺いしたいと思ひます。

最近、中曽根総理がレーガン大統領の発言にこたえて、矢張り早急の市場開放指示をなすつておられるのであります。二十五日には政府・与党首脳会議があつて、その中で合板を含む木材關係の自由化を打ち出したと報ぜられております。私は、もしこれが実現するならば、長期の不況のもとでの相次ぐ建設業者の倒産、午前中もお話がございました。また、合板關係の永大産業や秋田木材等々の倒産など、木材業界が今直面している深刻な事態にさらに追い打ちをかけるものだと思います。したがって、二十五日の会談でも、この問題をめぐつていろいろの意見が出たと伝えられておりますし、翌二十六日には佐藤農水大臣が、国内対策こそ先決という見解を表明していらつしやいます。

大臣は、二十五日のこの会議に出席なすつておられるわけですが、この問題をめぐつて、国内の特に木材關係業界あるいは業者に対してどう

いう態度を大臣はとらうとなさつておられるのか、まずそれから伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 市川委員御指摘の月曜日に行政された政府・与党連絡首脳会議には出席をいたしておりました。したがって、市川委員御指摘の、いろいろの場合に出たディスカッションもその場において聞いておたつたわけでございますが、中曽根総理の御指示は、日米貿易摩擦、特に四分野の問題が非常に緊急な形で押し寄せておる、これは私も自分の肌で、ブロック代表とお会ひしたとき、あるいはその他アメリカからの情報がいりいな形で伝わつてまいりますのを受けて、非常にじかに感じておるところでございます。

特に、四分野の今御指摘になつた木材關係は、御案内のように、これは農林關係でございますので、農林關係の施策というのは国の伝統産業でもあり、そして第一次産業を守らなければならぬという農林業従事者の考え方は極めて強いものであります。我々も農林業が最も重要な産業の一つであるということについては全く同じ認識に立つておるわけでありまして、中曽根総理の御指示は、そういう四分野についての問題が一番現在日米間の焦眉の急になつておるので、日本の木材關係の業界の保護あるいは第一次産業の保護ということも前提しながら、そうした日米間の通商摩擦を和らげていくようにという大所高所に立つた議論であると承知をしております。これに対応して恐らく佐藤農水大臣も具体的な対応を考へておるものと考へております。

○市川正一君 農林關係のサイドからお聞きをしていられるにやなしに、例えば住宅産業など、私は通産行政にかかわる木材業界というものがやはりあると思ひます。しかも、それは総じて、中小企業が圧倒的に多い分野でもあります。

大臣の所信表明は、これも午前中いろいろのやりとりがありましたが、「中小企業は、我が国経済の活力の源泉であり、また、社会の安定の基盤

でもあります」と、こう述べておられるわけでありまして。ところが今おっしゃつたお話で、これはこういう所信で述べられておられる中小企業を重視する、そこに手厚い対策を講ずるということと日米間の貿易不均衡なるものとの原因は、先ほど与党の松岡委員すら、とあえてこう申したいんであります。指摘なさいましたが、アメリカ側のこの財政赤字、ドル高、高金利、そしてまた輸入超過などがあるんですね。私はまことに物を直視するならば、党派を超えてこれはそのとおりだと思ふのです。

それからもう一つは、我が国の労働者やあるいは下請業者の犠牲で国際競争力を強めた日本の自動車や電気などの大企業が、国内市場ではなしに、アメリカを中心とした海外市場への集中豪雨の進出というこの両面があると思ひます。そういうことを不問に付して、これもまた午前中からお話のあった輸入課徴金などをこじつけたアメリカの圧力に言いなりになつて、矢張り早急のいわゆる市場開放を促進すること、私はきょうは木材關係のことを取り上げましたけれども、いづれにせよ、日本の国内産業、それは圧倒的に農業であり、林業であり、そして何よりも中小企業だと思ふのであります。それらに致命的な打撃を与えかねない、こう思ふのであります。私は通産大臣の認識を重ねて伺ひたいんであります。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今、委員御指摘のいわゆる木製品分野、つまり第一次産業にわたるものと第二次産業にわたるものと、両方あると思ふんですね。もとの言葉はフォレストプロダクトと言ふんですが、その分析をしてみたらウッドプロダクトも入つておたつたかというところで、農林水産省が主たる窓口になります。例えば紙パルプというふうなことになるかと、通産省の所管ということになるわけでございます。

その場合に、いわゆる第一次産業の分野は、日本のみならず欧米諸国においても、これは今委員が御指摘になつたような国民生活あるいは国民的

な世論と真正面から衝突をする可能性のある非常に難しい分野であります。したがって、新ラウンドの推進の問題にいたしまして、例えばECの中にも両論ありまして、新ラウンドはぜひ推進すべきである、極力推進すべきであるという議論と、その中で第一次産業のような分野については必ずしも直ちに手を挙げるわけにいかないというような動向の一方にある、こういうことは委員もよく御承知のとおりでございます。

こういった問題については、日本でもあるいはフランスでも、ドイツでも、必ず国内でいろいろの問題があり、ディスカッションがあるわけだと思ひますが、二者択一という形でそれやどうだというふうな質問を提起されますと、なるほど非常に難しい困難な問題であると思ひますが、現在の日米貿易摩擦という問題に焦点を絞つていけば、私は四分野の問題というのは、これは一刻も避けて通ることのできない急務であるという認識を肌で感じておりました。したがって国内産業も保護しつつ、それと同時に、日米間の円満な通商ということにも前向きに対処をするという方策をどういった形で進めるべきであるかということ、今MOSS会議であつたわけでおるいろいろな現象であり、また中曽根総理が信念を持つて国内産業の保護と、そしてまた日米通商關係の円満な終結を考へようと言つておられる使命感であらうと、このように認識をしておるわけでございます。

○市川正一君 そんなに難しいことを聞いていられるにやないんです。結局どういう立場に立たれるのかということなんですけれども、大臣は午前中の同僚議員の質問に答えて、内需拡大を非常に強調されました。しかしそのことと、今ずっとおっしゃつたこの自由化をめぐつての態度、そして実際に中曽根政府がやつておられる矢張り早急の市場開放の施策というのは、私は根本的にやつぱり相反している。本当に日本の国民の利益を守るといふ立場に立つておられるかどうかということに

深い疑念を持つわけでありませうけれども、私はこの問題は引き続き機会のあることに究明をいたしたいというふうに考えております。

○市川正一君 そのゴルフ道具のことを後でお聞きしたいんですが、実は順延されておりました甲子園の選抜高校野球大会がきょうから始まりまして、私も野球ファンの一人として、また今もプレーをしている者として、今回の大会で話題を呼んだいわゆる飛ぶ金属バットの問題があるんですね。この問題は、金属バットの安全性ということと、高校野球の本来のあり方という二つの問題が問われていると思うんです。もとよりこの後者の問題は、そこにより根源的な意味が含まれており、その点に高野連——高校野球連盟がようやく目を向けたことを私は重視いたしております。また私は、文部大臣も甲子園の始球式のトレーニングばかりに熱を入れずに、もう少しこういうことにも関心を寄せていただきたいのであります。しかし、これは本委員会が直接論すべきことではありませんで、私は本委員会の所管にかかわる安全性の問題についてお聞きしたいのであります。

○市川正一君 そのゴルフ道具のことを後でお聞きしたいんですが、実は順延されておりました甲子園の選抜高校野球大会がきょうから始まりまして、私も野球ファンの一人として、また今もプレーをしている者として、今回の大会で話題を呼んだいわゆる飛ぶ金属バットの問題があるんですね。この問題は、金属バットの安全性ということと、高校野球の本来のあり方という二つの問題が問われていると思うんです。もとよりこの後者の問題は、そこにより根源的な意味が含まれており、その点に高野連——高校野球連盟がようやく目を向けたことを私は重視いたしております。また私は、文部大臣も甲子園の始球式のトレーニングばかりに熱を入れずに、もう少しこういうことにも関心を寄せていただきたいのであります。しかし、これは本委員会が直接論すべきことではありませんで、私は本委員会の所管にかかわる安全性の問題についてお聞きしたいのであります。

○市川正一君 そのゴルフ道具のことを後でお聞きしたいんですが、実は順延されておりました甲子園の選抜高校野球大会がきょうから始まりまして、私も野球ファンの一人として、また今もプレーをしている者として、今回の大会で話題を呼んだいわゆる飛ぶ金属バットの問題があるんですね。この問題は、金属バットの安全性ということと、高校野球の本来のあり方という二つの問題が問われていると思うんです。もとよりこの後者の問題は、そこにより根源的な意味が含まれており、その点に高野連——高校野球連盟がようやく目を向けたことを私は重視いたしております。また私は、文部大臣も甲子園の始球式のトレーニングばかりに熱を入れずに、もう少しこういうことにも関心を寄せていただきたいのであります。しかし、これは本委員会が直接論すべきことではありませんで、私は本委員会の所管にかかわる安全性の問題についてお聞きしたいのであります。

○市川正一君 そのゴルフ道具のことを後でお聞きしたいんですが、実は順延されておりました甲子園の選抜高校野球大会がきょうから始まりまして、私も野球ファンの一人として、また今もプレーをしている者として、今回の大会で話題を呼んだいわゆる飛ぶ金属バットの問題があるんですね。この問題は、金属バットの安全性ということと、高校野球の本来のあり方という二つの問題が問われていると思うんです。もとよりこの後者の問題は、そこにより根源的な意味が含まれており、その点に高野連——高校野球連盟がようやく目を向けたことを私は重視いたしております。また私は、文部大臣も甲子園の始球式のトレーニングばかりに熱を入れずに、もう少しこういうことにも関心を寄せていただきたいのであります。しかし、これは本委員会が直接論すべきことではありませんで、私は本委員会の所管にかかわる安全性の問題についてお聞きしたいのであります。

○市川正一君 そのゴルフ道具のことを後でお聞きしたいんですが、実は順延されておりました甲子園の選抜高校野球大会がきょうから始まりまして、私も野球ファンの一人として、また今もプレーをしている者として、今回の大会で話題を呼んだいわゆる飛ぶ金属バットの問題があるんですね。この問題は、金属バットの安全性ということと、高校野球の本来のあり方という二つの問題が問われていると思うんです。もとよりこの後者の問題は、そこにより根源的な意味が含まれており、その点に高野連——高校野球連盟がようやく目を向けたことを私は重視いたしております。また私は、文部大臣も甲子園の始球式のトレーニングばかりに熱を入れずに、もう少しこういうことにも関心を寄せていただきたいのであります。しかし、これは本委員会が直接論すべきことではありませんで、私は本委員会の所管にかかわる安全性の問題についてお聞きしたいのであります。

○市川正一君 そのゴルフ道具のことを後でお聞きしたいんですが、実は順延されておりました甲子園の選抜高校野球大会がきょうから始まりまして、私も野球ファンの一人として、また今もプレーをしている者として、今回の大会で話題を呼んだいわゆる飛ぶ金属バットの問題があるんですね。この問題は、金属バットの安全性ということと、高校野球の本来のあり方という二つの問題が問われていると思うんです。もとよりこの後者の問題は、そこにより根源的な意味が含まれており、その点に高野連——高校野球連盟がようやく目を向けたことを私は重視いたしております。また私は、文部大臣も甲子園の始球式のトレーニングばかりに熱を入れずに、もう少しこういうことにも関心を寄せていただきたいのであります。しかし、これは本委員会が直接論すべきことではありませんで、私は本委員会の所管にかかわる安全性の問題についてお聞きしたいのであります。

○市川正一君 そのゴルフ道具のことを後でお聞きしたいんですが、実は順延されておりました甲子園の選抜高校野球大会がきょうから始まりまして、私も野球ファンの一人として、また今もプレーをしている者として、今回の大会で話題を呼んだいわゆる飛ぶ金属バットの問題があるんですね。この問題は、金属バットの安全性ということと、高校野球の本来のあり方という二つの問題が問われていると思うんです。もとよりこの後者の問題は、そこにより根源的な意味が含まれており、その点に高野連——高校野球連盟がようやく目を向けたことを私は重視いたしております。また私は、文部大臣も甲子園の始球式のトレーニングばかりに熱を入れずに、もう少しこういうことにも関心を寄せていただきたいのであります。しかし、これは本委員会が直接論すべきことではありませんで、私は本委員会の所管にかかわる安全性の問題についてお聞きしたいのであります。

○市川正一君 そのゴルフ道具のことを後でお聞きしたいんですが、実は順延されておりました甲子園の選抜高校野球大会がきょうから始まりまして、私も野球ファンの一人として、また今もプレーをしている者として、今回の大会で話題を呼んだいわゆる飛ぶ金属バットの問題があるんですね。この問題は、金属バットの安全性ということと、高校野球の本来のあり方という二つの問題が問われていると思うんです。もとよりこの後者の問題は、そこにより根源的な意味が含まれており、その点に高野連——高校野球連盟がようやく目を向けたことを私は重視いたしております。また私は、文部大臣も甲子園の始球式のトレーニングばかりに熱を入れずに、もう少しこういうことにも関心を寄せていただきたいのであります。しかし、これは本委員会が直接論すべきことではありませんで、私は本委員会の所管にかかわる安全性の問題についてお聞きしたいのであります。

題を引き起こした原因だというふうなことを短絡的に申すつもりはありませんし、またこの間の経緯を先日通産省の担当官の方から報告を聞かしていただいたので承知いたしております。

ただ、一方ででは製品安全協会が作成し、通産大臣が、村田大臣が承認した金属バットの安全基準というのが現に確立されておるのです。そしてそれに基づくSGマークというのが張られておるのです。そうしてこういう制度があるにもかかわらず、それに合致しないものが横行し、幸いにも人身事故はなかったものの、安全性の問題が表面化してきたというこの現実の事態に即して、今後行政指導上どのような対応をなさろうとしているのか、その点に限って伺いたいと思うのであります。

○政府委員(矢橋有彦君) 本件は、ただいま先生も御指摘になりましたように、いわゆる安全性にかかわる事柄でありますだけに、私もといたしましても重大に受けとめております。

具体的対応策といたしましては、まず三月五日の日、つまりSGマークを張った硬式用の野球用金属バットの中に安全基準を満たさないものがあることが判明したその時点でございまして、その日に、私も、製品安全協会に對しまして、基準不適合品の回収及び基準不適合品に對するSGマークの貼付禁止の徹底を図るよう指示をいたしました。また、甲子園の選抜大会が目前に迫っておりますので、硬式野球用金属バットにつきましても緊急テストを実施するように指示をしたわけでございます。その緊急テストは三月十九日までに行われておるわけでございますが、具体的には通産産業検査所で検査をいたしまして、このテスト結果を三月十六日に高野連の方に通知いたしましたわけでございます。これを受けまして十九日に、高野連では具体的に本大会において使用可能なリストを決めるということによりまして円滑に大会が始まったわけでございます。

このように、いわゆる今回の選抜大会のためのとりあえすの措置としては一段落をしたわけでございます。

○市川正一君 今の立入調査などを含む新しい措置が厳格にやられることを期待いたします。

もう一つは、今安全性の問題を申しましたが、今度は経済性といいますが、耐久性の問題なんですね。高校野球で金属バットが使用されるようになった背景には、木製バットが折れやすい、それで非常に台所事情が苦しい高校の野球部で、非常に大きな負担になっておりましたので、最初の出費は若干高くても相対的に長持ちする金属バットが導入されたという経過があります。そこで私は、今取り上げました安全性の問題とともに、経済性についても一定の基準のようなものを、これを考える必要があるんじゃないか。現に、例えば調べてみますと、スポーツ用品の中でも、テニスとかバドミントンのラケット、さらにはスキーなどにはJIS規格があるわけですね。そして、同様のことをやれば野球用の金属バットにも設けてはどうだとか、JIS規格というのとはより

任意規格でありますから強制力があるわけではないのでありますが、しかし、よりよいものを消費者に供給するという立場から、関係者の意見もよく聞いて、こういう経済性、つまり例えば何千回以上の打撃に耐えるような耐用基準を設けるというものを検討なさってはどうかと思うのであります。いかがでしようか。

○政府委員(矢橋有彦君) ただいま先生から、スポーツ用品の経済性の御指摘がございましたけれども、確かに今度安全性において問題がございましたいわゆる飛ぶバットと言われておりますのは、一本一万五千元ぐらいの値段をいたします。それで普通の在来の金属バットは一万円ぐらいということで、五割高ということになっておるわけでございます。しかも耐久性について申しますと、普通のバットが一回の打撃に耐え得るのに、この試合専用とかいって飛ぶバットは、五百回から二千回と多いということでもございまして、非常に高価なものについておるわけでもございまして、たまたまこのバットの問題は、安全性を追求してまいりますと、おのずからそのような高くて耐久力に劣るバットが締め出される結果になることが、結果論として推定されるという状況にございまして、したがって、バットに関する限りは、問題は恐らくはおのずから経済性に関する同時に解消するんではないかと考えているわけでもございまして。ただ、先生のただいまの御指摘は、スポーツ用品一般について経済性を考えた何か基準づくりができないかという御示唆でございまして、この問題につきましましては、担当原局等とも相談いたしまして、今後の検討課題にさせていただきます。かように考えております。

○市川正一君 ちょっと誤解があるのやうなんです。私は、スポーツ用品一般にいうのじゃないに、現にスポーツ用品の中でも、スキーだとか、あるいはバドミントン、テニスのラケットなどはJIS規格があると言っています。現にあるんですよ。だから、このバットについても、そういう経済性という側面からのいわば規格を考えられ

ではどうかということをお願いしたんで、そういう意味で検討していただくことを大いに要望し、また今後も御相談したいと思っております。

さて、大臣はゴルフのクラブを持っていらっしゃるようであるが、そのゴルフのクラブのアイアンのヘッドがプレー中に飛ぶというトラブルが起きているんですね。事は野球のバットだけではなくなっているものであります、今の一連のやりとりをお聞きになって、大臣としての所感を承れば幸いです。

○国務大臣(村田敬次郎君) 委員御指摘の問題は、要はその安全性、スポーツの安全性ということであろうかと思つてます。私はゴルフのアイアンのクラブのヘッドが飛んだという経験はまだ持っておりませんが、安全の問題ということになりますと、通産省といたしましては、従来から必要に応じて運動用具について消費生活用製品安全法に基づく施策等を講じてきたところでございます。今、金属バットのことに付いていろいろ例を挙げてお話をいただきましたが、今後とも運動用具が原因になって事故を生ずることのないよう、必要かつ十分な対応を、事安全に関する問題でありますから図っていききたいと思います。

○市川正一君 そうすると、安全性と不可分の耐用性といえますか、経済性ですね、これについても、さつき自然淘汰されるから構わぬとも聞かせるようなお話だったんですけれども、そうじゃないにそのサイドからいろいろ研究を賜りたいというところをお願いしておきます。よろしくうございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 了解いたしました。○市川正一君 実は、今日の委員会は、前国会以来、参議院商工委員会としては久々の機会でございます。これからはなかなか大臣とこうしてお会いする機会がないかと思つてますので、この機会に私、前国会で取り上げた問題の幾つかについてフォローといひますか、その後の進展状況を、制約された時間内で幾つか伺うことにいたしますのであります。

まず、使用済み乾電池の処理問題であります。これは本委員会でも、去年の七月の二十四日に私が通産省の見解をたどりました。その際も指摘したのであります。業界の五項目の対策のうち、実際に水銀の環境放出を防ぐ対策は第二項の使用済み水銀電池の回収強化だけでありました。政府はこの業界の対策を実効あるものと、こうみなされて、そしてそれ以降一年以上たつておりますが、この五項目の対策の到達点を今日どう評価なさつていらっしゃるのか、まず伺いたいと思つてます。

○政府委員(木下博生君) 昨年一月、通産省と厚生省の要請に基づいて業界が今御指摘の五項目についての対策を講ずることを決定したわけでございます。業界においてその対策をやっている状況を御説明いたしますと、まず第一項目の水銀電池の新しい用途への使用の抑制につきましては、新しい用途への販売開拓を行わないように決めて、水銀電池のユーザー業界にも協力を呼びかけております。

〔委員長退席、理事前田勲男君着席〕それから二番目の使用済み水銀電池の回収強化でございますが、それにつきましては、約十一万店の一般電気店、補聴器取扱店等に回収箱を設置することにより実施しているところでございす。業界団体の集計によりますと、五十九年上半期に出荷した水銀電池の回収率は約一五%でございます。

三番目のアルカリ電池の水銀減量の研究でございますが、これにつきましては、昨年九月、アルカリ乾電池技術研究組合を結成いたしました。技術開発に取り組んでおるわけでございす。その場合の目標は、当初三年間で水銀含有量を三分の一に減量化するというところで、鋭意技術開発を進めてきたところでございすけれども、結果としては非常にこれがうまく進捗いたしまして、期限を二年繰り上げ、本年九月ないしはそれ以前にこの目標を達成できるという見通しが得られております。そういうことでございすので、同研究組合では一層の減量化を図るため、六十二年九月

までに水銀含有量を当初の六分の一にすることを新たな目標に置き、技術開発を進めることにいたしております。

また、水銀を使用しない乾電池等代替製品の研究につきましては、業界は水銀総使用量の削減のため、水銀を使用しない乾電池など代替製品の研究を進めております。現在水銀電池に代替する電池として有望と考えられる空気亜鉛電池の開発を、鋭意推進中でございまして、代替可能な分野から供給体制を整備していくこととしております。

五番目の、使用済みアルカリ電池の埋め立てによる土壌への影響の調査でございますが、現在、五十九年度は実験、分析方法について予備調査中とございす。六十年より研究機関に実験等を本格的に委託し、研究を開始することといたしております。

○市川正一君 今いろいろと報告があったんですが、例えば使用済み水銀電池の回収率が一五%というんでしょ。ところが、私も前の質問のときに指摘したんですが、この五項目の対策実施以前でもその回収率は二〇%程度、悪い場合でも一〇%程度は回収しておったんでしょ。だから、別にこの五項目が出たから抜本的に改善されたとか、そういう事態ではないんですか。

〔理事前田勲男君退席、委員長着席〕

そこで、私聞きたいんですが、各自自治体にとっては非常に切実な問題なんです。ことし一月から二月にかけて、民間の研究機関である地域交流センターが全国各地にアンケート調査をいたしました。その結果によると、回答のあった四百七市のうち八二%が回収をしており、これからの回収予定にあるところを含めると、実に八八・二%が回収対策をとっておるんです。そういうところの実情を調べてみると、回収した乾電池をどうな処理しておるかということになると、回答した自治体の約七割は、国などの方針が決まるまで保管することにしている、そして半数以上は、保管場所困っている、こう答えております。現にこの東京都下の町田市では、二月末現在

で回収量が九十五トン、ドラム缶で三百五十本を超えておる、こういう状況が寄せられております。

私は、こういう地方自治体の苦境を政府が手をこまねいて見ておるんじやなしに、具体的な回収処理対策を国のインシチブを發揮して早急に実施なさるべきじゃないのか、こう思つております。例えば水銀の回収技術について申し上げますと、朝日新聞が昨年の暮れ報道しておりましたが、ごみ排ガス中の水銀を九割回収する技術を開発して乾電池公害に対処しようとしているというふうな報告されております。自治体がこういうような努力を重ねておるときに、私は、今の指導のもとに回収処理センター、これは仮称でありますけれども、こういうものを全国的に適切に配置して関連する地方自治体と共同処理に当たる。その際に費用は、国と地方自治体ともに、廃棄物処理の趣旨からいって、乾電池業界やあるいは乾電池の使用する機械器具を製造している業界にも応分の負担をしてもらうというふうな、こういう方式をもし提起されるならば非常に歓迎されると私は思つております。こういう点について、通産省、またもし、厚生省お見えになってますか。来ておられましたら、両サイドから御意見を伺いたいと思つてます。

○説明員(加藤三郎君) 厚生省といたしましては、今先生御指摘のこの使用済み乾電池対策という問題は、やはり市町村におきまして清掃事業を円滑に推進する、あるいはまた環境汚染の未然防止をする、そういった観点から非常に重要な課題というふうに認識し、私どもいろいろな対策をとつてきているわけでございす。

具体的に申し上げますと、昨年の六月から、厚生省にあります生活環境審議会の中の適正処理専門委員会というところにおきまして、この乾電池に係りましたいろいろな関係者、メーカーもありまして、消費者もありまして、自治体もありまして、流通業界もありまして、いろんな、国ももちろんございす。そういう関係者の役割をどう

分担させたいのかといったこと、あるいは使用済み乾電池処理の基本的なあり方はいかにあるべきかといったことを実は検討をいたしております。昨年の六月からこれまで八回ほど検討し、現在も鋭意検討をいたしているところでございます。その検討とはまた別に、昭和五十九年度から三カ年計画で、使用済みの乾電池を、先生御指摘のような広域的な処理あるいは回収する体制を確立してはどうかという観点から、調査を実施をいたしておるわけでございます。

そのような生活環境審議会の専門委員会におきます検討、あるいは別途の広域回収処理センターの検討、そういったものを今実施いたしておるわけでございますが、私どもといたしましては、この夏の夏ごろをめどに中間的な取りまとめを行い、厚生省としての方針を打ち出していききたい、こんなふうに考えているところでございます。

○政府委員(木下博生) 今厚生省の方からお話があったように、厚生省でいろいろ研究をなさっておるわけでございまして、その中に業界の代表も入っております。したがって、そのような共同処理センターというふうなものをつくるようなことになった場合の負担の方法等については、十分厚生省の方と御相談してやっていきたいと思っております。

○市川正一君 先ほど私が、仮称であります、回収処理センターという構想を申し述べましたら、大臣が非常に深くうなずいていらっしゃいましたので、私の後、時間があれば実は割賦販売法の問題をやつともりだつたんですが、もはや時間が中途半端に相なりますので、通産省の担当のお方には御迷惑をおかけいたしますが、これはもう割愛いたします。

そこで、最後に大臣に、私は、深くうなずいておられた回収処理センター(仮称)の構想について、ひとつ意のあるところを御所見を承って質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今、市川委員の御指摘になりました処理センターの問題は、実は厚生

省の今検討段階でございまして、この段階でまだ確たるお返事はいたしかねる次第でございまして。

○市川正一君 夏ごろをめどに今生活環境審議会ですか、そこでいろいろやっておられる。それはそれとして進んでいると思うんですが、そればかり一方では、地方自治体ではもう待たなしのところまで来ているわけですね。そういうことにごたえて、これは自治体からも要望が出ている構想なんです、そういうふうな方式を通産省の方でも研究していただくというふうなことを申し述べたんですが、私の言う意味がわかっていただけましたかしら。

○国務大臣(村田敬次郎君) この問題は厚生省が主管をいたしておりますから、厚生省との対応において今後検討してまいりたいと思っております。

○市川正一君 いい構想だと思っております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私自身は専門家でございまして、今承ったところでございまして、今後の検討課題ということにしていただきたいと思います。

○市川正一君 研究していただくということですね。——はい、わかりました。

○井上計君 日米間における最大の課題として、申すまでもなく貿易収支のインバランスによる貿易摩擦の解消ということでありまして。そこで私は、きょうは具体的な問題をお伺いしたいと思っておりますが、先ほど市川委員からも御質問の中で、木材あるいは合板等の関税引き下げの問題が出ました。関連する点もあるわけでありまして、けれども、まずひとつ具体的にお伺いいたします。

大臣は今中座されておりますので、局長からひとつ具体的な問題等についてまず御答弁をいただきたい、こう思います。

紙の生産量の消長というのは文化発展のパロメーター、このように実は言われてまいりました。特に情報化社会と言われる今日、紙の生産、消費というものがますます国民生活の中では重要性を帯びてきておるのは、これは言うまでもないわけでありまして。また、各産業の発展に紙というもの

はもう欠かすことができないような重要なものとなっております。ある意味では、鉄は産業の米、こう言われておりますが、私は、同時にやはり紙も産業の米、このように言っても過言ではなからうというふうな考え方を持っております。

ところが、我が国の洋紙製造業界というのは、敗戦によって外地にありましたところの資源から工場全部を喪失をいたしました。しかし、戦後、関係者の大変な努力によって我が国の産業界の発展に大きく寄与するような復活をしたことも、これはまた評価をしておられるわけでありまして、ところが、その後またオイルショックによって非常に洋紙製造業界打撃を受けて、また同時に業界の過当競争等々によって、一時は一体どうなるであろうかというふうな、関係者が大変憂慮するような状態に落ち込んでおったこともあります。

しかし、通産省の適切な指導と関係者の努力、協力、そしておとし改正された産権法の指定業種となつて構造改善を実施してききましたから、やや現在小康を保つておる、このように聞いております。しかし、何といても依然として洋紙製造業界の一番の弱点は、国際競争力が欠如しておる、このような状態にある、こう考えます。

そこで、局長にお伺いいたしますが、洋紙製造業が産権法に指定されて以来行っておる構造改善の進捗状況は、現在どういう状況でありますか。

それからまずお伺いをいたします。

○政府委員(篠島義明君) 構造改善の進捗状況でございますが、一昨年十二月の指示カルテル結成以来、年産能力約三十六万トンの設備を処理しております。これは目標処理量九十五万トンの約三八%に当たっております。

○井上計君 統括してもっと具体的に。ダンボール原紙の業界は、特に最近また業界の景況が悪いようでありまして、実態はどうであるのか、またその悪い理由は何であるのか、これらの点をひとつお伺いいたします。

○政府委員(篠島義明君) ダンボール原紙製造業につきましても、第二次石油危機の影響によるところもかなり大きいわけでございまして、包装節約の進展等の需要構造の変化がかなり急速に進んでおります。これに伴いまして内需が五十五年度におきまして、対前年度比一四・二%減、大幅な減退を示しました。以後も長期にわたって低迷しております。

この結果、同業界におきましては大幅な過剰設備を抱えることとなり、製品市況もこのところずっと低迷を続けておりまして、経営は極めて悪い状況にございます。

○井上計君 それでは、ダンボール原紙業界については、さらにもっと切った構造改善計画が実施をされなくては行けない、こう考えますけれども、それについての今後の通産省の指導といたしますか、どう現状ではお考えなのか。

○政府委員(篠島義明君) ダンボール原紙の構造改善の進捗状況につきましては、昨年八月の指示カルテル結成以来、年産能力で約八十六万トンの設備を処理しております。これは目標処理量百五十四万トンの約五六%に当たっております。この目標処理能力につきましては、果たしてこれで十分かどうかというふうな声も一部にはございまして、当面はとりあえず掲げましたこの目標処理量でできるだけ早く達成するようにする。昨年成立いたしましたグループを中心といたしまして、事業提携も活用しながら確実にこの設備処理を実施させるということについて、通産省としても一層の指導、支援を行っていくことにしております。

○井上計君 いや、現在ではまだ具体的に、目標の五六%というふうな計画というものを特に変更するとか、さらにもっと切り下げるとかというふうなことまではまだお考えじゃないですか。

○政府委員(篠島義明君) 現在のところは具体的にそのようなことを考えておる状況ではございません。

○井上計君 先ほどお答えの中で、対前年度比一四・二%というダンボール原紙の需要減というお話がありました。それから、依然として供給力が

過剰であるということであり、やはり今後のことを考えるときに、特にダンボール業界についてはもっと改めて構造改善計画を見直すというふうなことが必要ではなからうかと思ひますが、それについてはお考えなんでしょうか。

○政府委員(篠島義明君) いろいろ過去の事態に即しまして慎重に検討してまとめましたビジョンでございますので、とりあえずはこのビジョンをまず実現するということが肝要であると思ひます。

ただ、先生御指摘のように、果たしてそのビジョンを達成させればそれで片がつくかという点につきましては、率直に申し上げて問題なきにしもあらずと。したがってこういふ点については、まず目標を達成しながら、しかしその後のも含めて中長期的に今後十分業界の実態をフォローしながら慎重に検討していきたい、こういうふうな思ひでございます。

○井上計君 ところで局長ね、クラフトライナーのK、これは一年前と比べると大体一〇%程度値下がりをしてるわけだけれども、これらの理由は、供給過剰、あるいは需要減、いろいろあるうと思ひますけれども、一番大きな理由というのは何ですか。

○政府委員(篠島義明君) やはり供給過剰が基本的な問題ではないかというふうに考えております。

○井上計君 そこで、これは大臣が今中座をしておられますから、大臣が本当はお帰りになつて御一緒に聞きたいだけだと思ひますけれども、去る正月の二日に中曽根総理が訪米をされて、レーガン大統領との合意がなされている。MOS次官協議が開催をされている。そこで、先ほど同僚市川委員からも、大臣への質問の中にありましたが、四品目が対象品目として決定をした。その中に入つていた林産物の中に、この紙パルプが含まれて議論の対象になっているわけでありまして、現在紙パルプに絞つてこの議論はどういう状態で進んでおられるのか、これを

まずお伺ひいたします。

○政府委員(篠島義明君) 二月二十五日に、紙製品を含む林産物の第一回の次官協議を開催いたしました。基本的な今後の取り決め方等について話をした次第でございますが、その際相互に質問書が提示されたわけでございます。現在のところ、それぞれの双方に対する質問書、これは非常に具体的、詳細ないろいろな項目が含まれておりますが、これについての回答を双方において準備中でございまして、おおむねまとまる状況に來ておりますが、まとも次第、来月前半早い機会に実務者レベルでの協議が行われるということになるうかと思ひます。

○井上計君 そのまとまる可能性がきつとあると、こういうことですけれども、まとまるというものは、どういふふうにとまとまるかということは大変大きな問題だと、こう考えるわけでありまして。紙パルプについては、既に昨年の二月にアメリカ側との間でかなり詰めた話し合いがなされて、そうして八五年度、すなわち新年度からこれを逐次下げていって、最終七〇%という関税率に下げるということについては、これは昨年の二月に決定しているわけですね。それがまだ現在実施に至っていない段階で、さらにこれを下げるといふふうな、そういうことに話が進み、また議論されているとすると、これは大変大きな問題だと、こう考へるわけでありまして、それはだから今局長おっしゃった、今後の協議の中でまとまる可能性があるとすると、それはどういふ形、どういふ方向でまとまる可能性がある、こういうふうなことなんでしょうか、ひとつお伺ひをしたいと思います。

○政府委員(篠島義明君) 先ほど申し上げました、質問書に対する回答がまとも次第という質問書の内容として、関税を引き下げるべきであるという具体的な質問に対して、関税をどうする、こういう回答ではございまして、むしろ、双方の業界の実情、あるいは日米間の貿易の現状、あるいはそれをめぐるいろいろな障壁ととられるよ

うなもの、こういったものについての質問というのが中心でございまして、そういう意味で来月早々に開かれる予定の実務者会議も、関税率の引き下げを具体的にどうするかという話し合いではなくて、そういった質問書に対する回答についての相互の意見交換と、こういうことにならうかと思ひます。

それで、関税引き下げ問題につきましては、これはさらにそうした実務者段階での意見交換等を終わつた後、また日程等協議が行われるかと思ひますが、基本的には、我々もいたしましては、今先生おっしゃいましたように、昨年の決定でかなり思い切つたアメリカ側に対する譲歩をしておるわけでございます、しかもその実施時期はこの四月からということでございます。

それからまた先ほどもお話がございましたように、段ボール原紙等については極めて厳しい状況でございまして、アメリカの関税品目もそういうところにかかなり積極的な関心を示している、と、こういうこともございまして、我々としてはこの問題については慎重に業界の実情を踏まえて対処していかなければならないというふうに考へております。

○井上計君 今答えを伺ひまして、安心というとおかしいですけれども、まとまるというものが、実務者会議におきまして従来の経過、それから我が国の実情等々十二分にお述べいただいた、アメリカ側にいわば了承、納得をしてもらつと、こういう形でまとまるというふうなことでありますから、それならなお大変結構だというふうに思ひますが、いずれにしても、先ほど来局長御答弁ありますように、段ボール原紙業界というのは依然として大変な不況である。このままでまいりますと、我が国の段ボール原紙、クラフト等については国際競争力全く今ない、こう言つても過言でなからうと、こう思ひますから、我が国のそれらの製品が壊滅という大げさかしりませんが、そういうふうなものが実は出てくるわけでありまして、そうなつた場合にどうなるかということを考

えますと、ぜひこの際、昨年二月にあれば譲歩しておられるわけでありまして、また特に昨年二月の段階では木材や合板等は業界が拒否して、そのためにこれは引き下げがなされてない。ただ紙パルプだけが、業界の人たちがどういふふうな理由であつたかしりませぬけれども、引き下げられたということについて、私は今でも理解がちょっとできないということがありますけれども、そういうふうな経過等から考へても、まず六十年代から引き下げられる、そうしてこの三年後、経過の中でまた考へることはこれは当然であらうと思ひますけれども、今そういうふうなまだ全く未知の中で引き下げが云々ということ自体が私はやっぱりおかしい、こういうふうに思ひますので、特にひとつこの点については今後強い姿勢で臨んでいただきたい、こう思ひます。

よく世間には、格安な輸入品が入つてくればユーザーはそれによつていいんだというふうなことを言う人もありますが、先ほど申し上げましたように、一時的にはあるいは輸入がふえることによつていいということがあるかもしれませぬ。しかし、さらに輸入がふえたことによつて国内の生産がだめになる、国内の生産能力が非常に落ち込んでいく。そこで供給不足になつた場合には、今度は輸入品が高くなつて、結局最終的にはユーザーがあるいは国民生活が大変影響を受けるというふうな実例が他にももう既にあるわけでありまして、そのような輸入を踏まないように、紙パルプの関税引き下げ等についてはぜひともひとつこれは強い姿勢で、これは局長に申し上げるまでもなからうと思ひますけれども、臨んでいただく。特に実務者会議におきましては、アメリカ側の十分理解が求められるようにぜひお願いをいたしたい、こう思ひます。

私がいたしておる資料から見ても、EC等と比べて、我が国のクラフトライナーあるいは両更クラフト等の関税が、逆にECよりかまだ安い、安い、安いというふうなものもあるわけでありまして、またそれから輸出入のインバランスとよく言

われますけれども、紙そのものから考えると、はるかに我が国は現在でも輸入の方がこれは多いわけでありまして、総体的な面での貿易収支のインバランスと言われても、これはそれなりにわかっていますけれども、紙そのもので考えると、これは決して、逆に言うとならば輸入超過である、こういう実態、これらをひとつ考えていただきたというふうな思いをします。

大臣お戻りになりましたが、大臣、紙・パルプの関税問題について経過、現状等を今局長からお伺いし、要望としては新年度から下げるといふこと、もう既に昨年度の段階で大幅減税に決まっているわけですから、それをまだ実施しないうちに以前にまた下げる、という議論自体がおかしい。総理はサミットに出席をされるためにいろんなことについての御苦労はわかりましたけれども、先ほど市川委員からもお話がありました、木材、合板の引き下げの問題とはまた別の問題があるわけですから、私は大臣に特に御努力をいただかなくちゃいけない、こう思いますが、これについてひとつ大臣の御見解を承りたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 紙製品の関税引き下げでございますが、政府としては昨年、日米間の競争力格差、輸入の状況、構造改善への影響なども十分勘案をいたしまして、総理の決断を仰いで、井上委員御指摘をいただきましたように、六十年度からの紙製品の関税の引き下げを決定したわけでございます。一月二日の中曽根・レーガン会談の決定に基づいて、現在紙製品につきましても日米官協議の場において、林産物の一分野としてMOSSAプロトコルに基づく幅広い検討を行っているところでございますけれども、クラフトライナーなど米国の関心品目は、日本の紙・パルプ産業の状況の極めて悪い分野でございます。また、またかつ本年四月から八七年四月にかけての関税引き下げを決定したところでもございます。これは委員御指摘のとおりでございます。さらなる紙製品の関税引き下げについては慎重かつ適

切に対処をしていくという考え方であります。

ちなみにクラフトライナーを御指摘になりましたが、クラフトライナーは三百グラム超については日本の関税が五・〇％、E Cが七・〇％、カナダが一・〇・七％でありまして、日本の関税の方が低いんでございます。それから三百グラム以下の問題については、これは若干日本が高くて、日本が八・五、E Cが七・〇、そしてカナダが一・〇・七、東京ラウンドに基づく最終状況税率になりますと、三百グラム以下でも七・〇ということになります。E Cの六・〇よりも若干高くなっておりますという計算でございますが、こういった状況でございますので、委員の御質問になられました趣旨もよく考えまして慎重かつ適切に対処をしたいと思います、このように真剣に考えております。

○井上計君 大臣から強い決意また方針を伺って大いにひとつ期待をしております。またぜひそれで貫いていただかないと、特にせつかく構造改善策によって小規模を保護、また将来への安定の路線を歩みかけた洋紙製造業界が壊滅的な打撃を受けるというふうなものが多分にあるわけでありまして、ぜひひとつ今後ともこの面について一段のまた御努力をお願いをしたい、これは要望しておきます。

若干時間がありますので、これは質問というよりも要望でありますけれども、ハイテク時代あるいはニューメディア時代と現在言われておるわけでありまして。

そこで先ほど来、同僚委員からのいろいろと御質問にも大臣あるいは政府委員お答えでありますけれども、私は通産省の担う役割あるいは使命としようと思ふですね。よく役所が強い行政指導をするとか官僚統制であるとか、あるいは官僚主導の賛助会云々けしからぬとかいうふうな批判もあつて、けれども、私は戦後、いへば非常な混乱期あるいは高度成長時代等々をずっと振り返つてみますと、お世評を言うわけではありませんが、それと、かなりやはり通産省の指導が適切であつた、それ

が我が国の産業復興・発展に大きく寄与しておるという評価をして一人なんです。海外からは我が国の貿易摩擦等々の問題から取り上げて日本株式会社という非難もあるようでありまして、私はやはり国の産業の安定・発展を考えると、また将来を考えると、日本産業株式会社であつていいと、その中心は通産省の適切な指導というふうなものが当然必要であるし、またなければならぬと、こういうふうな持論も持つておるわけでありまして。

したがって、さらにこれから二十一世紀を展望するときに、まだまだ我が国の民間産業界が乗り越えていかなくちやいけない障害、大きな山が一つとたくさんあるし、これから新たにまた発生することは当然だといふふうに考えますから、したがってそのためには通産省が適切な行政指導、また監督とは言いません、監督になるとまた困る面もありまして、適切な行政指導をぜひ行って、そこでもっと積極的に行政指導を行つていただきたいのは、何といつても先取りだと思ふんですね。やはり民間の産業が先取りだと思ふ、いへば限られた枠内でなかなか現在のように変化の激しい時代の先取りは容易ではありません。そこで、やはり通産省が産業界の先取りをひとつ積極的に、そして適切な指導を民間に移していただく、それによってまた民間の活力をもつともっとやっばり助成するよう、そういうふうな施策をぜひひとつ通産大臣今後とも一段と御努力をいただきたいというふうに思っています。

現在ほどのような変化が激しいのか、いろいろ言われております。私自身も特に中小企業の各業界等々と接触が多いわけでありまして、一体どう変わるのかという質問をよく受けます。全くわからぬ、こういう返事以外にないわけでありまして、ただ、ただいふことを調べておりました、やはり驚くことは、最近我々が日常用語として使つておるような経済用語がたゞさんあります。これが日本経済新聞が発行しておりますけれども、最新「経済新語辞典」といふふうなものから

ずっと拾つてみて、改めてびっくりするんですが、ニューメディアとか、あるいはINSとか、VANとか、LSIなんというふうなのは、もうこれは日常用語になりました。ところが、五年前の「経済新語辞典」には一切載つていないですね、こういうふうなものは、それからワープロなんというのは、これも載つていないんですね、五年前。だからそれほど我々の周辺が大きく変わつておるということであるわけでありまして。セラムックスというのは五年前はありますけれども、十年前の辞典には載っていない、こんな状態。さらに驚くことは、今年度版の「経済新語辞典」に載っていないような経済用語が、最近も新聞に出始めているんですね。今年度版といつても去年の九月の発行でありますから無理からぬことだと思ふけれども、その中に全くないようなものが最近新聞でそういうふうな新語としてやっばり登場してきている。これぐらい変化が激しい時代でありますから、民間産業の活力としても、みずから活力なんというのはなかなか難しい、特に先見性は非常に難しい。だから、通産省がそういうふうな面にもつとこれからひとつさうに一層重点を置いていただいて、そういう面についての適切なひとつ指導等をお願いしたい。また、活力がさらに一層出るように御指導願いたい、こう思ふんです。

そこで、最後にもう一つ要望であります。もう既に国会、本会議あるいはいろいろところで通産省にも十分御承知いただいているわけでありまして、今、中曽根内閣が税制大綱の見直しというのを盛んに言つておる。大きな方針である、こう思いますが、現在御承知のように企業の税の実効税率は五・一％ですね、もう半分超えているわけですね。だから、これではやはり民間活力云々と言われても、働いてもらければもうけるほど税金が多くなつて、実は残るのが少ないんだということになる、経営者だけじゃありませんで、やはり働いておる従業員、労働者も意欲減退するわけですね。だから、やはりそういうふう

なことも税の大綱見直しの中で通産省としても大いにひとつ主張をしていただきたいというふうに思います。また同時に、やはり活力を出していくために投資減税のさらに拡充であるとか、あるいはまた今行われておる特別措置法でメカトロ減税、俗に言うメカトロ減税が時限立法でそれから大体六十年で一応切れますが、これは絶対的な延長も考えたいだかなくちいかぬと思いますし、さらに耐用年数の短縮等についても、さらに一層ひとつ御努力をちょうだいをいたしたいというお願いであります。

そこでこの席をかりて最後にひとつお礼を申し上げておきますが、耐用年数の短縮については、通産大臣初め通産省また関係の皆さん方が大変御努力をいたして、この厳しい財政状態でありまうけれども、新年度から印刷と製本と写真製版の三種の短縮が行われることになりました。私も関係者の一員として心から感謝をしております。同時に、一年ではありますけれども、短縮がされるということが決定したことによって非常に活力出てきたんですね。つい先日、一週間前でありましたが、大阪で印刷、製本、写真製版の総合機械展、恒例ですがこれも機械展が行われました。非常に制約が多いですね。だからやはりこれはもう民間投資促進という面に大変寄与しておると、こう思います。数多くの業界が実は非常に耐用年数の短縮を望んでおるわけでありまして、通産省としてはやはり産業界の指導と同時に民間活力のさらに一層のこういう面についても御努力をいただきたい。この席をかりてお礼を申し上げて、さらにひとつ要望をしておきます。大臣何かお答えいただければありがたいと思います。

○国務大臣(村田敏次郎君) 井上委員から非常に適切な御要望という形で御激励をいただいたと存じます。投資減税、メカトロ減税あるいは耐用年数の問題、その他非常に重要な問題ばかりでございます。また通産行政に大きな衝撃を与えると申しますか、時代の改革というものが非常に大きいわけで、新語辞典の例を引いて申されたわけでご

ざいですが、私も一、二だけちょっと申し上げますと、例えば産業構造審議会の総合部会で「我が国産業に係る技術開発の現状と課題」という、これは大変よくまとまってると思います。この報告の中に「はじめに 我々は今や新技術文明の幕あけの時代を迎えようとしている」、「新技術文明の幕あけの時代」という表現がございますが、私はまさに技術文明、そしてまた先ほど来お話しになっております情報化時代、この言葉が時代を象徴する言葉であると思うのでございまして、まさにこれから迎えるようとしておる二十一世紀に对应する新しい幕あけの時代という予告を現実にしひしと感じますし、また通産大臣に就任いたしましたから半年足らずでございますが、毎日毎日の仕事を通じてそのことを肌で感じております。

ぜひひとつ新しい時代に対応することのできる通産行政でなければならぬ。また、そういった意味で、通産行政の非常に幅の広いシェアということが多いのじゃないかという使命感を持っておりまして、ただいま賜りました御激励をよくかみしめまして努力をいたしたいと存じます。

○井上計君 どうもありがとうございます。終わります。

○本平八郎君 私はガソリンの問題についてお聞きしたいわけです。それで、これにつきまして、去年の終わりで以来何回も質問主意書でいろいろお聞きしたんですけれども、余り的確な御答弁をいただけないというのでこの際少しお聞きしたいと思うわけです。

その前に一つ、おととい判決がありました鶴岡の灯油裁判ですね。逆転裁判になりましたですね。それで、消費者、主婦たちの消費者運動が勝訴になったわけですね。業界はこれで当然控訴するだろうと思うんですけれども、この判決に対する御所見をお伺いしたいんですが、どういふふうに通産省としては受けとめておられるかという点。

○政府委員(柴田益男君) 先生御質問の判決につ

きましては、これは民事裁判でございますので、私人間の争いということで、行政庁としては従来からコメントを控えているわけでございますけれども、ただ我々の石油行政に対する指導につきましては、独禁法上抜かりのないように十分注意してやってまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○本平八郎君 ああいう判決がまさか出るとは思っておられなかったと思うんですね。ところが、最近これちょっと話が違いますが、タタシで大阪でいわゆるMKタタシの勝訴の問題が出てきたとか、非常に消費者関係の裁判でちょっと今までの常識を覆すような事象が出てきているわけですね。この点は非常に重要だと思っております。重要だと思つのは、司法の方の判断がどんどんどんどん進んでいっている。これは私の感覚では、やはり消費者とともに司法が向いているという感じなんです。それで結論的にちょっと皮肉うって申し上げますと、行政とかあるいは立法もそうかもしれないけれども、どうもその辺が非常におかれているのではないかと感じがするわけですね。この問題ちょっと非常に重要なので後でなしたいのです。

その前に一つ、相模原の業者が年末にシンガポールからガソリンを三千キロリッター輸入しようとしていろいろごたごたがありました。結果的には日本石油がリフォーマーメーターナフサで、というところで引き取って、あれをどこへ売ったのかね。それであれをいつごろ通関して、どこで通関して、どういふふうに、どこかの業者へ売ったのか、その辺ちょっとまずお聞きしたいのですが。

○政府委員(島山義君) あれは、十二月の二十四日に石油審議会を今御指摘のように開きまして、石油審議会の十二条三項に基づきます通産大臣の勸告をいたしたわけでございます。それを受諾します際に、先方からその持ってきた貨物の買い取りをあっせんしてくれという要請がありましたので、日石にあっせんをいたしました。日石は日本鉱業株式会社の知多工場に販売をしたということ

でございます。

○本平八郎君 そのときのこの品名はリフォーマーメーターナフサだったんですね。

○政府委員(島山義君) 品名はリフォーマーメーターというものでございました。

○本平八郎君 そのときに、通関ですから当然日本石油が税関に対してIVいわゆる輸入申告書、それから船の方からのマニフェストがあると申すのですね。それからセーラー、シッパーからのインボイスが送られてくると思うのですけれども、そういうインボイスはリフォーマーメーターナフサになっていたわけですか。

○説明員(剣持宣揚君) インボイスあるいは申告書上の品名は、九七ロン・モーターガソリン、それからリフォーマーメーターと両方書いてございまして。

○本平八郎君 九七ロン・モーターガソリンですね。そのモーターガソリンとリフォーマーメーターとの違いはどういうことなのか、ひとつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(島山義君) このリフォーマーメーターというのは、ナフサをリフォーマーというもののにかけてつくった半製品でございます。セミプロダクトでございます。それでモーターガソリンといふことは、当然自動車用のガソリンと、こういうことでございまして、これはリフォーマーメーターのような半製品ではございませんで、それに直留ガソリンを加えましてあるいはFCCという分解装置から出たガソリンを加えまして、その九七ロンというのはいくわかりませんが、モーターガソリンというのは今申し上げたようなものであるというふうに考えております。

○本平八郎君 大蔵省にお聞きしたいのですけれども、この場合関税でリフォーマーメーターナフサとモーターガソリン、これはどういふふうに違うわけですか。

○説明員(剣持宣揚君) 関税の分類上はリフォーメートという表記はございません。したがって、私どもの関税分類、これは国際的な条約に準拠したものでございまして、それに準じますと、一つは分類番号で申しますと二七・〇七、これが一つ該当する可能性がございまして、それから、通常の自動車用の燃料でございまして、関税分類の番号で申しますと二七・一〇の一部ということになるかと思ひます。

○本平八郎君 詳しいことはいいですけれども、どちらの方が関税高いわけですか。

○説明員(剣持宣揚君) 二七・〇七の方が関税率は、特惠の場合フリーになっております。

○本平八郎君 そこで、余りしつこく言うとも気の毒なんですけれども、これは非常に重要なんで申し上げるんですけれども、シンガポールから申すは神戸へ入ってきたときの品物がこれなんです。(資料を示す)これは、業者によるというわけなんです。リフォーメートナフサになったわけなんです。ナフサになりますと、これも関税なくなっちゃうんです。ガソリンだと、今おっしゃった非常に高いガソリン税がかかるわけですよ。私、これだけからぬとか何とかいうんじゃないんですけれども、要するにこれは、私なんかのような長い間商社で輸出入をやっていると、明らかに密輸になるんで、こういう行動というのは、その辺をどういうふうな日石が手続されたか、その品名の変更その他、その辺ちょっとお聞きしたいんです。大蔵省の書類、通関の書類、どうなっています。

○説明員(剣持宣揚君) 日石の書類がどうなっているかというお尋ねでございまして、個別の話にわたりますのでその書類そのものににつきましては控えさせていただきます、こう思ひます。後は制度についても御質問があれば御説明したいと思ひます。

○政府委員(島山襄君) 今の御指摘の点について若干私どもの考えを申し述べますと、このライオンズが持ってきたものは、そのお示しのものでございまして、その中には芳香族が五〇%を超えて入っているわけでございます。それで、芳香族が五〇%を超えて入っておりますと、先ほどの二七・〇七という関税分類になるわけでございます。それで、それで通常のモーターガソリン、自動車用のガソリンは芳香族が五〇%以下でございまして、ですから、持ってきたものが芳香族を五〇%を超えておるか、超えていないかということ、二七・〇七に該当するか、二七・一〇に該当するかというところが区分されるわけでございます。たまたまその業者の方がリフォーメートと言ったか、あるいはモーターガソリンと言ったかということとは、それは無関係に、そういうふうになるわけでございます。

○本平八郎君 そうすると、これはガソリンじゃないですか。

○政府委員(島山襄君) 通常のガソリンではなくて、リフォーメートであったかというふうな思っております。

○本平八郎君 いや、それ言うんなら、私これ芳香族が何%入っているか分析してもいいんですけれども、これは通産省でやっていたとしてもいいんですけれども、そのくらい信用しますけれども、僕はそこでこの問題についてけしからぬということをやつてもいいからもうこの辺でやめますけれども、もつとやつた方がおもしろいのかもしれないけれども、あんまりそういうこと僕に興味じゃないですから。

○本平八郎君 いや、それ言うんなら、私これ芳香族が何%入っているか分析してもいいんですけれども、これは通産省でやっていたとしてもいいんですけれども、そのくらい信用しますけれども、僕はそこでこの問題についてけしからぬということをやつてもいいからもうこの辺でやめますけれども、もつとやつた方がおもしろいのかもしれないけれども、あんまりそういうこと僕に興味じゃないですから。

たれたと思うんですよ。打たれたというのは、まあ打たざるを得なかったと思ひますよ。しかし、こういう事態がなぜ起こったかというのが問題なんです。問題だというのは、要するに、当然自由化されておるガソリンが入ってきて、それ入ってきたら困るというところで抑えなきゃいかぬというところにまず一番初めのボタンのかけ間違いがあったわけですね。その矛盾を解決しようと思つて四苦八苦しちゃったということだと思ひます。

もう一つ念のために言いますと、今ここにあるもの、これならどんな輸入してもいいのかというところになつちゃうわけですね。これを持ってきたときにガソリン税だけ払えばいいわけでしょう、理論上は、その点はどうなんですか。

○政府委員(島山襄君) そのものをリフォーメートでございまして、石化用に使いますときは石油化学製品の扱いにいたしております。したがって、そのときはは入れていいわけでございます。したがって、ただそれは明らかに石化用というところが判明いたしましたものと石化製品の扱いをいたしております。したがって、自動車の品目になります。したがって、石油業法上の対象の品目になります。ですから、御異議があるかと思ひますが、この間のような手続になつてくる、こういうことでございまして。

○本平八郎君 そういうことで、今のところ私は結論的にはやっぱりもうはっきり法的に措置をとらなければだめだと思ひます。こういういつまでもごまかしをやっているということになると、かえつて国民の政治不信を招くんじゃないかというのを非常に心配している。これはちょっと後におきまして、それで、例えば、十二月の二十七日に石審の答申に基づいて大臣が勧告を出されたら、これは輸入するのは好ましくないと。その勧告に業者は従つてギブアップしたわけですね。ところが、あの勧告自身も本当言え

ば聞かなくていいわけですよ。いやそれは勧告は受けれませんと言へば、もうそれ以上罰則も何もないわけでしょう。その辺どうなんですか。

○政府委員(柴田益男君) 昨年暮れに村田大臣勧告を出したのでございまして、それは石油業法の十二条三項で準用してあります石油業法十條二項の規定に基づいて出したわけでございます。これは勧告ですから強制力はございません。やはり勧告を受けた方の理解と協力というものを得て初めて実効性が出てくる、そういうものではございまして。

○本平八郎君 そうすると、今後どんなそういう業者がやってくる、今これは非常に小さい零細業者だから金融上の問題があるというありましたが、もっと有力な業者がやれば、勧告無視されたらどうしようもないわけでしょう、今の石油業法でいけば、どうなんですかその点、念のため。

○政府委員(島山襄君) 石油業法上は、今長官が申し上げましたように十條を引用いたしております。そこでは通産大臣は輸入計画の変更を勧告することができるといふふうに書いてあるだけでございます。したがって、御指摘のように、私どもの説得に依拠していただかなければそれは入るといふことになるんですが、私も一生懸命説得をして、いろいろ御理解をいただきたというふうな思っております。

よつとお聞きしたいんですがね。

○政府委員(島山襄君) あれは省エネルギーという目的で行っております、そういうことで具体的措置をとっておりますけれども、先般、この二十五日でございますけれども、資源エネルギー庁長官の私的諮問機関と申しますか、研究機関での御意見がございまして、そこでは、ああいうものについては今後弾力的に考えていくようにという御指摘もありましたので、今後十分検討してまいりたいと思っております。

○本平八郎君 十分検討はいいんですが、それとも、そういう諮問の答申が出れば、すぐにでもこれおやりになっていいと思ふんですが、あれどもね、その辺、何か支障があるんですか、すぐやれないという。

○政府委員(島山襄君) 一定の規則に基づいて実施をいたしておりますので、関係方面の意見も十分聞きながら研究を進めてまいりたいと思っております。

○本平八郎君 いや、これは省エネと、初めは確かにそういうことがあったかもしれないですね。ところが、もう今や要するに石油がだぶついたりして、不当競争になってかなわないから、少し供給を制限して業界の秩序を保とう、ガソリンスタンド間の不当競争を防ごうということで残されているというのが、これは率直な国民の理解だと思ふんですが、その辺はどういうふうに受けとめておられますか。

○政府委員(島山襄君) ガソリンスタンドの利益のためにということでは私も受けとめておりませんが、省エネという政策目的のためにやっておるものでございますので、省エネルギーの定着状況、そういったものも十分関係方面の意見も今後聞きながら判断をしていきまして、研究を推し進めてまいりたいと思っております。

○本平八郎君 いや、それが説得力がないと思ふんですが、今、省エネだからガソリンスタンドを日曜日に閉鎖するといったって、だれもそんなもの聞きやしないんですよ。そのために消費者が

物すごく迷惑こうわつていられるわけですよ。省エネの必要性和消費者の不便とどっちが大きいかわからないことですね。それが先ほど言ったように、あつちこつに爆発してくるのが、やはりさきの灯油裁判なんかもそうなんですね。一人当たり六千円かなんかでしよう、利益がリターンされるのは、それなのに、やっぱり国民がこういうエネルギー政策に対して相当うっぶん持っているわけですね。

その一つが例えば日曜日なんですね。こんなもの、もうあの時分から見たら死法——完全に廃案にすればいいんです。それをいつまでもやっていない。やっていないというのには、業界保護のためにやっていないんだと思ふんですが、こういう簡単なことはほとんどおやりになった方が私はいいんじゃないかと思ふんですが、大臣、いかがですかね。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今、日曜日のガソリンスタンドの問題について御質問をいただきました。これは御指導を十分頭において研究を進めたいと思ひます。

また、この際本委員に、先ほど来の御質問承っております、私からもぜひひとつ申し上げたいということがございます。

というのは、昨年のライオンズ石油の輸入の問題でございますが、このことについては、今柴田資源エネルギー庁長官なり島山石油部長から答弁のあつた経過でございます。また、委員しばしば内閣の方に質問書を提出していただいております、実はあれ、私詳細に読みまして、これは一回ぜひ本委員に政府としての考え方御理解をいただきたいなと思っております。これはもう賢明な委員はよく御承知のとおりでございますが、現在の石油業法によりますれば、いわゆる連産品ということ、ガソリンなりナフサなり灯油なり軽油、重油といったような区分をつけておりますね。その中で、消費地精製方式というものが確立をいたしております、したがって、今の建前としては消費地精製でございますから、ガソリンの

ある程度価格負担において、灯油その他が国民に安く供給をされるというようなシステムがとられておるかと思ひます。

本委員が御指摘になっておる消費者の立場から見て、消費者の利益を保護するんだという御趣旨はまことにこれ私はいくわかります。私もも家に帰れば消費者でございますからよくわかるのでございますが、現在の石油業法の建前がそういうふうになっていない面があつて、しかも、御承知のように、石油は九九・数%外国輸入に頼っております。そして、これは国家保安のために、また産業のために、もうなくてはならない最も基本的なものでございまして、したがって、消費者の立場に立ちながら立案をされたり御意見を賜つて

いることは大変ありがたいことだと思ひますが、このライオンズ石油輸入問題についてはぜひこの機会によく御理解をいただいて、また、御協力をいただきたい点があるわけでありまして、私どもとしては、石油の安定供給、そしてまた国民の安全その他いろいろな立場から考えまして、現在のこの方針というものは正しいと信じておりますが、今後石油部会その他にも諮問をいたしまして、そして中長期的なビジョンは従来から、こうしたライオンズの事件が起こる前からいろいろと言われておるところでございますから、中長期的にどういう考え方やっていったらいいかということも基本的に考えなければならぬと思ひます。ぜひひとつ専門家としていろいろ御協力が賜りたいと存じます。

○本平八郎君 いや、私はそういう専門家じゃないものですからね。それで、今大臣がそういうながありましたが、もう時間も余りないようですから、きょうの結論だけ先急ぎますとね、消費地精製主義というものの自身がもう時代に合わなくなっているのじゃないかという気がするんですね。これはきのうも環境特別委員会では、ディーゼルも、あんなに排気ガスがどうしようもないか。経済性には劣る

けれども、むしろガソリンに切りかえた方がいいし、長距離輸送のあれは、国鉄の貨物があんなに苦しいのだから、少々高くても電気機関車で運ぶ方がいいんじゃないかということも言ったわけですね。消費地精製主義も、私はこれももう時代に合わなくなつてきているんじゃないかと思ふんですが、この問題はまた次にしますけれども。

それから、石油業法が合わなくなったと今おっしゃったけれども、合わなくなつたらやっぱり変えた方がいいと思ふんですよ。私は、これもだめだと思ふんですよ。というのは、昭和三十七年の五月何日だったですかね、石油業法ができたのは、消費地精製主義も、昭和三十年代でしよう。あの時分というのは、やはりエネルギーを獲得しなさいかぬというふうなことが、高度成長に合せてどんどんその需要が膨れ上がつていっている。石油業法というのは、昭和三十七年五月十一日の法律百二十八号ですね。消費地精製主義というものはこの時分に確立されて、要するに日本の産業がまだ未発達で、高度成長でどんどんエネルギーが要る。しかも日本には今おっしゃいましたように資源がないから、ほとんど確保しなさいかぬ。そのためにはということでも成り立つていたと思ふんですね。ところが、今もう世界的にもだぶついたりしてどうしようもないという状況ですね。これが、全面的にというより、やっぱり手直しがされなさいかぬんじゃないか。これがあつたために変なところで縛られていっている感じがするわけですね。

そこで、一つ、先ほどおっしゃいました連産品の問題でちょっとお聞きしたいんですが、連産品が確かに出てきますね。ところが、私の理解では、よく通産省なんかの説明でもおっしゃるのとは、要するにガソリンを下げると灯油が高くなるおっしゃるわけですね。今の石油の値段というんですか、その価格を、平均をひとつとすると、要するにガソリンが一・四だ、それからナフサが〇・七五、灯油が一・〇四で、一よりも上ですね。そ

れから軽油が一・〇五、C重油が〇・八というふうな配分になっているわけですね。これはどういうことでこういうふうな決められているわけですか。どなたが決められている、どういふ法律のな根拠があるのか。その辺、私も法律がよくわからないんですがね。

○政府委員(島山襄君) 今御指摘の価格体系は、若干今までの市場メカニズムその他を通じて形成されてきたものでございまして、現在石油業法に基づき標準価格というものは設定をいたしておりませんので、ですから、法律上そういう価格体系にしているということではございません。これまでの一定の競争原則その他から形成されてきたものでございます。

ただ、灯油につきましては、さつき大臣からも若干御説明申し上げましたように、在庫を九月末までに六百七十万キロリットルという、非常に大きな量を確保してらっしゃるというところがございまして、その価格の直接の指導はいたしておりませんけれども、その荷もたれ感でございまして、そういうことで安くなつておるといふことは事実であるかと思ひます。

○本平八郎君 それが自然に一・四とか一・三とか、こういうふうになるといふふうにはちょっと考えられないですね。今通産省は指導なさつてないかもしれないけれども、業界の中でやっぱり何か話し合いがあるんじゃないかという気がするわけですね。

私、実はきょう公取呼んでないんですよ。これ、ほんとにやるつもりなら公取を呼んでやるどころなんですよけれども、私は呼んでないんですよ。それは、こんなことを言つた言つたつもりがないから呼んでないんですがね。

ただ、いいですか、今民生用とおっしゃつたけれども、ここで一以下のはナフサとC重油だけなんです。ほかはみんな一以上なんです。ということは産業用だけを安くしていると普通は解釈するわけですね。そういう時代は確かにあつたと思ひます。あつたと思ひますが、現在

の日本経済はもうそんなに産業を保護しなくても一般でいいんじゃないか。むしろ消費者の方が、サラリーマンの税金が高いとは今では言ひませんけれども、物価もなにか思ひやうな少くもやっぱり安い方がいいんじゃないかと思ひやうなけれども、その辺は政策的にどうなんですかね。

○政府委員(島山襄君) ガソリンが高くて重油が安いという御指摘が中心であつたかと思ひますけれども、物の価値をいまして、重油は、言葉は悪いんですが、ガソリン、灯油、軽油、そういうものをとつた残りでございまして、価値をいましてそれが安くなるというものは、政策的な指導ということとは関係なしに、物の価値として安くなるという傾向は日本のみならず世界的にございまして、したがつて安くなるわけでございます。たまたまガソリンの分野でございまして、有力な代替物がない、ガソリンにかわるはしやすい。それに反して重油等はLNGであるとか原子力であるとか石炭でありますとか、そういう代替物がございまして、それからナフサの場合には確かに代替物はないんですが、ただこれは石油化学製品というものが御案内のように国際商品なものでございまして、ですから一定の価格で供給をしますとナフサの供給自体ができなくなつてしまふということ、現実にも輸入比率が六割を超えるというふうな事態になつておりました。そういうことで値段が安くなつておるわけでございます。私も政策的にそちらの方を、産業用を昔のように安くするという政策をとつておるわけではございません。

○本平八郎君 いや、今政策をとつておるわけじゃないとおっしゃつたけれども、先ほど要するに自然形成的に、自然に成り立つた価格だとおっしゃつたわけですね。その辺非常に何か矛盾を感じます。それ、この辺余り突っ込んでもしようがないからにしますけれども、

したがつて、今おっしゃつたように、ガソリンを輸入したら灯油が上がるぞというふうな、全くとどろきたくない感じがするわけですね。そういうメカニズムじゃないと思ひやうな、もう一つは、ガソリンを輸入して灯油が高くなるんならまた灯油を輸入すればいいわけですね、我々の立場からいへばね。その辺がもう非常に今、通産省としては、エネルギー庁としては苦しい立場に追い込まれてきていて、もう何とかせざる得ない状況に來ておると思ひやうな、その辺は中長期的にどういふふうなビジョンというのか、政策をお持ちになつておるのか。将来のことはわからぬとか、中途半端な返事じゃなくて、皆さん方考へておられることをはつきり言つていただいた方がいいと思ひやうな、それでございます。

○政府委員(島山襄君) まず先ほど申し上げましたように、ガソリンとか灯油とかいうものは代替物がございまして、ほかにコストを回収できなければ、そこで回収をするという動きに企業があるわけではございません。ただ、私どもは灯油については、先ほど申し上げましたように、供給確保のために在庫はたくさん持つように、そういう指導を石油業法に基づいていたしております。それから、灯油については、ガソリンについては高くということにはなつておるわけではございません。

そこで、もうであれば灯油も輸入したらいじやないかという御指摘でございまして、灯油は我が国は非常に特殊な使われ方をいたしております。室内で使いますとかということでございます。それで、あれに相当する灯油というものが世界でなかなか見つからないというのが実情でございまして、灯油の緊急輸入というのを、一昨年でしたか、その前でしたか、やつたこともございまして、それが、それはもう銘を打つただけでございまして、実際に輸入したものはジェット燃料油というものでございまして、それを輸入いたしまして、国内で灯油につくり直したというふうなことでござい

まして、ですから、その世界に製品があふれているということではないということではございまして。将来どうするかという御指摘でございまして、これは先ほど大臣から申し上げましたように、審議会の石油部会に小委員会を設けまして、国際化の問題の一環として検討をしていくということではございまして。

○本平八郎君 時間がありませんので、きょうのところはこれで終わりたいんです。これ続きやりますけれども。

最後に一つ、ぜひお聞きしたいのは、石油流通ビジョン研究会の報告が三月に出ていますね、あれをちょっとサマリーだけ読ましていただいたのですね。あれは少しまだ矛盾したところも一、二カ所ありますけれども、あれを私は大賛成なんです。あれは長官の諮問機関みたいなものですね、研究機関ですね。今後これは、長官としては相当前向きに実現していくというお考えなのかどうかだけ承つて、質問を終わりたいんです。

○政府委員(柴田益男君) 研究会でビジョンがまとめられまして、私も読んでおるところでございますけれども、基本的にはこの考え方を尊重いたしまして、行政に反映していきたいと思つております。

特に流通業界、スタンド業界の構造改善を積極的に進めていく、経営の多角化あるいは転産業を積極的に進めていくというところを指摘されているわけでございます。消防法との関係もございまして、その辺につきましても消防庁とよく相談をいたしまして、その提言を積極的に取り入れていきたい、そういうふうな考へておるところでございます。

○委員長(降矢敬義君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(降矢敬義君) 次に、特許法等の一部を改正する法律案及び中小企業倒産防止共済法の一

第三十六條第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十二條の次に次の二條を加える。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十二條の二 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という)の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内になされたものでない場合

二 先の出願が第四十四條第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第九條第一項において準用するこの法律第四十四條第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第八條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され取り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明(当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての特許出願の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に記載された発明を除く)に記載された発明を除外するものに限る)に記載された発明を除く。について第二十九條、第二十九條の二、第三十條第一項から第三項まで

で、第三十九條第一項から第四項まで、第六十九條第二項第二号、第七十二條、第七十九條、第八十一條、第八十二條第一項、第九十四條(第五十二條第二項(第五十九條第三項(第九百七十四條第一項において準用する場合を含む)及び第九百六十一條の第三項において準用する場合を含む)及び第六十五條の三、第四項(第九百八十四條の十第二項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)、第九百二十四條及び第九百二十六條第三項、実用新案法第七條第三項及び第十七條並びに意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明(当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての特許出願の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に記載された発明を除く)に記載された発明を除外するものに限る)に記載された発明を除外するものに限る。について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開がされたものとみなして、第二十九條の二第一項本文又は実用新案法第三條の二第一項本文の規定を適用する。

この場合において、当該先の出願が第九百八十四條の三第二項の国際特許出願又は同法第四十八條の三第二項の国際実用新案登録出願(第九百八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む)であるときは、第二十九條の二第二項

中「図面(第九百八十四條の四第一項又は同法第四十八條の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面中の説明に限る)及びこれらの書類(第九百八十四條の四第四項若しくは同法第四十八條の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面(図面中の説明を除く)、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面中の説明を除く)」、及び第九百八十四條の十六第二項若しくは同法第四十八條の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面(図面中の説明を除く)」、とあるのは、「図面」とする。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

(先の出願の取下げ等)

第四十二條の三 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づいての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができる。ただし、

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から一年三月以内に取下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

第四十三條の見出しを「(パリ条約による優先権主張の手續)に改める。

第四十四條第二項中「第三十條第四項」の下に「、第四十二條の二第四項」を加える。

第四十五條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十五條 削除

第四十六條に見出しとして「(出願の変更)」を付し、同条第四項中「(昭和三十四年法律第百二十五号)」を削り、同条第五項中「及び前条第五項」を削り、同条を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

第四十八條の三第二項中「、第四十五條第一項若しくは第三項若しくは」を「又は」に改め、「又は第五十三條第四項(第九百五十九條第一項(第九百七十四條第一項において準用する場合を含む)及び第九百六十一條の三第一項において準用する場合を含む)以下この項において同じ)」に規定する新たな特許出願であつて第五十三條第四項の規定の適用を受けた旨を記載した書面を提出したものを削り、「、出願の変更又は

に基づいて優先権を主張することができる。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第九条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願である場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され取り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案（当該先の出願が同項の規定による優先権の

主張又はパリ条約（千九百年十二月十四日に
ブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシ
ントンで、千九百二十五年十一月六日にヘー
グで、千九百三十四年六月二日にロンドン
で、千九百五十八年十月三十一日にリスボン
で及び千九百六十七年七月十四日にストック
ホルムで改正された工業所有権の保護に關す
る千八百八十三年三月二十日のパリ条約をい
う。以下同じ。）第四条D(1)の規定による優先
権の主張を伴う出願である場合には、当該先
権の出願についての優先権の主張の基礎とされ
た出願に係る出願の際の書類（明細書又は図
面に相当するものに限る。）に記載された考案
を除く。）についての第三条、第三条の二第一

項本文、前条第一項から第三項まで、第九条第二項において準用する特許法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項、第三十八条並びに第三十九条第三項、特許法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条並びに意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案（当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開がされたものとみなして、第三条の第二項本文又は特許法第二十九条の第二項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第四十八条の第三項の国際実用新案登録出願又は同法第八十四条の第三項の国際特許出願（第四十八条の十四第四項又は同法第八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第三条の第二項中「図面（第四十八条の四第一項又は同法第八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願

日における明細書 請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類（第四十八条の第四項若しくは同法第一百八十四条の第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。））をなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の第十四第二項若しくは同法第一百八十四条の第十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。））とあり、及び同法第二十九条の第二項中「図面（第一百八十四条の第四項又は同法第四十八条の第四項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第一百八十四条の第四項若しくは同法第四十八条の第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。））、をなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第一百八十四条の第十六第二項若しくは同法第四十八条の第十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。））」とあるのは、「図面」とする。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

(先の出願の取下げ等)

第七条の三 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場

合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から一年三月以内に取下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取下げられたものとみなす。

第八条第三項ただし書中「これらの規定の適用の下に」、第七条の二第四項の規定の適用を加え、同条第六項中「昭和三十四年法律第百二十五号」を削る。

第九條第一項中「及び第四十條から第四十四條まで」(明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続及び特許出願の分割)を「、第四十條から第四十二條まで」(明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続)及び第四十四條(特許出願の分割)に改める。

第十二条第三項中「第三十三條第四項」を「第三十三條第五項」に改める。

第十三条の二第二項中「第九条第一項」を「第一条の二第一項の規定による優先権の主張を伴

先の出願の日、第九條第一項」に改め、「(千

元百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十年六月二日にワシントンで、千九百二十五年

十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日

リスボンで及び千九百六十七年七月十四日に
ストックホルムで改正された工業所有權の保護

関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（いう。）」を削り、「認められた出願の日」を「認

られた出願の日、第七条の二第二項又は第九

条第一項において準用する同法第四十三條第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改めらる。

第十五条第二項中、又は第十三条において、第四十一条において準用する特許法第百五十九條第一項若しくは第百六十一条の三第一項において、若しくは第四十五条において準用する特

許法第七十四條第一項において準用する同法
 第一百五十九條第一項において、それぞれ準用す
 る同法第五十三條第四項の規定により、」を削
 る。

第三十六条第一項ただし書を削る。

第四十八条の四第一項中「(条約第十七条②(a)の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際実用新案登録出願であつて優先

日から一年六月以内に同条(2)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以内」及び「願書」を削り、「図面」の下に「(図面の中の説明に限る。)」を加え、同条第二項中「願書」を削り、同条第四項中、「請求の範囲又は図面に記載された事項」を「若しくは請求の範囲に記載された事項又は図面の中の説明」

に、「請求の範囲又は図面に記載されていない「若しくは請求の範囲に記載されてい

なかつたものと、又は図面の中の説明がなかつた」に改める。

第四十八条の五第一項中「二年一月」を「二年六月」に改める。

第四十八条の六第一項中「日本語実用新案登録出願」を「国際実用新案登録出願」に改め、「及

び外国語実用新案登録出願に係る願書の出願翻訳文」を削り、同条第二項中「図面及び」を「図面

並びに」に、「図面の出願翻訳文」を「国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）及び図

面の中の説明の出願翻訳文に改める。
第四十八条の七第二項後段を削る。

第四十八条の八第一項中、国際公開がされ

た国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に第四十八条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後を削り、同条第二項第五号中「範囲」の下に「及び図面の中の説明を加え、図面の出願翻訳文を」図面（図面の中の説明を除く。）に改め、同条第三項中「図面の出願翻訳文を」図面の中の説明の出願翻訳文並びに図面（図面の中の説明を除く。）に改め、同条の次に次の一条を加える。

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例）

第四十八条の八の二 国際実用新案登録出願については、第七條の二第四項及び第七條の三第二項の規定は、適用しない。

2 日本語実用新案登録出願についての第七條の二第三項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

3 外国語実用新案登録出願についての第七條の二第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）と、」又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

4 第七條の二第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第七條の二第一項から第三項まで及び第七條の三第

一項の規定の適用については、第七條の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第七條の三第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の五第一項又は特許法第八十四条の五第一項に規定する期間が満了した時（その期間内に願書が提出審査の請求をしたときは、その請求の時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時）」とする。

5 第七條の二第一項の先の出願が第四十八条の十四第四項又は特許法第八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願となつた国際出願である場合における第七條の二第一項から第三項まで及び第七條の三第一項の規定の適用については、第七條の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の十四第四項又は特許法第八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の十四第四項又は特許法第八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求

の範囲又は図面」と、第七條の三第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第四十八条の十四第四項若しくは特許法第八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第四十八条の十四第四項若しくは同法第八十四条の十六第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

第四十八条の十中「二年一月を二年六月」に改める。

第四十八条の十一中「又は図面」を「若しくは図面（図面の中の説明に限る。）に改め、「出願翻訳文の下に若しくは同条第一項の国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）を加える。

第四十八条の十二第一項中「図面及び」を「図面（図面の中の説明に限る。）及び」に改め、「出願翻訳文の下に若しくは国際出願日における国際出願の図面（図面の中の説明を除く。）を加える。

第四十八条の十三第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第八十四条の十の二（在外者の特許代理人の特例）の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。

4 第四十八条の十三に次の一項を加える。

第四十八条の十四第六項中「第九條第一項」を「第七條の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九條第一項」に改め、「（千九百九十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百九十二年六月二日にワシントンで、千九百九十五年十一月六日にヘーグで、千九百九十四年六月二日にロンドンで、千九百九十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百九十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十八年三月二十日のパリ条約をいう。）を削り、「認められた出願の日」を「認められた出願の日、第七條の二第一項又は第九條第一項において準用する同法第四十三條第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改める。

（意匠法の一部改正）

第三條 意匠法（昭和三十四年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「優先権」を「パリ条約による優先権」に改める。

第十七條の次に次の二條を加える。

（補正後の意匠についての新出願）

第十七條の二 意匠登録出願人が第十九條において準用する特許法第五十三條第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

その意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第十七条の三 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、前条第一項に規定する期間を延長することができる。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十一条第一項（第五十六條の二）において準用する場合を含む。において準用する前条第一項に規定する期間を延長することができる。

第二十九條中「第十九條において若しくは第五十二條において準用する特許法第五十九條第一項において、若しくは第五十七條において準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項」を「第七條の二第二項（第五十一條第一項及び第五十六條の二）において準用する場合を含む。」に改める。

第四十七條第一項ただし書中「第十九條において準用する特許法第五十三條第四項」を「第七條の二第二項」に改める。

第五十一條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第十七條の二の規定は、次条において準用する特許法第五十九條第一項において準用する同法第五十三條第一項の規定により、第四十六條第一項の審判において決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

第五十六條の次に次の一條を加える。

（審判の規定の準用）

第五十六條の二 第五十一條第一項の規定は、第四十六條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十六條第二項第一号中「第四十四條第三項を「第四十四條第四項」に改める。

第六十七條第一項第三号中「第四十三條第三項」を「第十七條の三、第四十三條第三項」に改める。

（商標法の一部改正）

第四條 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七條」を「第十七條の二」に「第五十六條」を「第五十六條の二」に改める。

第十三條第一項中「優先権を「パリ条約による優先権」に改める。

第三章中第十七條の次に次の一條を加える。

（意匠法の準用）

第十七條の二 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第十七條の二（補正後の意匠）についての（新出願）の規定は、前条において準用する特許法第五十三條第一項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

2 意匠法第十七條の三（補正後の意匠）についての（新出願）の規定は、前項において、第五十六條の二において準用する同法第五十一條第一項において、又は第六十二條において準用する同法第五十六條の二において準用する同法第五十一條第一項において、それぞれ準用する同法第十七條の二第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

第三十二條中「第十七條」を「第十七條の二」に「若しくは第五十六條第一項において準用する特許法第五十九條第一項において、若しくは第六十一條において準用する特許法第七十四條第一項において、それぞれ準用する同法第五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項」を「第五十六條の二において準用する意匠法第五十一條第一項において、若しくは第六十二條において準用する同法第五十六條の二において準用する同法第五十一條第一項において、それぞれ準用する同法第十七條の二第二項」に改める。

第四十五條第一項ただし書中「第十七條」を「第十七條の二」に「特許法第五十三條第四項」を「意匠法第十七條の二第一項」に改める。

第五章中第五十六條の次に次の一條を加える。

（意匠法の準用）

第五十六條の二 意匠法第五十一條第一項（審査に関する規定の準用）の規定は、第四十四條第一項の審判に準用する。

第六十二條を次のように改める。

（意匠法の準用）

第六十二條 意匠法第五十六條の二（審判の規定の準用）の規定は、第四十四條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十八條第二項中「第十七條」を「第十七條の二」に改め、同条第四項中「及び第五十六條」を「第五十六條及び第五十六條の二」に改める。

第七十六條第一項第二号中「第四十一條第三項」を「第十七條の二第二項において準用する意匠法第十七條の三、第四十一條第三項」に改める。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）

第五條 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「又は同条第二項」を「若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項」に、同条第二項中「第十八條第一項第一号又は同条第二項」を「第十八條第三項」に改める。

第八條第一項中「国際出願」の下に「（条約に規定する他の国際調査機関が条約第十五條に規定する国際調査（以下「国際調査」という。）をするものを除く。この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「条約第十五條に規定する」と及び「（以下「国際調査」という。）」を削る。

第十四條中「第十八條第一項第三号又は同条第二項」を「第十八條第一項第四号又は同条第三項」に改める。

第十八條第一項第一号中「国際出願」を「特許庁が国際調査をする国際出願」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者

第十八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号及び第三号」を「第一項第二号、第二号及び第四号」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる者は、同項の規定により納付すべき手数料のほか、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める金額の同号に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二條 この法律の施行前にした追加の特許出願であつてこの法律の施行の際現に特許庁に係属しているもの又はこの法律の施行の際現に存する追加の特許権については、この法律による改正前の特許法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三條 特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてのこの法律の施行前にした補正（出願公告をすべき旨の決定の願書の送達前にしたものに限る。）であつて、当該願書に添付した明細書又は図面の要旨を変更するものであるとして決定をもつて却下されたものについては、この法律による改正前の特許法及び実用新案法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

三月八日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十九日)

一、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、半導体集積回路の回路配置に関する法律案
二、中小企業技術開発促進臨時措置法案

半導体集積回路の回路配置に関する法律案
半導体集積回路の回路配置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 回路配置利用権の設定の登録(第三条

第九条)

第三章 回路配置利用権等

第一節 回路配置利用権(第十条―第二十一

条)

第二節 権利侵害(第二十二條―第二十六條)

第三節 補償金(第二十七條)

第四章 指定登録機関(第二十八條―第四十六

条)

第五章 雑則(第四十七條―第五十條)

第六章 罰則(第五十一條―第五十六條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進

し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「半導体集積回路」とは、半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生成させ、かつ、不可分の状態にした製品であつて、電子回路の機能を有するように設計したものをいう。

2 この法律において「回路配置」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置をいう。

3 この法律において回路配置について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為

二 その回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む)を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為

第二章 回路配置利用権の設定の登録

(回路配置利用権の設定の登録)

第三条 回路配置の創作をした者又はその承継人(以下「創作等」という。)は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録(以下「設定登録」という。)を受けることができる。この場合において、創作等が二人以上あるときは、これらの者が共同して設定登録を受けなければならない。

2 設定登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 申請の年月日

三 回路配置について業として前条第三項第二号に掲げる行為をしている場合にあつては、その行為を最初にした年月日

四 回路配置の創作をした者の氏名又は名称及び住所又は居所

五 住所又は居所
前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、申請に係る回路配置を記載した図面又は当該回路配置を現した写真及び申請者が創作等であることについての説明書その他通商産業省令で定める資料を添付しなければならない。

(申請者の名義の変更)

第四条 申請者の名義は、変更することができる。

2 申請者の名義の変更は、相続その他の一般承継の場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 相続その他の一般承継により申請者の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(職務上の回路配置の創作)

第五条 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上創作をした回路配置については、その創作の時にあつた契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人その他使用者を当該回路配置の創作をした者とする。

(申請前の回路配置の利用)

第六条 設定登録は、その申請の日から二年さかのぼつた日以前に、創作等又はその許諾を得た者が業として当該申請に係る回路配置について第二條第三項第二号に掲げる行為をしていた場合には、受けることができる。

(設定登録及び公示)

第七条 通商産業大臣は、設定登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により申請を却下する場合を除き、設定登録をしなければならない。

2 設定登録は、回路配置原簿に設定登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、設定登録の年月日その他通商産業省令で定める事項を記載してするものとする。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による設定登録をしたときは、通商産業省令で定める事項を公示しなければならない。

(設定登録の申請の却下)

第八条 通商産業大臣は、設定登録の申請が次の各号のいずれかに該当することが第三條第二項の申請書及びこれに添付した図面その他の資料から明らかであるときは、設定登録の申請を却下しなければならない。

一 申請者が創作等でないこと。

二 創作等が二人以上ある場合において、これらの者が共同して設定登録の申請をしていないこと。

三 申請に係る回路配置が第六條の規定により設定登録を受けることができないものであること。

四 申請書が方式に適合しないことその他の政令で定める事由があること。

2 通商産業大臣は、前項の規定により申請を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(設定登録の抹消)

第九条 通商産業大臣は、設定登録の申請が前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していたことが明らかとなつたときは、設定登録を抹消しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に対し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により設定登録を抹消したときは、その旨を、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人に対し通知するとともに、公示しなければならない。

第三章 回路配置利用権等

第一節 回路配置利用権

(回路配置利用権の発生及び存続期間)

第十条 回路配置利用権は、設定登録により発生する。

2 回路配置利用権の存続期間は、設定登録の日から十年とする。

(回路配置利用権の効力)

第十一条 回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置(以下「登録回路配置」という)を利用する権利を専有する。ただし、その回路配置利用権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がその登録回路配置を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

(回路配置利用権の効力が及ばない範囲)

第十二条 回路配置利用権の効力は、他人が創作した回路配置の利用には、及ばない。

2 回路配置利用権の効力は、解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為には、及ばない。

3 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この項において同じ)を譲渡したときは、回路配置利用権者の効力は、その譲渡がされた半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

(他人の特許発明等との関係)

第十三条 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者は、その登録回路配置の利用が他人の特許発明又は登録実用新案の実施に当たるときは、業としてその登録回路配置を利用することができない。

(共有に係る回路配置利用権)

第十四条 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として

質権を設定することができない。

2 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他共有者の同意を得ないでその登録回路配置を利用することができない。

3 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その回路配置利用権について専用利用権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

(法人が解散した場合等における回路配置利用権の消滅)

第十五条 回路配置利用権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 回路配置利用権者である法人が解散した場合において、その回路配置利用権が民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 回路配置利用権者である個人が死亡した場合において、その回路配置利用権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

(専用利用権)

第十六条 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について専用利用権を設定することができる。

2 専用利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を専有する。

3 専用利用権は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 専用利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権について質権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

5 第十四条の規定は、専用利用権に準用する。

(通常利用権)

第十七条 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について他人に通常利用権を許諾することができる。

2 通常利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を有する。

3 通常利用権は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者(専用利用権者)についての通常利用権にあつては、回路配置利用権者及び専用利用権者。次項において同じ)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 通常利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限り、その通常利用権について質権を設定することができない。

5 第十四条第一項及び第二項の規定は、通常利用権に準用する。

(質権)

第十八条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録回路配置を利用することができない。

第十九条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権は、回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権の対価又は登録回路配置の利用に對しその回路配置利用権者若しくは専用利用権者が受けるべき金銭その他の物に對しても、行うことができる。ただし、その払渡し又は引渡し前に差押えをしなければならぬ。

(回路配置利用権等の放棄)

第二十条 回路配置利用権者は、専用利用権者、通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その回路配置利用権を放棄することができる。

2 専用利用権者は、通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権を放棄することができる。

3 通常利用権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常利用権を放棄することができる。

(登録の効果)

第二十一条 次に掲げる事項は、登録しなければならない。

一 回路配置利用権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)又は処分(一般承継によるものを除く)の制限

二 専用利用権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

三 通常利用権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権若しくは専用利用権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

四 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限

2 通常利用権は、その登録をしたときは、その回路配置利用権若しくは専用利用権又はその回路配置利用権についての専用利用権をその後取得した者に対して、その効力を生ずる。

3 前二項の登録は、通商産業大臣が回路配置原簿に記載して行う。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第二十二条 回路配置利用権者又は専用利用権者は、自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した半導体集積回路又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第二十三条 専ら登録回路配置を模倣するために使用される物を業として生産し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、回路配置利用権又は専用利用権を侵害するものとみなす。

(善意者に対する特例)

第二十四条 半導体集積回路(半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この条において同じ。)の引渡しを受けた時において、当該半導体集積回路が他人の回路配置利用権又は専用利用権に係る登録回路配置を模倣した回路配置を用いて製造されたものであること(以下「模倣の事実」という。)を知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者(以下「善意者」という。)が業として当該半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、当該回路配置利用権又は専用利用権を侵害する行為でないものとみなす。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、善意者が模倣の事実を知った後に業としてその半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する場合に、その者に對し、その登録回路配置の利用に對し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

3 善意者が回路配置利用権者又は専用利用権者に対し前項に規定する支払をしたときは、その半導体集積回路は、当該回路配置利用権者又は専用利用権者が譲渡したものとなす。

4 第二十六条並びに民法第七百九十九条第一項及び第七百二十四条の規定は、第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。

(損害の額の推定等)

第二十五条 回路配置利用権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受

けているときは、その利益の額は、回路配置利用権者又は専用利用権者が受けた損害の額と推定する。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に對し、その登録回路配置の利用に對し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、回路配置利用権者又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(書類の提出)

第二十六条 裁判所は、回路配置利用権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に對し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第三節 補償金

(補償金)

第二十七条 回路配置の創作等又はその許諾を得た者が当該回路配置について設定登録前に業として第二條第三項第二号に掲げる行為をした場合において、その行為の後当該回路配置についての設定登録前に当該回路配置を模倣した回路配置(以下この項及び第四項において「模倣回路配置」という。)であることを知つて業として模倣回路配置を利用した者は、当該回路配置の創作等等に對し、当該回路配置について設定登録がされた場合にその利用に對し通常支払うべき金銭の額に相当する額の補償金を支払う責めに任ずる。

2 前項に規定する補償金の請求権は、当該回路配置について設定登録がされた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の回路配置について設定登録がされた後第九條の規定により当該設定登録が抹消されたときは、同項に規定する補償金の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

4 第二十三條及び前条並びに民法第七百九十九條第一項及び第七百二十四條の規定は、第一項に規定する補償金の請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該回路配置の設定登録前に模倣回路配置の利用の事実及び模倣回路配置を利用した者を知つたときは、民法第七百二十四條中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル時」とあるのは、「当該回路配置ノ設定登録ノ日」と読み替へるものとする。

第四章 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第二十八條 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、設定登録、第二十一條第一項及び第二項の登録並びに第四十八條第二項に規定する請求に基づき行われる事務(以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定は、通商産業省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、当該指定登録機関が行う登録事務を行わな

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三條第二項、第四條第二項及び第三項、第七條第一項及び第三項、第八條、第九條、第二十一條第三項並びに第四十八條第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八條第二項を除く。)中「通商産業大臣」とあるのは「指定登録機関」と、同項中「通商産業大臣に對し」とあるのは「指定登録機関に對し」とする。

(欠格事項)

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、前條第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十一條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十七條の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十條 通商産業大臣は、第二十八條第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が登録事務を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

二 登録事務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が登録事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 登録事務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて登録事務が公正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて登録事務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(設定登録等の実施義務等)

第三十一條 指定登録機関は、設定登録並びに第二十一條第一項及び第二項の登録をすべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設定登録及び同条の登録を行

わなければならない。

2 指定登録機関は、登録事務を行うときは、前条第一号に規定する者（以下「登録事務実施者」という。）に実施させなければならない。

（事務所の変更）

第三十二条 指定登録機関は、登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録事務規程）

第三十三条 指定登録機関は、登録事務に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務規程を変更すべきことを命ずることができ

（登録事務の休廃止）

第三十四条 指定登録機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（事業計画等）

第三十五条 指定登録機関は、毎事業年度開始前に（第二十八条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（役員等の選任及び解任）

第三十六条 指定登録機関の役員又は登録事務実

施者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（解任命令）

第三十七条 通商産業大臣は、指定登録機関の役員又は登録事務実施者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは登録事務規程に違反したとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員又は登録事務実施者を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第三十八条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び立入検査）

第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（適合命令等）

第四十条 通商産業大臣は、指定登録機関が第三十条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、

この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第四十一条 通商産業大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十三条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

四 第三十三条第三項、第三十七条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十二条 指定登録機関は、帳簿を備え、登録事務に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（聴聞）

第四十三条 通商産業大臣は、第三十七条又は第四十一条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て）

第四十四条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十

）が適用される。

（通商産業大臣による登録事務の実施等）

第四十五条 通商産業大臣は、指定登録機関が第三十四条の許可を受けた登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十一条の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により登録事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十四条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第四十一条の規定により通商産業大臣が指定登録機関の指定を取り消した場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

（公示）

第四十六条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十八条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条の規定による届出があつたとき。

三 第三十四条の許可をしたとき。

四 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により通商産業大臣が登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第五章 雑則

（在外者の裁判権）

第四十七条 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者の回路配置利用権その他回路配置利用権に關する権利については、通商産業省令の所在地をもつて民事訴訟法（明

治二十三年法律第二十九号) 第八条の財産の所在地とみなす。

(回路配置原簿等)

第四十八条 回路配置原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ)をもつて調製することができる。

2 何人も、通商産業大臣に対し、回路配置原簿の謄本若しくは抄本若しくは回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付又は回路配置原簿若しくは第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料(通商産業大臣が秘密を保持する必要があると認めるものを除く)の閲覧若しくは謄写を請求することができる。

(手数料等)

第四十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関)に納付しなければならない。

一 設定登録を受けようとする者
二 第二十一条第一項又は第二項の登録を受けようとする者

三 前条第二項の規定により回路配置原簿の謄本若しくは抄本又は回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求しようとする者

四 前条第二項の規定により回路配置原簿又は申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料の閲覧又は謄写を請求しようとする者
前項(第一号及び第二号に掲げる者に係る部分に限る)の規定は、通商産業大臣が設定登録又は第二十一条第一項若しくは第二項の登録を行う場合については、適用しない。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 第一項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第五十条 この法律に定めるもののほか、設定登録並びに第二十一条第一項及び第二項の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則
第五十一条 回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。
第五十二条 詐欺の行為により設定登録を受けた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第四十一条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の許可を受けないで登録事務の全部を廃止したとき。
二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第四十二条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十一条第一項又は第五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十三条まで、第四十六条、第五十三条及び第五十五条(第一号を除く)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の日前二年以内に、創作等又はその許諾を得た者が最初に業として第二十条第三項第二号に掲げる行為をした回路配置について、この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に設定登録の申請がされたときは、その設定登録については、第六条の規定は、適用しない。

第三条 回路配置利用権の効力は、この法律の施行の際現に存する半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。次条において同じ)をこの法律の施行後一年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

第四条 第二十七条第一項の規定は、この法律の施行前にされた回路配置の利用及びこの法律の施行の際現に存する半導体集積回路をこの法律の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、適用しない。

施行前にされた回路配置の利用及びこの法律の施行の際現に存する半導体集積回路をこの法律の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、適用しない。

(破産法の一部改正)

第五条 破産法大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第百九十七条第二号中「実用新案権」の下に「回路配置利用権」を加える。

(相続税法の一部改正)
第六条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第八号中「これらのもの」を「これらに、又は商標権」を、商標権又は回路配置利用権若しくはその利用権で登録されているものに改める。

(印紙税法の一部改正)
第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の定義の欄中「意匠権」の下に「回路配置利用権」を加える。

(登録免許税法の一部改正)
第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「商標権」の下に「回路配置利用権」を加える。

別表第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 回路配置利用権の信託の登録を含む。

(一) 回路配置利用権の設定の登録
(二) 回路配置利用権の移転の登録
イ 相続又は法人の合併による移転の登録
ロ その他の原因による移転の登録

専用利用権又は通常利用権の設定の登録

登録

回路配置利用権の件数 一件につき一万八千円

回路配置利用権の件数 一件につき三千円

回路配置利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

専用利用権又は通常利用権の件数 一件につき九千円

(四) 回路配置利用権、専利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分制限の登録		債権金額	千分の四
(五) 専利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録		回路配置利用権、専利用権又は通常利用権(以下この号において「回路配置利用権等」という。)の件数	一件につき千五百円
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
ロ その他の原因による移転の登録		回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
(ウ) 信託の登録		回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
(エ) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(イ)から(ウ)までの登録に該当するものを除く。)		回路配置利用権等の件数	一件につき千円
(オ) 登録の抹消		回路配置利用権等の件数	一件につき千円

(通商産業省設置法の一部改正)

第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五号第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利を登録すること。

中小企業技術開発促進臨時措置法案

中小企業技術開発促進臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、最近における技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う技術開発を促進するための措置を講ずることにより、中小企業の技術の向上を通じて、中小企業の振興と我が国産業技術の調

和ある発達とを図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る)をいう。

3 この法律において「技術開発」とは、次に掲げる行為をいう。

一 中小企業者(第一項第六号に掲げる者を除く。次条第二項及び第四項、第四号第一項、第五号第一項及び第二項、第六号第一号並びに第十一号において同じ)が技術(生産、販売又は役務の提供の技術で、技術革新の進展に即応し、かつ、著しい新規性を有するものに限る。以下同じ)に関する研究開発を行うこと(当該中小企業者が当該研究開発の成果の利用を行うことを含む)。

二 組合等が技術に関する研究開発を行うこと(当該組合等又はその構成員が当該研究開発の成果の利用を行うことを含む)。

第三条 通商産業大臣は、技術開発に関する指針(以下「技術開発指針」という。)を定めなければならない。

2 技術開発指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 技術開発の対象とすべき技術の内容に関する事項

二 中小企業者及び組合等が採るべき技術開発の実施方法に関する事項

三 その他技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要事項

3 通商産業大臣は、技術革新の進展その他経済事情の変化のため必要があると認めるときは、技術開発指針を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、技術開発指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

5 通商産業大臣は、技術開発指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(技術開発計画の認定)

第四条 中小企業者及び組合等は、技術に関する研究開発を行うとするときは、技術開発に関する事業(以下「技術開発事業」という。)についての計画を作成し、これをその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 技術開発事業の目標

二 技術開発の対象とする技術の内容、技術開発の実施方法、技術開発に必要な施設その他技術開発事業の内容

三 技術開発事業の実施時期

四 技術開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 組合等が技術開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担

ならない。

2 技術開発指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 技術開発の対象とすべき技術の内容に関する事項

二 中小企業者及び組合等が採るべき技術開発の実施方法に関する事項

三 その他技術開発を行うに当たつて配慮すべき重要事項

3 通商産業大臣は、技術革新の進展その他経済事情の変化のため必要があると認めるときは、技術開発指針を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、技術開発指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

5 通商産業大臣は、技術開発指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(技術開発計画の認定)

第四条 中小企業者及び組合等は、技術に関する研究開発を行うとするときは、技術開発に関する事業(以下「技術開発事業」という。)についての計画を作成し、これをその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の計画には、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 技術開発事業の目標

二 技術開発の対象とする技術の内容、技術開発の実施方法、技術開発に必要な施設その他技術開発事業の内容

三 技術開発事業の実施時期

四 技術開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 組合等が技術開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担

金の賦課をしようとする場合に於ては、その賦課の基準

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る同項の計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が技術開発指針に照らして適切なものであること。

二 前項第四号に掲げる事項が技術開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合に於ては、その賦課の基準が適切なものであること。

(技術開発計画の変更等)

第五條 前条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、その住所を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。これを變更するときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同項の計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「技術開発計画」という。)が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた中小企業者若しくは組合等が技術開発計画に従つた技術開発事業の実施をしていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(資金の確保)

第六條 国は、次に掲げる者による技術開発計画(第二号に掲げる者にあつては、その者を構成員とする同号の組合等に係る技術開発計画)に従う技術開発事業の実施に必要な資金(以下「技術開発事業資金」という。)の確保に努めるものとする。

一 第四條第一項の認定を受けた中小企業者及

び組合等

二 前号に規定する組合等(以下「認定組合等」という。)の構成員たる中小企業者

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第七條 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一

号)第八條第一項各号に掲げる事業のほか、前条各号に掲げる者(以下「認定中小企業者等」という。)のうち資本の額が一億円を超える株式会社で同項第一号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものが技術開発計画(認定組合等の構成員たる中小企業者にあつては、当該認定組合等に係る技術開発計画。以下同じ。)に従つて技術開発事業を実施するため

に必要な資金の調達を図るために発行する新株又は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債(その転換により発行された株式を含む。)の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株又は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債(その転換により発行された株式を含む。)の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第八條第一項第一号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第八條 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條の六第一項に規定する

新技術企業化保険(以下単に「新技術企業化保険」という。)の保険関係で、技術開発関係保証(同項に規定する債務の保証で技術開発事業資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについては、同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「一億三千万円(中小企業技術開発促進臨時措置法第六條に規定する技術開発事業資金(以下単に「技術開発事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億円)」と、

「二億六千万円(技術開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係について

は、一億円)」と、同条第二項中「一億円」とあるのは「一億三千万円(技術開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億円)」とする。

2 信用保証協会が中小企業者について一の無担保保証(技術開発関係保証でその保証について担保(保証人の保証を除く。)を提供せざることをいう。以下同じ。)をした場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証関係(新技術企業化保険の保険関係で無担保保証に係るものをいう。以下同じ。)の保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該中小企業者についての無担保保証関係の保険料額の合計額が三千万円を超える場合における当該一の無担保保証に係る無担保保証関係の保険料の額については、この限りでない。

(課税の特例)

第九條 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該技術開発計画に従つて実施する技術開発事業に係る試験研究(以下「技術開発計画に係る試験研究」という。)に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定組合等が技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し技術開発計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合は、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、技術開発計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

4 認定組合等の構成員たる中小企業者が技術開発計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(技術開発の促進のための措置)

第十條 国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、認定中小企業者等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一條 都道府県知事は、第四條第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 中小企業技術開発促進臨時措置法

(昭和六十年法律第 号)第四條第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等が当該認定に係る同法

第四條第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業(これに係るものとして政

令で定める事業を含む)の用に供する土地

附則第三十二條の三第三項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項から第三項まで」に

「第五項まで」を「第六項まで」に、「及び第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第八項とし、同条第六項の表の下欄中「附則第三十二條の三第三項から第五項まで」を「附則第三十二條の三第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

六 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業技術開発促進臨時措置法の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四條第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等(以下本項及び次条第三項において「組合等」という)が当該認定に係る同法第四條第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る)に係るものの新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二

第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第二項中「本項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 前条第六項に規定する施設に係る事業所等において組合等が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る同項に規定する政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第四條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第 号)の施行に関する

こと。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項を削る。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十六号までを一ずつ繰り上げる。

第十五條第二項第一号中「第四号、第七号及第十六号」を「第六号及第十五号」に改める。

第二十三條中「第一項第四号」を「第一項第一号及第四号」に、「及理事」を「副理事長及理事」に改める。

第二十四條中「一人」の下に「副理事長一人」を加える。

第二十五條第二項中「理事長」の下に「及副理事長」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第二十六條第一項中「理事」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長」に、「監事」を「理事及監事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

副理事長及理事ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ命ズ

第二十七條第一項中「主務大臣」の下に「ノ認可ヲ受ケ理事長」を、「市街地再開発組合」の下に「(以下此等ヲ「出資資格団体」ト総称ス)」を加える。

第二十八條第一項中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ニ係ル

外國為替取引ヲ行フ銀行其ノ他ノ金融機關ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ為ニ債務ノ保証又ハ手形ノ引受ヲ為スコト

第二十八條第一項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

イ 出資資格団体及其ノ構成員

ハ 次条ニ規定スル法人

ニ 第二十八條ノ四第一項第二号イニ掲グル法人ニシテ同号ノ業務ノ相手方タルモノ

ホ 国、公共団体其ノ他營利ヲ目的トセザル法人

ヘ 銀行其ノ他ノ金融機關

ト 本邦内ニ住所又ハ居所(法人ニ在リテハ主たる事務所)ヲ有スル者以外ノ者(以下「非居住者」ト謂フ)

第二十八條第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六 前号ニ掲グル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金屬其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為スコト

七 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券(商工債券ヲ除ク)ノ委託売買ヲ為スコト

第二十八條第一項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 所屬団体又ハ其ノ構成員ニ對シ國債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券(以下「國債等」ト謂フ)ニ係ル募集又ハ売出ノ取扱、売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト

九 所屬団体又ハ其ノ構成員ニ對シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト

十 所屬団体ノ構成員ノ株式ノ取得ヲ為スコト(命令ノ定ムル所ニ依リ投資ノ目的ヲ以テ為ス場合ニ限ル)

十一 所屬団体又ハ其ノ構成員ヲ相手方トシテ金錢債權(讓渡性預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書ヲ以テ表示セラルモノヲ含ム

以下同ジノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト
第二十八條第一項に次の二号を加える。

十三 両替ヲ為スコト
第二十八條第二項中「乃至第四号」を削り、同条第四項中「第一項第八号」を「第一項第十二号」に改め、同条第三項を削る。

第二十八條ノ二中「輸出」を「貿易」に、「乃至第四号」を「及第二号」に改める。

第二十八條ノ三を削り、第二十八條ノ四第一項中「法人」の下に「電氣事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」を、「代理スルコト」の下に「(第二十八條第一項第八号並ニ第二十八條ノ六第一項第一号及第二号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)」を加え、同条を第二十八條ノ三とし、同条の次に次の三条を加える。

第二十八條ノ四 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該業務ノ遂行ヲ妨ガザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 左ニ掲グル者ニ對シ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト

イ 出資資格団体
ロ 所屬団体又ハ其ノ構成員ヨリ出資ヲ受ケタル法人(非居住者タルモノニ限ル)ニシテ当該所屬団体又ハ其ノ構成員トノ間ニ緊密ナル経済關係ヲ有スルモノ

ハ 所屬団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ノ相手方タル非居住者
ニ 銀行其ノ他ノ金融機關
ホ 証券業者

二 左ニ掲グル者(前号ニ掲グルモノヲ除ク)ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト

イ 出資資格団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ発達ヲ図ル為必要ナル施設ヲ行フ法人
ロ 中小規模ノ事業者ヲ其ノ主たる構成員トシ且其ノ構成員タル中小規模ノ事業者ノ資

易ノ振興又ハ事業ノ合理化ヲ図リ其ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人

三 商工債券又ハ國債等ノ所有者ニ對シ当該商工債券又ハ國債等ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

四 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為シタル場合ニ於テ当該者ニ對シ当該預金ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

イ 出資資格団体ノ構成員
ロ 所屬団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員ハ公共団体其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ニ非居住者

前項各号ノ業務ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條ノ五 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第五号ノ業務ノ外左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 第二十八條第一項第一号及第二号ノ業務ニ係ル債權ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於テ当該債權ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

二 商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債券ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

三 商工債券又ハ國債等ノ所有者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト

四 左ニ掲グル者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト
イ 電氣事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ商工組合中央金庫ガ第二十八條ノ三第一項ノ規定ニ依リ其ノ業務ノ代理ヲ為シタルモノ

ロ 第二十八條ノ三第一項ノ規定ニ依ル業務ノ代理ニ係ル貸付ヲ受ケタル者
ハ 前条第一項第一号ロ、ハ及ホ並ニ第二号ロニ掲グル者ニシテ同項第一号又ハ第二号ノ業務ノ相手方タルモノ

ニ 前三号及イ乃至ハニ掲グル者以外ノ者ニシテ其ノ者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコトガ商工組合中央金庫ノ經常的經費ノ円滑ナル支払ニ資スト認メラルル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第二十八條ノ六 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第六号乃至第九号及第十一号ノ業務ノ外同項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ遂行ヲ妨ガザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 國債等ノ引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク)及当該引受ニ係ル國債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト

二 國債等ニ係ル引受(売出ノ目的ヲ以テ為スモノニ限ル)、募集若ハ売出ノ取扱(前号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)又ハ不特定且多數ノ者ニ對スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト

三 金錢債權(命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル)ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項第二号又ハ第三号ノ業務ヲ営ムントスルコトキハ其ノ内容及方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ此等ノ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ認可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條第一項中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同項第一号中「國債証券、地方債証券」を「國債等」に、「買入」を「取得」に改め、同項第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金錢信託ヲ為スコト
四 前二号ニ掲グル方法ノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケタル金錢債權(証書ヲ以テ表示セラルルモノニ限ル)ノ取得ヲ為スコト

第二十九條第一項第五号及び第六号並びに第二十九條ノ二を削る。

第三十條中「規定セザル業務」を「規定スル業務及之ニ附随スル業務ヲ営ムノ外他ノ業務」に改め

第四十五條に次の一項を加える。

前項ノ貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ガ直前事業年度ニ於ケルモノト同一ナルトキハ同項ノ認可ハ之ヲ受ケルコトヲ要セス
第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 雜則

第四十九條ノ二 本法ニ基キ政令又ハ命令ヲ制定シ又ハ改廢スル場合ニ於テハ夫々政令又ハ命令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廢ニ伴ヒ合理的ニ必要アリト判斷セラルル範圍内ニ於テ所要ノ経過措置(罰則ニ關スル経過措置ヲ含ム)ヲ定ムルコトヲ得

第五十條第一項中「理事長の下に」、副理事長」を加え、「二十万円」を「百万円」に改める。

第五十一條中「理事長の下に」、副理事長」を加え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

第五十二條中「理事長の下に」、副理事長」を加え、「千円以上二万円」を「十万円」に改める。

第五十三條中「千円以上二万円」を「十万円」に改める。

第六十二條を削る。

附則

(施行期日)
一 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)
二 主務大臣は、この法律の施行後遅滞なく、商工組合中央金庫の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、改正前の第十五條第二項第一号の規定により登記されている存立期間に係る事項の抹消の登記を嘱託しなければならない。

三 登記所は、前項の嘱託を受けたときは、その登記をしなければならない。

四 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事である者は、その際改正後の第二十六條第二項の規定により理事として任命されたものと

みなす。

5 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の評議員である者は、その際改正後の第二十七条第一項の規定により評議員として任命されたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の理事、監事又は評議員である者の任期は、改正後の第二十六条第三項又は第二十七条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における改正前の第二十六条第二項又は第二十七条第三項の規定によるその者の商工組合中央金庫の理事、監事又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(租税特別措置法の一部改正)

8 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十八条の四第一項中「から第四号まで」を「及び第二号」に改める。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件

通商産業省設置法第十四条第一項及び第十五条第一項並びに第十六条の規定により関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東東北鉱山保安監督部	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県 静岡県
関東東北鉱山保安監督部東京支部	東京都	東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 川崎県 山梨県 新潟県 長野県 静岡県

第四号中正誤

二 二 段 行 誤
三 二 三 振興 正
四 六 経営 振興事業
經常

昭和六十年四月十三日印刷

昭和六十年四月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局